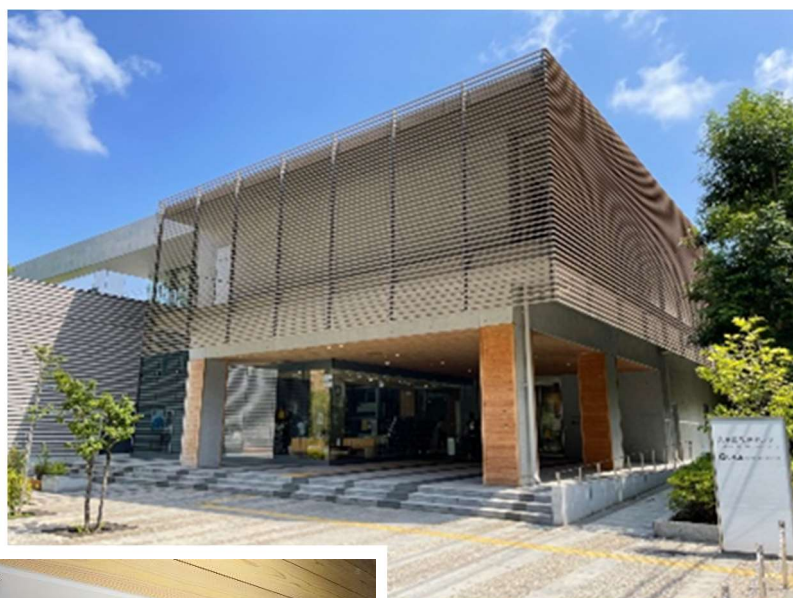


# 文京区教育センター紀要

(第 58 号)



令和5年度版  
文京区教育センター



## あいさつ

教育センターの各種事業の関係者の皆様及び地域の皆様並びに教育センター利用者の皆様におかれましては、日頃からセンターの運営にご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに伴い、縮小や休止等の対応を余儀なくされた各種講座等の事業運営をコロナ禍前の状況に戻すとともに、新たな不登校支援施策として「学びの居場所架け橋計画」に取り組みました。本事業は、区立小・中学校からモデル校を選定し、校内居場所（別室）対応指導員を配置するとともに、NPOと連携してオンラインシステムを活用した学習支援等を実施することで、学級に馴染めない児童・生徒一人一人の状況に応じた対応の充実を図っております。

また、子どもたちの健やかな育ちを支える拠点として、子どもの教育相談と発達相談、児童発達支援（そよかぜ）と放課後等デイサービス（ほっこり）など乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援に取り組んだほか、子どもたちの自然科学や情報科学への興味・関心を高めるため、教育センターでの講座や学校への出前授業を行いました。あわせて、区立幼稚園・小・中学校教職員の資質・能力の向上を図るため、教育アドバイザーの派遣及び教育課題に関する研修を実施しました。

令和6年度は、「多様な学び支援事業」として、校内居場所（別室）対応指導員を配置するモデル校の拡充やスクールソーシャルワーカーの全小中学校への配置に取り組むなど、各種事業の充実に向けて、職員一同取り組んでまいります。

引き続き、関係者の皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力をいただけますと幸いです。

令和6年8月

文京区教育センター

所長 木口 正和

第1章 概要	1
1 設置の目的	1
2 基本方針	1
3 沿革	1
4 組織	3
5 当初予算	4
6 施設の概要	5
7 施設利用状況	8
第2章 総合相談事業	9
1 概要	9
2 総合相談室	10
3 発達支援巡回相談事業	15
4 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト (BSSP)	17
5 スクールカウンセラー (SC) の配置	18
6 スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置及び派遣	20
7 巡回相談員の派遣 (特別支援教室の導入に伴う心理士等の巡回相談)	21
8 療育指導派遣事業	21
9 学校と家庭の連携推進事業	21
10 教育支援センター (ふれあい教室)	22
11 不登校対応チーム	23
12 校内居場所 (別室) 対応指導員	23
13 オンラインシステム「room-K」を活用した支援	23
14 保護者向けの進路説明会	23
第3章 児童発達支援センター事業	24
1 概要	24
2 児童発達支援 (そよかぜ)	24
3 放課後等デイサービス (ほっこり)	25
4 障害児相談支援	26
第4章 教員研修・研究事業	27
1 概要	27
2 教育アドバイザー事業	27
3 教育課題研修	28
第5章 教育資料室・教科書センター運営	32
1 概要	32
2 実施状況	32

第6章 特別支援連携協議会	33
1 概要	33
2 特別支援連携協議会及び部会等の活動	33
3 専門家チームの派遣	33
第7章 自然科学教育事業	34
1 概要	34
2 専門指導員の学校派遣	34
3 児童・生徒対象の科学講座	35
第8章 情報科学教育事業	39
1 概要	39
2 子どもパソコン教室	39
3 親子タブレット教室	40
4 中学生プログラミング講座	40
5 小学校プログラミング授業支援	40
第9章 健康・体力増進事業	44
1 概要	44
2 健康・体力向上事業	44
第10章 地域大学等連携事業	47
1 概要	47
2 地域大学等連携事業	47
第11章 小・中学校連合行事	50
1 概要	50
2 実施状況	50

資料.....	52
文京区教育センター条例.....	52
文京区教育センター条例施行規則.....	55
文京区教育センター処務規則.....	61
文京区教育センター運営委員会要領.....	64
文京区教育センター総合相談事業運営要綱.....	65
文京区教育支援センター運営要領.....	68
文京区スクールソーシャルワーカー運営要領.....	76
学校と家庭の連携推進事業実施要領.....	77
校内居場所（別室）対応指導員配置事業実施要領.....	78
文京区児童発達支援センターが提供する支援に関する要綱.....	79
文京区児童発達支援センターにおける児童発達支援事業運営要綱.....	80
文京区児童発達支援センターにおける放課後等デイサービス事業運営要綱.....	85
文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱.....	90
文京区児童発達支援センター医療的ケア判定会設置要綱.....	105
文京区児童発達支援センター虐待防止委員会設置運営要綱.....	107
文京区児童発達支援センター身体拘束等適正化対策検討委員会設置運営要綱.....	109
文京区児童発達支援センター指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業運営規程.....	111
文京区児童発達支援センター給食事業実施要綱.....	113
文京区特別支援連携協議会設置要綱.....	116
文京区教育センター教育資料室の運営に関する要領.....	121
文京区教育センター科学教育事業実施要領.....	123
文京区教育センター防犯カメラの設置及び運用に関する要綱.....	125

# 第1章 概要

## 1 設置の目的

文京区における教育の充実・振興を図る。

## 2 基本方針

- ・教職員、児童、生徒を対象として、活用できるものであること。
- ・教育現場に密着したもので、常に学校側から積極的に活用されるものであること。
- ・センター全体をとおして、区としての特色を発揮できるものであること。

## 3 沿革

- |             |   |
|-------------|---|
| 昭和29年4月1日   | 文京区小学校教育研究会児童研究部が教育相談開始   |
| 6月1日        | 文京区教育研究所が発足し、文京区の特殊学級「あおば学園(旧礪川小学校舎)」開設                                     |
| 昭和31年4月1日   | 教育相談部、特殊教育部の二部制を採用  |
| 昭和32年6月1日   | 研究調査部を加え、三部制をとる   |
| 昭和33年4月1日   | 教育研究所に運営委員会を設置<br>文京区小学校科学教育センターを窪町小学校、千駄木小学校に設置<br>文京区中学校科学教育センターを第四中学校に設置 |
| 昭和36年2月1日   | 教育研究所を汐見小学校内に移転<br>機構を庶務部、研究調査部、教育相談部の三部制に改組                                |
| 昭和38年12月    | 文京区教育センター設置の方針決定  |
| 昭和39年2月8日   | 教育研究所を元町小学校内に移転   |
| 3月30日       | 教育センター設置調査研究委員会発足   |
| 昭和40年8月4日   | 教育センター建設工事着工  |
| 昭和41年4月1日   | 教育センター準備室設置   |
| 4月28日       | 教育センター設立調査研究委員会を教育センター準備委員会に改組  |
| 10月7日       | 区議会において文京区教育センター設置条例可決  |
| 10月11日      | 教育委員会において文京区教育センターの管理運営に関する規則<br>文京区教育センター処務規則制定                            |
| 10月12日      | 教育センター落成  |
| 10月15日      | 教育センター開所<br>科学教育センター、教育研究所を移転、統合<br>科学教育部、調査研究部、資料部、教育相談部の四部制で活動開始          |
| 昭和42年1月23日  | 小・中学校理科移動教室開始   |
| 昭和44年10月17日 | 中学校技術科移動教室開始  |
| 昭和46年2月14日  | プラネタリウム新設工事着工   |
| 7月19日       | プラネタリウム竣工   |
| 10月1日       | プラネタリウム移動教室開始   |
| 昭和48年9月17日  | 隣地731.3㎡をセンター用地として取得  |
| 昭和51年7月14日  | 幼児教育部設置、五部制   |
| 昭和53年6月1日   | 文京区教育史編纂室開設、五部一室制、「文京区教育史」編纂事務開始  |
| 昭和54年3月23日  | 教育センター増築工事着工  |
| 昭和55年3月31日  | 教育センター増築工事竣工  |
| 4月25日       | 音楽教育部、教育機器研究部、教育資料室(資料部廃止)設置、六部二室制、   |
| 5月15日       | 教育センター別館開所  |
| 6月25日       | 電話教育相談室開設   |
| 9月1日        | 音楽移動教室開始  |
| 昭和58年3月31日  | 「文京区教育史」刊行、文京区教育史編纂室閉室  |
| 昭和62年5月1日   | 視聴覚室一般開放開始(社会教育関係団体)  |
| 昭和63年3月31日  | 中学校理科移動教室閉室   |

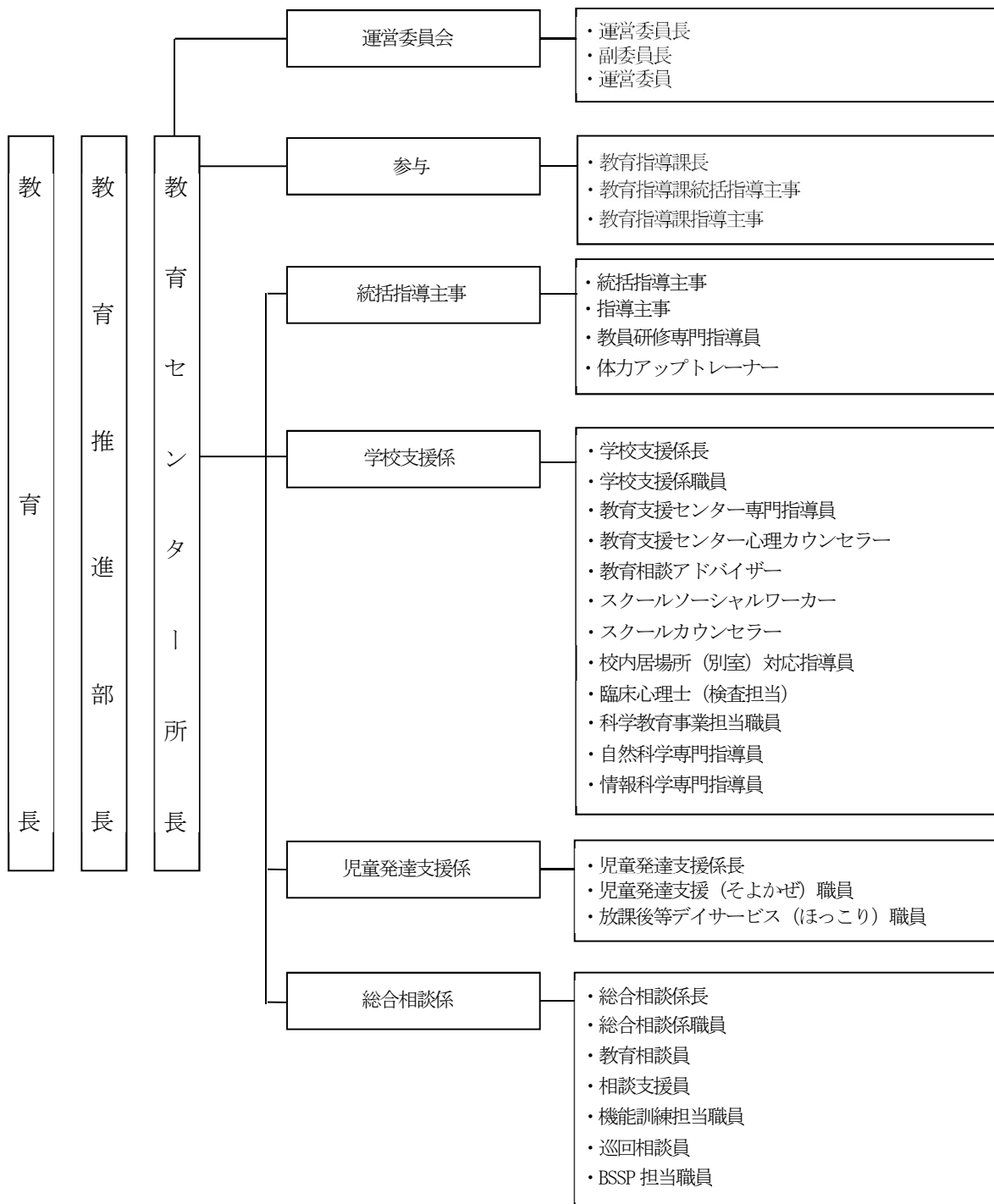
平成 2 年 2 月 28 日	中学校技術科移動教室閉室
10 月 23 日	コンピュータ教室開室
平成 4 年 10 月 1 日	研修室一般開放開始(社会教育関係団体)
平成 7 年 1 月 4 日	いじめ電話相談開設
平成 8 年 4 月 15 日	子育てひろば・西片開設(旧西片幼稚園)
平成 9 年 4 月 1 日	文京区教育センター設置条例を全面改正 (「文京区教育センター条例」とし関係規則を改正) 研修室一般開放開始(区内在住個人又は団体)
平成 10 年 4 月 1 日	旧西片幼稚園を教育センター分室として引継
平成 11 年 9 月 13 日	子育てひろば・西片を柳町幼稚園に一時移転(12 年 6 月まで)
平成 12 年 5 月 8 日	子育てひろば・汐見開設(旧汐見幼稚園)
平成 13 年 4 月 1 日	視聴覚室一般開放開始(区内在住個人又は団体)
平成 14 年 3 月 31 日	小学校理科・プラネタリウム・音楽移動教室閉室
4 月 1 日	教育センター運営組織改正(部・室制廃止)、総合教育相談室設置 自然科学教育事業、情報科学教育事業を開始
平成 17 年 3 月 8 日	文京区教育センター条例一部改正
平成 18 年 4 月 1 日	子育てひろば西片・子育てひろば汐見を子育て支援課に移管
平成 19 年 3 月 1 日	文京区教育センター条例全部改正
3 月 31 日	研修室、視聴覚室の一般開放終了
5 月 18 日	春日一丁目 9 番 21 号(旧小石川保健サービスセンター)へ移転
平成 23 年 3 月	文京区教育センター等建物基本プラン策定
4 月 1 日	総合教育相談事業、子ども科学カレッジ開始
平成 24 年 7 月 7 日	東大総合博物館がやってきた「火星-ウソカラダタマコト-」展開催
9 月 2 日	文京区教育センター((仮称)青少年プラザ併設)建設工事着工
平成 26 年 4 月 1 日	地域・大学連携協働デスク事業を開始
平成 26 年 12 月 11 日	文京区教育センター条例全部改正
平成 27 年 2 月 27 日	文京区教育センター建設工事竣工
3 月 21 日	湯島四丁目 7 番 10 号に移転
4 月 1 日	文京区教育センター開設 総合相談事業、児童発達支援センター事業、健康・体力増進事業を開始
6 月 11 日	東京大学総合研究博物館と連携してスクール・モバイルミュージアムを開始
平成 29 年 4 月 1 日	地域大学等連携事業を開始
8 月 19 日	区制 70 周年記念事業「子ども科学ヴィレッジ〜1 日限定 Science Village〜」 開催
令和 6 年 3 月 31 日	現在に至る



4 組織

令和5年度 文京区教育センター運営組織表

令和6年3月31日現在



## 5 当初予算

(千円)

事業別	5年度	4年度	増減	説明
児童発達支援事業	79,557	77,183	2,374	乳幼児を対象としたグループ療育の実施
放課後等デイサービス事業	49,949	51,668	△1,719	小学生を対象としたグループ療育の実施
相談支援事業	149,649	146,857	2,792	臨床心理士、医師等による相談・指導の実施、障害児支援利用計画作成、地域支援事業
発達支援巡回相談事業	25,881	26,455	△574	保育園・幼稚園・育成室へ発達支援巡回相談事業
スターティング・ストロング・プロジェクト	21,301	21,697	△396	臨床心理士等の専門家チームによる幼稚園・保育園・児童館等への専門的発達支援等
事業運営費	66,553	64,806	1,747	給食委託、給食材料費、バス送迎委託等
児童発達支援センターPCR検査経費	300	881	△581	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための社会的検査の実施
自然科学教育事業	30,193	29,834	359	子ども科学カレッジ、移動科学教室等
情報科学教育事業	8,159	7,635	524	子どもパソコン教室(プログラミング教室委託含む) 情報システム機器借上げ
教員研修・研究事業	18,681	19,805	△1,124	教員研修
教育資料室・教科書センター運営	1,446	1,263	183	教育資料室資料整備、システム機器賃貸借等
教育相談事業	53,240	53,951	△711	面接相談・電話相談・いじめ電話相談等の教育相談事業
施設維持管理費	88,319	72,822	15,497	各種設備保守、総合管理(清掃・設備)委託経費、光熱水費
運営事務費	17,258	16,748	510	印刷機借上げ等の教育センター運営事務費
地域大学等連携事業	3,231	3,313	△82	スクール・モバイルミュージアム、講師謝礼、児童交通費等
小学校連合行事	6,426	6,981	△555	演劇鑑賞教室、音楽鑑賞教室、陸上記録会、連合展覧会、都行事参加
中学校連合行事	7,324	8,700	△1,376	演劇鑑賞教室、音楽鑑賞教室、連合演奏会、総合体育大会、都行事参加
健康・体力増進事業	27,089	25,928	1,161	健康教室、体力向上、がん教育
特別支援連携協議会	275	260	15	特別支援連携協議会委員謝礼、専門家チーム派遣謝礼、「ふみの輪」印刷経費等
学校と家庭の連携推進事業	3,596	3,596	0	家庭と子供の支援員派遣
学校支援関係事業	171,179	150,266	20,913	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等派遣、ふれあい教室運営等
教育支援センターPCR検査経費	99	210	△111	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための社会的検査の実施
計	829,705	790,859	38,846	

## 6 施設の概要

(1) 所在地：文京区湯島四丁目7番10号

(2) 構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

規模：地上3階建

最高の高さ 14.29 m

敷地面積 4,695.42 m<sup>2</sup>

建築面積 3,184.05 m<sup>2</sup>

延床面積 6,745.31 m<sup>2</sup>

(3) 各階面積表

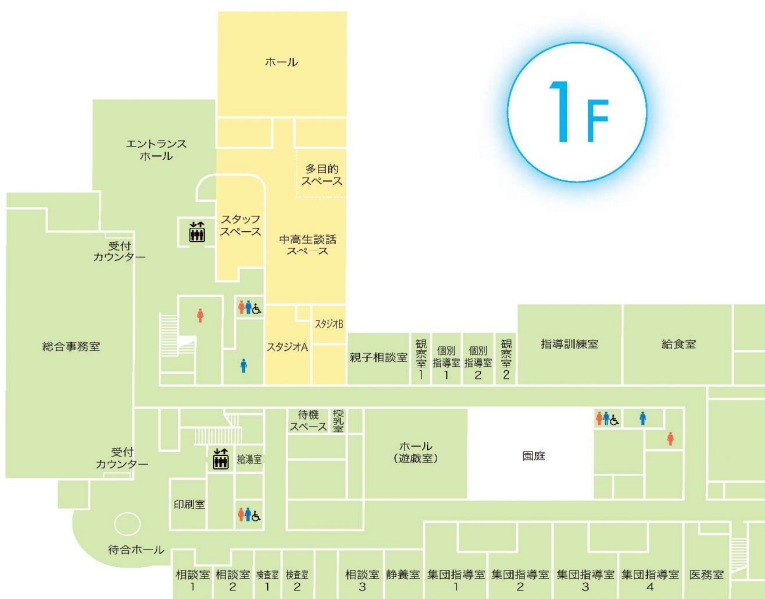
	床面積	摘要
1階	2,713.549 m <sup>2</sup>	人荷用エレベーター2基及び小荷物昇降機1基を積載 北側：定員15名 1,000kg 1基 南側：定員15名 1,000kg 1基
2階	2,481.178 m <sup>2</sup>	
3階	1,529.987 m <sup>2</sup>	
小計	6,724.714 m <sup>2</sup>	建物内床面積
バギー置場	9.880 m <sup>2</sup>	
受水槽ポンプ室等	10.720 m <sup>2</sup>	
合計	6,745.314 m <sup>2</sup>	延床面積

(4) 施設概要

階数	室名	内容
1階	総合事務室	職員執務スペース
	相談室1～3	総合相談の面接相談
	検査室1～2	発達検査等
	静養室	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの相談等
	集団指導室1～4	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの集団療育
	医務室	簡易な怪我の治療、体調不良等のケア
	ホール	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの集団療育
	園庭	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの集団療育
	給食室	集団療育に対する給食等の提供
	指導訓練室	機能訓練等
	個別指導室1～2	総合相談の個別指導相談等
	観察室1～2	個別指導の観察等
	親子相談室	総合相談の面接相談
b-lab（青少年プラザ）	スタッフスペース、中高生談話スペース、多目的スペース、音楽スタジオA・B、ホール	

階数	室名	内容
2階	研修室 1～3	教員研修等 ※一般貸出可
	大学連携事業室	東京大学総合研究博物館によるスクール・モバイルミュージアム
	健康指導室	健康相談等
	講師控室	教員研修等の講師控室
	ICT 準備室	ICT 担当事務室・サーバー室
	ICT 研修室	ICT 研修・パソコン教室等
	教育資料室・教科書センター	教科書展示・教育資料室
	プレイヤード	バスケットボール等
	プレイルーム 1～5	遊戯療法等
	ミーティングルーム 1～2	ケースカンファレンス等
	面接室 1～3	総合相談の面接相談
	相談室 4～5	総合相談の面接相談
	検査室 3	発達検査等
	個別指導室 3～4	総合相談の個別指導相談等
	理学療法室、作業療法室	機能訓練等
3階	科学実験室	科学教室等
	カレッジルーム	子ども科学カレッジ等
	科学準備室	科学担当事務室
	作業室	科学教室の準備等
	エコガーデン	植物栽培等
	軽運動室	ふれあい教室健康スポーツ等
	多目的室	ふれあい教室グループワーク等
	ふれあい教室職員室	ふれあい教室職員事務室
	学習室	個別学習等
	ふれあい教室面接室	ふれあい教室の面接相談
	ふれあいルーム	ランチ及び放課後活動等
	教室 1～2	自主学习等

(5) 施設図面



## 7 施設利用状況

### (1) 利用者別

単位：人

月	一 般	中 学 生	小 学 生	幼稚園児以下	合計
4	120	304	779	1,023	2,226
5	595	329	1,071	1,347	3,342
6	712	351	1,179	1,437	3,679
7	706	321	1,220	1,467	3,714
8	637	194	920	1,365	3,116
9	696	305	1,109	1,596	3,706
10	379	441	1,165	1,615	3,600
11	543	395	1,265	1,575	3,778
12	427	400	1,264	1,571	3,662
1	419	371	1,094	1,454	3,338
2	462	367	1,175	1,563	3,567
3	473	373	1,128	1,306	3,280
合計	6,169	4,151	13,369	17,319	41,008
前年	6,807	4,410	13,331	17,861	42,409

### (2) 事業別

単位：人

月	研修	科学事業	総合相談	専門訓練	児童発達支援 (そよかぜ)	放課後等デイ (ほっこり)	大学連携事業	その他	合計
4	0	136	768	531	345	184	0	262	2,226
5	94	190	864	570	504	258	563	299	3,342
6	147	264	981	578	532	266	468	443	3,679
7	189	348	1,057	577	498	255	517	273	3,714
8	205	216	870	556	516	217	507	29	3,116
9	87	364	1,142	603	486	177	482	365	3,706
10	72	376	1,223	660	536	160	141	432	3,600
11	114	270	1,097	666	497	240	353	541	3,778
12	6	397	1,032	696	501	226	339	465	3,662
1	20	223	920	671	462	224	362	456	3,338
2	64	319	1,107	644	468	178	320	467	3,567
3	0	206	1,065	734	270	147	457	401	3,280
合計	998	3,309	12,126	7,486	5,615	2,532	4,509	4,433	41,008
前年	1,083	2,436	12,784	7,156	6,047	2,469	6,099	4,335	42,409

\*大学連携事業はスクール・モバイルミュージアム、大学・企業等連携講座利用者数を表す。

\*その他は、ふれあい教室、教科書センター・教育資料室、健康・体力増進事業、研修室の利用者数、を表す。

## 第2章 総合相談事業

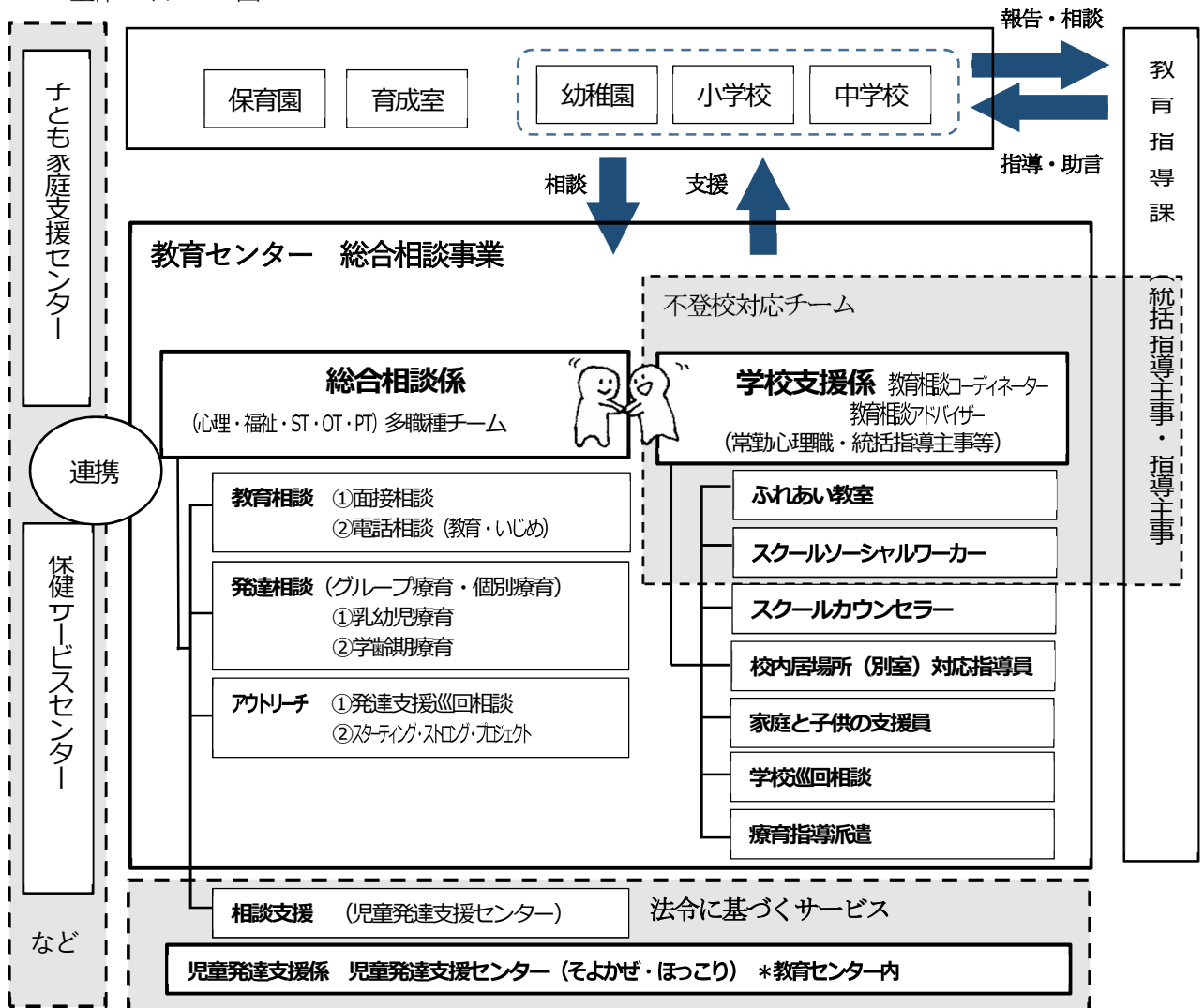
### 1 概要

乳幼児及び児童・生徒に関する、いじめ、不登校、集団不適応、非行、家庭内暴力、児童虐待、発達障害他の心身の障害等の教育・生活に係る悩みや問題の予防・発見・解消及び発達促進に向けて、子どもと保護者及び学校・園への支援をより効果的に行うために、総合相談体制をとっている。

#### (1) 総合相談事業の各相談機能

- ① 総合相談室
- ② 発達支援巡回相談事業
- ③ 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト
- ④ スクールカウンセラー（SC）の配置及び派遣
- ⑤ スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置及び派遣
- ⑥ 特別支援教室心理士等巡回相談
- ⑦ 療育指導（ST・OT）派遣
- ⑧ 学校と家庭の連携推進事業
- ⑨ 教育支援センター（ふれあい教室）
- ⑩ 不登校対応チーム

<全体のイメージ図>



## (2) 各相談機能間の連絡・情報共有

### ① 教育相談コーディネーター及び総合相談室担当への情報集約

各相談機能において把握した乳幼児及び児童・生徒の情報のうち、対応や連携が必要と思われるものについては、教育相談コーディネーター及び総合相談室担当が情報集約し、各相談機能への情報提供や対応の検討を行い、また必要に応じて、教育指導課や子ども家庭支援センター等の関係機関と連携して対応している。

### ② 総合相談連絡会

情報交換及び研修を目的とし、教育相談コーディネーター、区スクールカウンセラー、都スクールカウンセラー、ふれあい教室専門指導員、スクールソーシャルワーカー、総合相談室担当等が集まり、年3回開催していたが、令和3年度については、5月に新規都スクールカウンセラーを対象に文京区の総合相談事業体制の説明を目的に開催した1回のみ縮小開催とした。

### ③ 適応指導連絡会

不登校児童・生徒の状況に関する情報交換及び検討を目的とし、不登校対応チームの構成員である教育相談コーディネーター、ふれあい教室専門指導員、スクールソーシャルワーカー、総合相談室担当、教育相談アドバイザー、及び担当指導主事が集まり、年12回開催した。

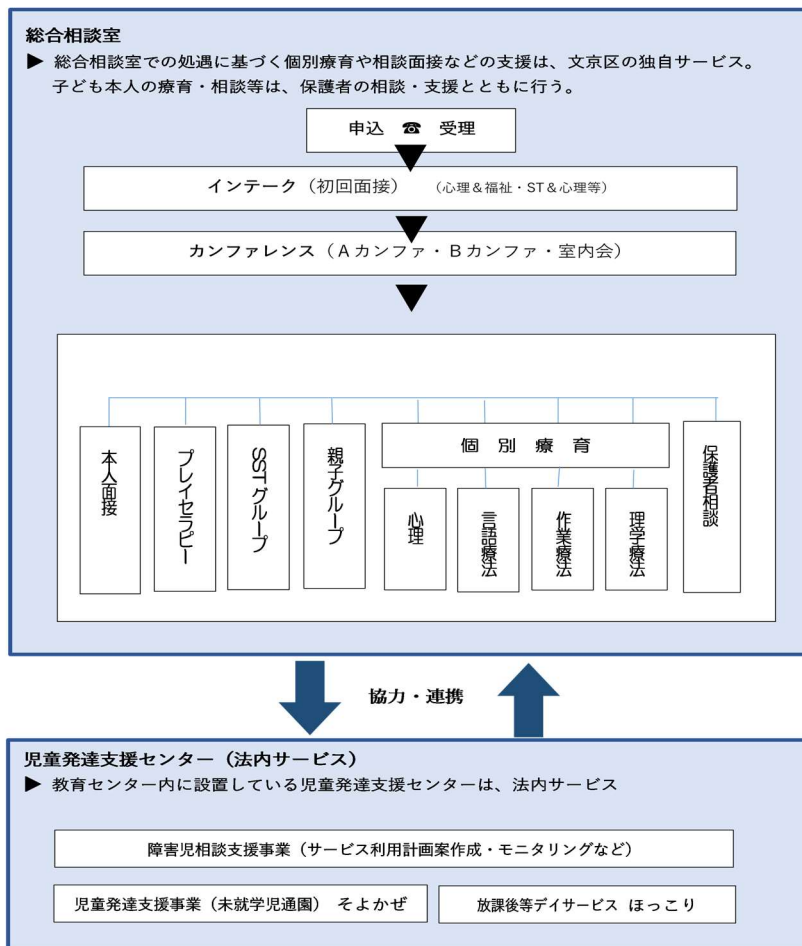
## 2 総合相談室

### (1) 概要

総合相談室は、子どもたちの健やかな成長発達と家庭生活の充実を目的とし、0歳から18歳までの子どもとその保護者を対象に、発達及び教育に係る様々な相談を受け、それぞれのニーズに応じて発達支援や心理的援助を行っている。(月～金曜、第2・第4土曜の午前8時30分から午後5時まで ※祝日・年末年始除く)

来所による相談は、原則として保護者からの電話等での事前の申込み後、インテーク（初回面接）の上、受理・処遇会議を経て、予約制で担当者による保護者と子どもそれぞれへの継続的な相談・支援を実施している。

総合相談室イメージ図





(2) 内容

① 発達相談

ア 乳幼児療育

障害又は発達の遅れや偏りのある子どもについて、発達の促進や生活の質の向上のために、保護者に対し子どもの発達の相談や養育に関する相談を行う。また、子どもの支援ニーズに応じて専門療法士（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士など）による個別療育及びグループ療育（親子グループ、社会性やコミュニケーション力を育てる SST グループなど）により発達支援を行う。

乳幼児療育 新規相談件数【主訴別・年齢別】 (件)

	運動発達の遅れ	ことば・知的発達の遅れ	発音・吃音	行動・社会性	その他	合計	前年度
0歳	12	4	0	0	2	18	23
1歳	5	60	0	7	0	72	73
2歳	1	45	4	30	3	83	92
3歳	0	17	15	33	0	65	85
4歳	0	10	21	41	3	75	56
5歳	2	4	19	45	2	72	63
合計	20	140	59	156	10	385	392
%	5%	36%	15%	41%	3%	100%	

乳幼児療育 新規相談件数【来談経路別】 (件)

	保育園幼稚園	子ども家庭支援センター	保健サービスセンター	医療機関	相談室のお知らせ	HP	区役所(窓口)	知人	その他(電話相談を含む)	合計	前年度
件数	112	4	84	26	3	3	80	24	49	385	392

乳幼児療育 年間実働相談件数 (件)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児(就学猶予児)	合計	前年度
件数	14	90	145	218	279	270	1	1,017	983

乳幼児療育 療育プログラム年間実施延べ回数 (回)

	個別相談	親子グループ	理学療法(PT)	作業療法(OT)	言語療法(ST)	心理指導	SSTグループ	医師診察	合計	前年度
件数	2,661	1,142	561	1,798	2,970	1,223	81	168	10,604	10,731

[乳幼児療育における件数や相談内容、来談経路の傾向]

新規相談件数は、昨年度に対して7件減少したが、0～2歳までは“ことば・知的発達の遅れ”を主訴とする相談が多く、学年が進むにつれて“行動・社会性”の心配を主訴とする相談が多くなる傾向は引き続きみられている。また、新規相談の来談経路のうち“その他”には、電話相談からの申し込みや子育てガイドを見ての申し込み等が含まれている。

昨年度末時点の相談利用児実人数は、1,017人となり令和4年度末より34人増加した。今年度開始時の継続利用児は726名となり、令和4年度末より30人増加した。支援の必要性が高い子どもやその家族の増加が見受けられ、療育の終了や頻度の軽減を行うことが少ない現状がある。今後も高まるであろう支援ニーズに対し、引き続き多職種による療育を実施し、子どもの発達段階を見極めながら適切な支援を提供していく必要がある。

#### イ 学齢期療育

小学生から高校生までの障害又は発達の遅れや偏りのある子どもに対し、本人の生活の質の向上や社会生活への適応、本人の自己実現を図ることを目的に、保護者との相談や専門療法士（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士など）による子ども本人への療育プログラムを実施している。併せて学校等との連携も行う。

（\*療育プログラム（個別療育）は、小学生から中学生までを対象とし、特別支援教育が基盤にあることを前提に、療育の目標を絞り、必要に応じて期間や回数を区切って実施している。）

#### 学齢期療育 新規相談件数【主訴別・学年別】 (件)

	運動発達の遅れ	ことば・知的発達の遅れ	発音・吃音	行動・社会性	学習	その他	合計	前年度
小学生(低) (小1～小3)	2	6	5	60	25	1	99	104
小学生(高) (小4～小6)	1	0	1	12	14	2	30	25
中学生	0	1	0	3	5	3	12	13
その他 (高校生など)	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	3	7	6	75	44	6	141	143
%	2%	5%	4%	53%	31%	4%	100%	

※ (%) は小数点以下を四捨五入

#### 学齢期療育 新規相談件数【来談経路別】 (件)

	学校	乳幼児療育	子ども家庭支援センター	医療機関	電話相談	相談室のお知らせ	HP	区役所(窓口)	その他	合計	前年度
低学年	25	20	1	6	2	3	8	1	33	99	104
高学年	13	0	1	0	2	1	6	0	7	30	25
中学生	6	0	1	0	1	0	1	0	3	12	13
高校生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	44	20	3	6	5	4	15	1	43	141	143
%	31%	14%	2%	4%	4%	3%	11%	1%	30%		

※ (%) は小数点以下を四捨五入

#### 学齢期療育 療育プログラム年間実施延べ回数【学年別】 (回)

	個別相談	理学療法 (PT)	作業療法 (OT)	言語療法 (ST)	心理指導	SSTグループ	医師診察	合計	前年度
小学生(低) (小1～小3)	950	26	266	177	38	0	18	1,475	1,512
小学生(高) (小4～小6)	472	17	155	78	28	0	2	752	770
中学生	205	13	20	17	18	0	5	278	186
その他 (高校生など)	21	0	0	0	0	0	0	21	11
合計	1,648	56	441	272	84	0	25	2,526	2,479
%	65%	2%	17%	11%	3%	0%	1%	100%	

※ (%) は小数点以下を四捨五入

【学齢期療育における件数や相談内容、来談経路の傾向】

学齢期療育の新規相談は昨年に比べて2件の減少となり、ほぼ横ばいに推移した。主訴内容は、昨年度同様、「行動・社会性」及び「学習」を主訴とする相談が多く、全体の80%以上を占めていた。紹介経路別に見ると、「学校」からの勧めや「乳幼児療育」を利用していた方からの申込みが多かった。「その他」は、再来談やきょうだい児が利用している、などが含まれていた。

相談や療育の年間実施延べ回数の合計は、昨年より増加した。「個別相談」（保護者に対する相談）は減少した一方で、専門職による療育プログラム等の実施回数が増加したことが影響したと考えられる。年齢別に見ると、「中学生」及び「その他（高校生など）」の児童・生徒に関する相談及び療育プログラムの回数が増加していた。年齢が高くなってからも、相談・支援のニーズがあることがうかがえた。なお、相談や療育と並行して、日常生活における支援に活かせるよう学校や他機関との連携を行っている。

② 教育相談

ア 面接相談

いじめ、不登校、集団不適応、非行、家庭内暴力、児童虐待、発達障害他の心身の障害等の子どもの発達や教育に関する悩みや心配事について、子どもと保護者への心理的援助を行う。小学生等の子どもで不登校や情緒的な不安が見られる場合は、遊びを通して心理的援助を行うプレイセラピーを行うことが多く、中学生以上の場合はゲーム、手芸、工作などを介してのカウンセリング面接が多い。保護者とは、定期的なカウンセリング面接を行っている。保護者の了承を得た上で、必要に応じて学校や園を訪問し、授業（保育）参観や教員との情報交換等を行い、学校や園との円滑な連携による支援も実施している。

教育相談 新規相談件数【主訴別・学年別】 (件)

学年	主訴	主 訴 別 分 類								合 計	前年度
		就学・進路		情 緒 と 行 動			発達と障害	環 境	その他		
		就学・就園	進 路	非社会的	反社会的	不登校 登校しぶり					
幼児以下	12	0	2	0	2	3	1	0	20	18	
小学生	17	2	16	16	53	52	6	3	165	170	
中学生	0	2	2	3	34	15	1	0	57	61	
一 般	0	1	1	0	2	0	0	0	4	12	
合 計	29	5	21	19	91	70	8	3	246	261	
(%)	12	2	9	8	37	28	3	0	100%		

\* 「就学・進路」について…「就学・就園」は教育指導課での就学相談によるもの（知能検査の実施）、  
「進路」は自主来談によるものである。

\* 「情緒と行動」について…「非社会的」は集団になじめない、いじめられる、神経症的傾向、かん黙等  
である。「反社会的」は集団からはみでる、暴力、反抗的、非行、怠学等  
である。

教育相談 年間相談件数【主訴別・学年別】 (件)

学年	主訴	主 訴 別 分 類								合 計	前年度
		就学・進路		情 緒 と 行 動			発達と障害	環 境	その他		
		就学・就園	進 路	非社会的	反社会的	不登校 登校しぶり					
幼児以下	12	0	2	0	3	5	1	0	23	18	
低学年(小1~3)	1	0	15	22	58	83	8	1	188	216	
高学年(小4~6)	16	2	19	14	68	99	9	2	229	236	
小学生	17	2	34	36	126	182	17	3	417	452	
中学生	0	2	12	13	102	84	8	1	222	215	
一 般	0	4	10	11	40	43	5	2	115	129	
来所総件数	29	8	58	60	271	314	31	6	777	814	
(%)	4	1	7	8	35	40	4	1	100%		

学年	主訴	主 訴 別 分 類								合計	前年度
		就学・進路		情緒と行動			発達と障害	環境	その他		
		就学・就園	進路	非社会的	反社会的	不登校・登校しぶり					
幼児以下	42	0	4	0	73	52	4	0	175	137	
小学生	58	7	287	259	1,375	1,252	115	12	3,365	3,697	
中学生	0	8	81	49	771	424	46	6	1,385	1,421	
一般	0	29	102	32	184	250	21	17	635	816	
合計	100	44	474	340	2,403	1,978	186	35	5,560	6,071	
%	2%	1%	9%	6%	43%	36%	3%	1%	100%		

新規相談件数は前年度から15件減少し、学年の内訳では幼児のみ増加、小学生・中学生・一般（高校生など）が減少した。主訴別では、前年度の傾向と同様に「発達と障害」が20件減少した。その他の主訴はいずれも5件未満の増減で大きな変化は見られず、最多の主訴についても前年度と同様「不登校・登校しぶり」であった。

年間受け入れ件数は777件であり、昨年度から37件減少した。全体は減少した一方で、主訴の内訳では「不登校・登校しぶり」は40件増加した。また、年間相談延べ回数は5560回で、前年度から511回減少した。主訴の内訳では、「発達と障害」の556回減と著しく減少した一方で、「不登校・登校しぶり」が103回増加し、前年度と異なり「不登校・登校しぶり」の相談実施回数が最多となった。

イ 電話相談

相談したいが顔を見られたくない、氏名や住所を知られたくない、相談に出向く時間的余裕がない等の事情を持つ区民の要望に応え、予約不要で匿名も可能な電話相談を心理専門の相談員が担当し実施している。必要に応じて他機関の紹介や情報提供も行っている。

午後5時から午前9時まで及び土日、祝日、年末年始については、民間事業者に業務委託し、24時間相談を受ける体制としている。

\*電話教育相談 : 24時間受付/年中無休

\*いじめ電話相談 : 24時間受付/年中無休

電話教育相談/いじめ電話相談 年間相談延べ回数【主訴別・学年別】

電話教育相談													いじめ電話相談		
区分	就学・進路		情緒・行動			発達と障害	環境		いじめ	情報提供	その他	合計	前年度	いじめ	前年度
	就学・就園	進路	非社会的	反社会的	不登校		家庭	学校							
乳幼児	8	10	3	2	8	119	63	8	0	5	9	235	137	0	1
	6	3	0	0	4	49	48	0	0	3	7	120	55	0	0
小学校計	0	3	6	9	39	33	118	59	5	5	14	291	196	19	13
	0	3	3	3	17	14	82	39	3	0	10	174	97	15	7
中学校	0	8	6	0	38	11	63	73	5	1	20	225	167	7	22
	0	7	3	0	22	7	51	29	3	1	20	143	105	6	19
一般	0	9	9	1	15	7	38	21	7	3	25	135	121	10	2
	0	8	7	1	10	4	31	13	6	1	22	103	90	9	1
合計	8	30	24	12	100	170	282	161	17	14	68	886	621	36	38
(うち夜間休日合計)	6	21	13	4	53	74	212	81	12	5	59	540	347	30	27
%	1	3	3	1	11	19	32	18	2	2	8	100			

電話教育相談/いじめ電話相談の件数は、前年度から263件増加した。いずれの電話相談においても、半数以上は夜間休日の時間帯であった。電話教育相談の相談件数は、全ての年代で増加した。相談主訴については、来所相談と異なり、家庭環境が主訴のものが最も多く、前年度から108件増加した。いずれの電話相談においても、状況に応じて来所相談を案内し、対面での相談につなげている。いじめ、学校対応についての苦情等があった場合には、適宜学校や教育指導課と連携し、早期対応に

努めている。また、件数には含まれていないが、対象外（区外、年齢対象外など）からの電話も多く、必要に応じて適切な相談機関を案内している。

③ その他

ア 特別支援教育相談委員会等への協力

区立幼稚園・小・中学校における就学相談等の特別支援教育や、区立保育園・育成室における要配慮児保育に関して、委員会への参加や検査の実施と資料作成等の協力をしている。

イ 各園・学校・関係機関での講演・研修事業への協力

家庭・学校・地域での保護者や教職員への支援として、園・学校・関係機関からの依頼を受けて、総合相談室の専門職が教職員や保護者を対象に講演・研修を行う。

ウ 園・学校への緊急支援

区内の幼稚園・保育園・小学校・中学校において、緊急に心理職の援助が必要な場合に、教育指導課と連携しながら相談員が訪問相談等を行う。

エ 関係機関との連携

区内外の関係機関との各種会議に出席し、情報交換及び協議を行っている。また、相談事例の必要性に応じて個別に連携を図っている。

3 発達支援巡回相談事業

(1) 概要

保育園、幼稚園及び育成室へ、心理士等の専門職が訪問し、発達支援の視点から保育上の必要な配慮について助言を行う。また、必要に応じて保護者相談にも当たっている。

(2) 保育園・幼稚園巡回相談 実施状況

① 実施園数

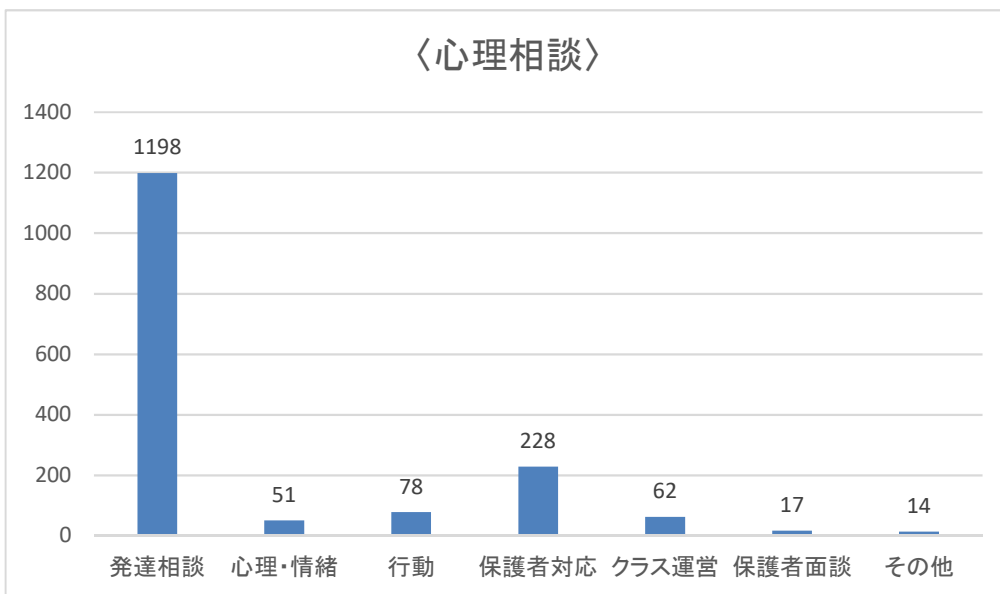
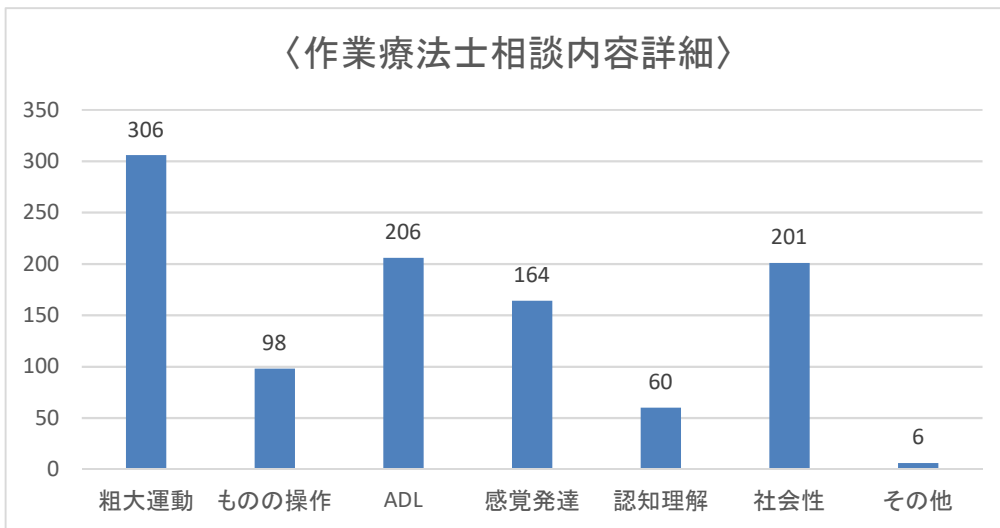
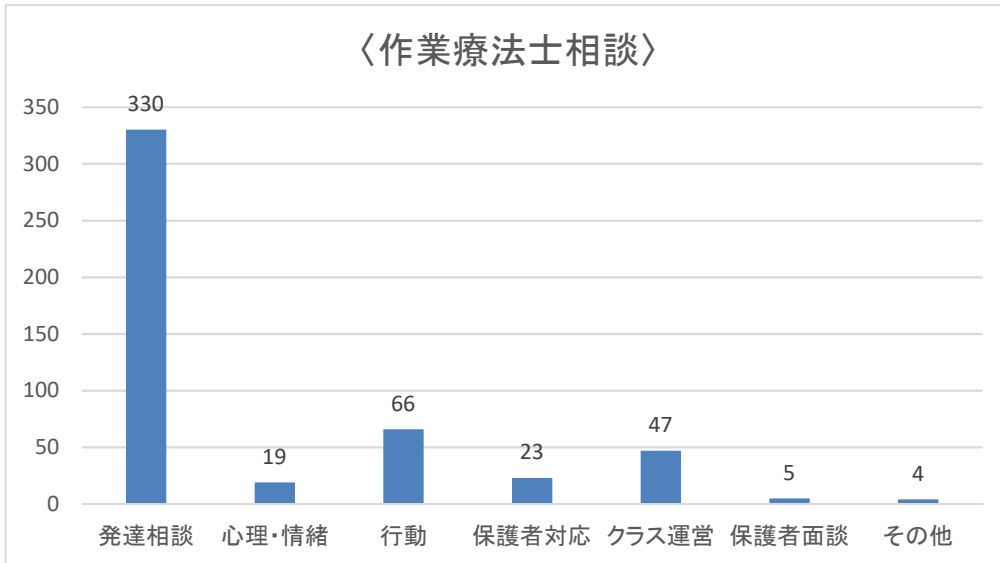
	区立	私立	合計
保育園	18 園	81 園	99 園
幼稚園	10 園	10 園	20 園
合計	28 園	91 園	119 園

② 実施内訳

(回)

		心理	作業療法士	言語聴覚士	合計
区立	保育園	54	36	0	90
	幼稚園	30	20	1	51
私立	保育園	198	27	3	228
	幼稚園	28	1	1	30
合計		310	84	5	399

③ 相談内容



区立保育園の心理士の巡回回数を変更したことにより区立園の巡回回数は減ったが、これまで訪問していなかった私立園からの新規申込が増えた。私立保育園の加配申請が増加し個別支援が必要な児童が増えているため発達支援巡回のニーズは今後も高まることが予想される。

### (3) 育成室巡回相談 実施状況

- ① 実施育成室数 40室 (全45室中)
- ② 訪問数 152回  
内訳：観察訪問 76回  
検討会 76回  
保護者面談同席訪問 0回
- ③ 相談対象児童数 352人  
(前期後期延べ人数)  
内訳：特別な支援を必要とする児童 256人  
その他気になる児童 96人
- ④ 相談延べ件数 394件  
(観察と検討会をあわせた延べ件数)

昨年度と同様に年度初めに訪問回数の希望を取った。前期又は後期のみの巡回を希望した育成室に対しては希望に応じて訪問をした。相談内容としては引き続き発達の相談が多いものの、他の相談では保護者対応についてが多かった。今後育成室が増室され、巡回相談へのニーズも高まることが予想されるため、より効果的・効率的な巡回相談を行っていく必要がある。

### (4) 構成員

会計年度任用職員 (計6人)  
心理 4人、作業療法士 2人

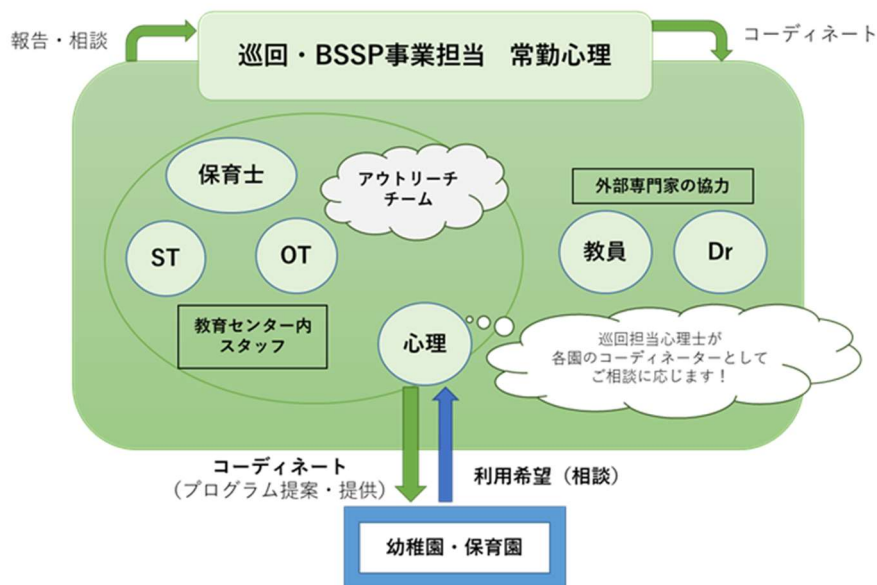
## 4 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト (BSSP)

### (1) 概要

幼児期のごく早期から、子どもの育ちと親の子育てを支援するため、専門家チームが保育園、幼稚園等を訪問し、専門的発達支援を行うことで、子どもの対人コミュニケーション等の社会的スキルの獲得や、親の育児スキルの向上を図る。

### (2) 園支援：保育園・幼稚園訪問 実施状況

組織図





① 実施園数とプログラム実施回数

	実施園数	プログラム 実施回数
区立保育園	17 園	27 回
区立幼稚園	10 園	12 回
私立保育園	26 園	26 回
私立幼稚園	4 園	5 回
合計	57 園	70 回

令和5年度から日程調整をより効率的に行うためBSSPプログラムの申込時期を設けた。引き続き、園支援プログラムはリピート率が高く、新規園での実施も増えたため、プログラム数が増加した。

また、区内の公私立保育園・幼稚園の保育士・教員を対象とした研修は、教育センターにて人数制限を設けず集合研修にて実施し、約50名が参加した。

(3) 子育て支援：児童館・保健サービスセンター等訪問 実施状況

① 実施園数とプログラム実施回数

	実施園数	プログラム 実施回数
児童館	3 館	4 回
子育てひろば (子育て講座)	1 か所	1 回
合計	4 か所	5 回

令和5年度から児童館も申込時期を設けて、希望制によりプログラムを行った。希望の申し込みが少なかったこと、日程やニーズが合わずに実施を見送ったこともあり、実施回数が減った。令和6年度は区内を7地区に分けて各地区1回プログラムを行うことになっているため、回数の増加が見込まれる。

子育て講座は令和4年度に引き続き、子育てフェスティバルにて親子でできる遊びの講座を行った。

(4) 構成員

会計年度任用職員（計5人）

心理 1人、作業療法士 2人、言語聴覚士 1人、福祉（保育士）1人

プログラムのコーディネータは、総合相談常勤職員（心理）が担当

5 スクールカウンセラー（SC）の配置

(1) 概要

区立小・中学校の児童・生徒とその保護者及び教員への心理面での支援、啓発活動を行う。区スクールカウンセラーは、区立小・中学校に週2日、1名ずつ（ふれあい教室に週2日2名）配置し相談活動を行っている。都スクールカウンセラーは、全区立小・中学校に年間38日、1名から2名（小学校2校、中学校1校は週1日×2名）配置されている。各担当校において、①児童面接・保護者面接②児童観



察③児童の話し相手④児童へのソーシャルスキルトレーニング⑤教職員との連携・コンサルテーション⑥校内委員会等会議への出席⑦関係機関との連携⑧研修講師（教職員・保護者向け）⑨心理教育（児童・生徒向け）⑩スクールカウンセラーだよりの発行⑪小学5年生と中学1年生への全員面接(学校により他学年も対象)などの活動を行う。

(2) 構成員

区スクールカウンセラー17人（令和5年度については、育休代替者を2人（週2日）配置した。）  
都スクールカウンセラー33人

(3) 実績件数

(件)

主訴 \ 対象	児童・生徒		保護者		教員		その他		合計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
不登校	1,800	1,329	1,088	620	2,463	1,433	88	74	5,439	3,456
いじめ	49	7	15	2	76	6	4	0	144	15
友人関係	1,274	100	148	8	968	113	3	0	2,393	221
問題行動等	227	7	70	7	447	89	2	1	746	104
情緒不安定	685	190	304	40	861	254	34	2	1,884	486
性格・行動	930	156	573	78	2,587	287	42	3	4,132	524
生活習慣	29	32	13	11	46	42	1	1	89	86
身体・健康	70	34	29	4	114	63	0	1	213	102
学習・進学	186	124	103	26	389	129	2	3	680	282
家庭・家族	307	91	105	31	520	170	51	1	983	293
虐待	19	22	7	0	48	56	14	11	88	89
対教師	263	18	70	1	242	11	5	2	580	32
部活動	4	17	1	1	5	16	0	0	10	34
自己理解	37	48	2	4	42	36	0	0	81	88
子育て	2	2	105	19	63	37	1	0	171	58
発達障害	250	71	227	76	776	226	21	10	1,274	383
カウンセリング	6	7	2	9	9	5	0	1	17	22
学外との連携	5	2	5	1	13	13	125	109	148	125
話し相手	1,177	283	17	4	140	51	8	0	1,342	338
貧困の問題	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0
全員面接	2,126	905	4	0	481	371	0	0	2,611	1,276
その他	523	46	8	9	114	221	79	31	724	307
合計	9,969	3,491	2,896	951	10,406	3,629	480	250	23,751	8,321

#### (4) 実施状況

中学校の相談件数が2年連続で減少しており、内訳を見ると、友人関係、情緒不安定、家庭・家族、カウンセリングが減っている。中学校の不登校生徒数は増えていることから、学校に来ないのでスクールカウンセラーとつながりにくいのか、校内居場所(別室)対応指導員やスクールソーシャルワーカーなどのスクールカウンセラー以外の専門職につながっているのか分析していく必要がある。また、小学校の相談件数は令和4年度からほぼ横ばいだが、内訳を見ると、性格・行動と対教師が増えており、教室で落ち着いて行動できない児童が増えていることが伺える。一方、教員からの相談が増えており、現場で児童への対応に悩む教員が増えていることが考えられる。

### 6 スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置及び派遣

#### (1) 概要

社会福祉士、精神保健福祉士等の専門性をもつスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校、家庭、関係機関等の連携・調整を行い、児童・生徒を取り巻く環境の改善を図る。間接的支援(①学校に対する支援体制づくり②専門的な助言③関係機関との連携の仲介等)と直接的支援(④児童・生徒、保護者への面接⑤家庭訪問⑥関係機関につなぐ等)の双方を効果的に行う。

令和元年度から学校関係者との連携を強化し、早期に動くことを目的として、小・中学校にスクールソーシャルワーカーを週1日配置している。令和5年度は、小学校10校、中学校10校に配置した。

#### (2) 構成員

スクールソーシャルワーカー 10人

#### (3) 実績件数

	小学校	中学校	計
継続ケース	40	20	60
新規ケース	25	14	39
合計	65	34	99

	回
小学校	546
中学校	295
合計	841

	小学校	中学校	計
①不登校	38	29	67
②いじめ	1	2	3
③暴力行為	2	1	3
④児童虐待	2	1	3
⑤友人関係の問題	6	5	11
⑥非行・不良行為	0	0	0
⑦家庭環境の問題	31	8	39
⑧教職員等との関係の問題	6	3	9
⑨心身の健康・保健に関する問題	7	10	17
⑩発達障害等に関する問題	19	9	28
⑪貧困の問題	3	2	5
⑫その他	4	1	5

	小学校	中学校	計
家庭訪問	29	20	49
学校訪問	16	7	23
保護者面接	41	17	58
児童・生徒面接	24	14	38
学校コンサルテーション	8	3	11
関係機関連携	15	2	17
登校支援(学校)	8	1	9
通室支援(ふれあい教室)	3	1	4
医療受診支援	0	0	0
(その他)	6	2	8

#### (4) 実施状況

令和4年度と傾向としては大きく変わらない。本実績件数は、スクールソーシャルワーカーが保護者の依頼を受けて支援に入る直接支援の内訳であるが、令和5年度は、引き続き、週1回の学校配置を拡充したため、学校からの相談対応、子どもの様子の観察、各種会議への参加などの活動が増えている。学校配置の拡充に伴い、教員やスクールカウンセラーなど学校の教職員とスクールソーシャルワーカーとの連携がますます重要となっている。

## 7 巡回相談員の派遣（特別支援教室の導入に伴う心理士等の巡回相談）

### (1) 概要

発達障害の児童・生徒等、特別な指導・支援を必要とする全ての児童・生徒について、学校の求めに応じて、児童・生徒が抱える学習上・生活上の困難を的確に把握し、その困難に対応した専門的な指導・支援を学校が実施するための助言を行う。東京都の予算で心理士等が派遣され、各小・中学校 40 時間の派遣時間となる。

### (2) 構成員

臨床発達心理士、特別支援教育士、学校心理士、公認心理師 14 人

### (3) 実績時間数

派遣時間 小学校 (40 時間×20 校) =800 時間  
中学校 (40 時間×10 校) - 1 時間(※) =399 時間

(※) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、派遣実施ができなかった時数

\* 特別支援教室入室のための学校での発達検査実施件数 32 件

### (4) 実施状況

派遣時間がほぼコロナ禍前に戻った。各学校において、時間数をしっかりと活用し、専門的な指導・支援を実施するための助言を得ていることが伺われる。学校の実情に合わせて、特別支援教室の在籍者若しくは通常学級での困難を抱えている児童・生徒を対象として、又は、個人若しくは学級全体を対象として実施している。

## 8 療育指導派遣事業

### (1) 概要

特別支援学級とことばときこえの教室又は通常の学級に在籍する特別支援教育を必要とする児童・生徒に対して専門家を派遣し、療育が必要な児童・生徒への専門的な指導を行うための指導方法を教員に助言する。

### (2) 構成員

言語聴覚士、作業療法士、音楽療法士、臨床発達心理士

### (3) 実績件数

派遣回数 33 回 延べ派遣人数 33 人  
月別活動時間数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
派遣時間数	0	0	0	12	0	31	12	23	12	23	36.5	14	163.5

### (4) 実施状況

令和 4 年度と比較すると、3 学期での活動時間が増加したほか、引き続き、実績として言語聴覚士や作業療法士の専門的な助言が必要な児童が多いことなどから小学校の特別支援学級（知的障害）での活用が多かった。今後、実績結果に合わせた活動時間の割り振りを検討していく必要がある。

## 9 学校と家庭の連携推進事業

### (1) 概要

区立小・中学校において、別室登校状態にある児童・生徒への学習援助等個別支援、学級復帰支援又は、家庭訪問による児童・生徒及びその保護者の話し相手、相談相手、登校支援などを行い、児童・生徒の登校復帰への支援を行う「家庭と子供の支援員」を配置する。

(2) 構成員

家庭と子供の支援員 12人（1人が2校担当）  
 活用学校数 小学校 8校（2校は2人配置）  
 中学校 2校（1校は2人配置）

(3) 実績件数

月別支援時間数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	前年度
支援時間数	143	217	325	205	0	347	429	417	354	338	376	284	3,435	1,982

対象児童・生徒数 小学校 32人 中学校 8人

(4) 実施状況

令和4年度から支援時間が大幅に増加した。対象児童・生徒数は減少しており、対象児童・生徒一人一人への対応時間が増えたと考えられる。校内居場所(別室)対応指導員を配置していないモデル校以外の小中学校を中心に家庭と子供の支援員は配置しており、週5日の配置の指導員と比べると対応時間は少ないが、学校での不登校対応へのニーズが増えていることと、家庭と子供の支援員を希望する人員が増えたことが対応時間の増加に影響したと思われる。

10 教育支援センター（ふれあい教室）

(1) 概要

主に不登校状態にある区立小・中学校に在籍又は区内に住所を有する小学3年生～中学生を対象に、不登校児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた居場所、学習支援、小集団活動を行っている。

(2) 構成員

専門指導員（週4日） 6人  
 ふれあい心理カウンセラー（週4日） 3人  
 スクールカウンセラー（週2日） 2人  
 実習生（大学生・大学院生）（週1日） 23人

(3) 実績件数

正式通室・体験見学等の人数

	正式通室					見学・体験通室等			
		男	女	計			男	女	計
小学校	3年生	2	1	3	小学校	3年生	4	0	4
	4年生	2	3	5		4年生	7	4	11
	5年生	5	3	8		5年生	3	2	5
	6年生	2	4	6		6年生	5	6	11
	計	11	11	22		計	19	12	31
中学校	1年生	3	2	5	中学校	1年生	11	13	24
	2年生	2	3	5		2年生	6	14	20
	3年生	5	7	12		3年生	5	3	8
	計	10	12	22		計	22	30	52
合計	21	23	44	合計	41	42	83		

(4) 実施状況

正式通室の児童・生徒は令和4年度と比較するとほぼ横ばいだが、中学生を中心に、見学・体験通室が増加している。令和4年度から受け入れを開始した小学3年生については正式通室が令和4年度と同様に3人であった。また、令和5年度にレイアウト変更を行ったことで、子どもたちがふれあい教室により参加しやすくなった。引き続き、民間のフリースクールと連携した職業体験、グループワークなど、日常の学習生活に加えて多様な活動を実施した。

## 11 不登校対応チーム

### (1) 概要

不登校状態にある児童・生徒に対する登校支援の強化と、不登校の予防及び早期対応をねらいとして、教育相談コーディネーター（統括指導主事、指導主事、教育センター常勤心理職等）、スクールソーシャルワーカー、ふれあい教室指導員で構成される不登校対応チームによる取り組みを実施する。

### (2) 長期欠席及び不登校児童・生徒状況調査

年度ごとに、登校しぶりの段階からの全ての児童・生徒の不登校の状態を把握し、早期対応や登校支援等の適切な介入・支援を検討することを目的に、各小・中学校から不登校に関わる「長期欠席及び不登校児童・生徒状況調査表」を集約している。また、1年間を通して、データを基に文京区の不登校についての傾向を分析し、次年度への不登校対応の方策の手がかりとするために「文京区不登校対応に関する報告書」を作成している。

### (3) 不登校対応チームによる学校訪問

1学期、2学期ともに、全小・中学校を訪問し、主に新規に挙がってきた不登校児童・生徒を中心に聞き取りと今後の手立ての話し合いを行った。ふれあい教室に繋がる児童・生徒も増加する時期のため、通室の可能性のある児童・生徒についての情報も確認している。

### (4) 研修

教育相談コーディネーター、スクールソーシャルワーカー等が協力して、各小・中学校の教員を対象とした研修において講師を担当し、教員の不登校対応に必要な資質・能力の向上を目指した。

## 12 校内居場所（別室）対応指導員

### (1) 概要

校内の別室において学級に馴染めない児童・生徒の対応をする校内居場所（別室）対応指導員（週5日29時間）を小・中学校のモデル校に配置する。

### (2) 配置校

令和5年4月配置：小学校4校、中学校3校

令和5年10月追加配置：小学校1校、中学校2校

### (3) 利用人数

小学校66人、中学校37人

## 13 オンラインシステム「room-K」を活用した支援

### (1) 概要

NPOが運営するオンラインのシステム「room-K」を活用し、学級に馴染めないと感じている児童・生徒への支援を実施した。

### (2) 利用人数

12人

## 14 保護者向けの進路説明会

### (1) 概要

不登校児童・生徒の保護者向けに、高校の進路の説明やグループワークを行う進路説明会を1回実施した。

### (2) 参加者数

23人

### 第3章 児童発達支援センター事業

#### 1 概要

児童発達支援センターでは、身近な地域における通所支援機能である児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援などの地域支援に対応し、切れ目のないサービスの提供を行う。

##### (1) 児童発達支援センター事業

- ① 児童発達支援（そよかぜ）
- ② 放課後等デイサービス（ほっこり）
- ③ 障害児相談支援（障害児支援利用計画作成）

##### 【児童発達支援センター事業概要】

	児童発達支援センター		
	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援
運営時間	[月～金曜] 午前9時30分～午後2時 [第2・4土曜] 午前9時30分～午前11時30分	[月～金曜] 午後2時～午後6時 [第2・4土曜・ 学校長期休業日] 午後1時～午後5時	[月～金曜、第2・4土曜] 午前9時～午後5時
活動場所	1階児童発達支援指導室等	1階児童発達支援指導室等	1・2階相談室等
利用料	無(利用者負担分は国又は区負担)	有(利用料の1割)	無

#### 2 児童発達支援（そよかぜ）

##### (1) 概要

児童福祉法により、心身の発達になんらかの遅れや偏りのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

サービス内容：生活指導、集団生活適応指導、機能訓練など

利用日		月曜日～金曜日、第2・4土曜日
利用時間	低年齢児グループ	午前9時30分～午後2時
	単独グループ	
	土曜日単独グループ	午前9時30分～午前11時30分
利用定員（1日当たり）		30人

##### (2) 利用状況

###### 入退所状況

		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
年度当初在籍者数		83人	83人	86人	78人	73人
年度内	入所者数	3人	2人	6人	4人	2人
	延べ在籍者数	86人	85人	92人	82人	75人
	退所者数	8人	7人	7人	4人	3人
年度末在籍者数		78人	78人	85人	78人	72人

年齢別延べ在籍数（各年度4月1日現在の年齢）

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
0～1歳	0人	0人	0人	0人	0人
2歳	6人	7人	7人	7人	7人
3歳	42人	43人	49人	33人	27人
4歳	27人	27人	23人	27人	30人
5歳	11人	8人	13人	15人	11人

### 3 放課後等デイサービス（ほっこり）

#### (1) 概要

児童福祉法により、心身の発達になんらかの遅れや偏りのある小学生を対象に、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図る集団療育を行う。

サービス内容：生活指導、集団生活適応指導など

利用日		月曜日～金曜日、第2・4土曜日
利用時間	平日	午後2時～午後6時
	土曜日 学校長期休み	午後1時～午後5時
利用定員（1日当たり）		15人

#### (2) 利用状況

入退所状況

		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
年度当初在籍者数		165人	161人	149人	136人	124人
年度内	入所者数	2人	2人	0人	0人	0人
	延べ在籍者数	167人	163人	149人	136人	124人
	退所者数	2人	7人	9人	3人	3人
年度末在籍者数		165人	156人	140人	133人	121人

学年別延べ在籍数（各年度4月1日現在の学年）

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
小学1年生	35人	37人	55人	30人	15人
2年生	35人	50人	33人	17人	17人
3年生	46人	31人	17人	17人	24人
4年生	25人	20人	16人	23人	25人
5年生	17人	11人	16人	18人	33人
6年生	9人	14人	12人	31人	10人

#### 4 障害児相談支援

##### (1) 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法により、障害児に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との連絡調整などを行うとともに、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援を利用する利用児の障害児支援利用計画等を作成する。

相談受付：月曜日～金曜日及び第 2・第 4 土曜日（祝日及び年末年始を除く。）

午前 9 時～午後 5 時

##### (2) 障害児支援利用計画等の作成状況

	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
新規	315 件	241 件	382 件	271 件	278 件
継続	184 件	172 件	205 件	233 件	224 件
計	499 件	413 件	587 件	504 件	502 件

※新規：計画作成件数 継続：モニタリング実施件数



## 第4章 教員研修・研究事業

### 1 概要

様々な教育課題を解決するために必要な区立幼稚園・小学校・中学校教職員の資質・能力の向上を図るため、教育アドバイザーの派遣及び集合研修を実施する。

### 2 教育アドバイザー事業

#### (1) 初任者等の授業観察及び指導・助言

① 趣 旨 初任者等が配置されている学校を訪問し、初任者等に対し、悩み、迷いなど内面に寄り添った相談を行うとともに、授業観察等を通して、教員としての質の向上・指導力向上への助言を行う。

② 訪問日数 初任者等一人に対して、事前の打ち合わせを含め年間6回程度、定期的に訪問する。

<延べ実施回数等（令和5年4月から令和6年3月）>

	対象教員数（人）	延べ訪問日数（日）	延べ実施回数（回）
計	49	268	287

#### (2) 文京区立学校3年次授業研究

① 趣 旨 1年間のグループによる授業実践を通して、若手教員育成研修2年次研修を修了した教員の「授業力」の向上を図る。

② 内 容 教育委員会指定日での授業研究のほか、指定日で授業を行わない対象者の授業研究は、日程調整を行い、当該校での授業観察及び指導・助言を行う。

<教育委員会指定の授業研究日>

・aグループ

回	教科等	講 師
1	第1学年 国語科	文京区教育指導課指導主事 上野 義博
2	第2学年 国語科	東京学芸大学附属竹早小学校教諭 宮寄 佐智子

・bグループ

回	教科等	講 師
1	第2学年 国語科	東京学芸大学附属竹早小学校教諭 高須 みどり
2	第2学年 体育科	文京区立誠之小学校指導教諭 岩田 純一

・cグループ

回	教科等	講 師
1	第5学年 理 科	東京学芸大学附属竹早小学校教諭 窪田 美紀
2	第4学年 算数科	東京学芸大学附属竹早小学校主幹教諭 山田 剛史

・dグループ

回	教科等	講 師
1	第4学年 国語科	文京区教育指導課指導主事 上野 義博
2	第5学年 国語科	東京学芸大学附属竹早小学校教諭 曾根 朋之

・eグループ

回	教科等	講 師
1	特別支援学級	筑波大学附属大塚特別支援学校教諭 森澤 亮介
2	特別支援学級	筑波大学附属大塚特別支援学校教諭 森澤 亮介

・ f グループ

回	教科等	講師
1	中学第2学年 理科	文京区立本郷台中学校指導教諭 庄司 美智子
2	中学第2学年 数学科	お茶の水女子大学附属中学校教諭 大塚 みずほ

### 3 教育課題研修

#### (1) 人権教育研修

- ① 趣 旨 人権感覚を磨くとともに、様々な人権課題についての理解と認識を深める。  
 ② 対 象 幼稚園、小・中学校1名(悉皆)以上(人権教育担当)

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	9月19日(火)	講義 「教職員に求められる人権感覚 ～人権教育プログラム・こども基本法～」 講師 文京区教育委員 弁護士 坪井 節子	42

#### (2) 教育相談研修

- ① 趣 旨 問題行動の把握・対応の仕方や解決手法等を習得し、教育相談に関する知見を深める。  
 ② 対 象 小・中学校未受講者(転入者、新規) ※1年次研課題別研修対象

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月13日(火)	講義 「不登校の理解と対応」 講師 文京区教育センター指導主事 吉田 太一 学校支援係主査(心理) 石津 陽子	37
2	7月27日(木)	講義・演習 「いじめの未然防止と早期対応」 講師 創価大学教職大学院准教授 大関 健道	39
3	11月6日(月)	講義・演習 「多様なニーズに対応する教育相談の役割 ～教育相談の手法～」 講師 児童発達支援係主査(心理) 石川 仁美	37

#### (3) アンガーマネジメント研修

- ① 趣 旨 怒りを中心とした感情のコントロールの手法等を学び、指導力向上を図る。  
 ② 対 象 幼稚園、小・中学校1名(悉皆)以上未受講者(転入者、新規)

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	7月24日(月)	講義 「アンガーマネジメント基礎講座」 講師 日本アンガーマネジメント協会参事 松島 徹	40

#### (4) 特別支援教育コーディネーター研修

- ① 趣 旨 校内の特別支援教育を組織的に推進するために必要な資質・能力の向上を図る。  
 ② 対 象 幼稚園、小・中学校1名(悉皆)以上(特別支援教育コーディネーター)

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	5月16日(火)	講義 「特別支援教育コーディネーターに期待すること・教育センターの機能と連携」 講師 文京区教育指導課統括指導主事 高橋 拓也 教育センター統括指導主事 柴崎 大輔 学校支援係主査(心理) 石津 陽子	48

回	実施日	研修内容・講師	参加人数
2	11月10日(金)	講義 「小学校・中学校の校内委員会の運営のポイント」 講師 日野市教育委員会発達・教育支援課 特別支援教育総合コーディネーター 宮崎 芳子	35
3	2月15日(木)	講義 「校内の特別支援教育の仕組みづくり」 講師 東京学芸大学教職大学院准教授 増田 謙太郎	38

#### (5) 特別支援教育研修

① 趣 旨 幼児・児童・生徒一人一人の学習上や生活上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援について理解を深める。

② 対 象 幼稚園、小・中学校1名(悉皆)以上未受講者(転入者、新規)※1年次課題別研修対象

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	5月11日(木)	講義 「文京区の特別支援教育」 講師 文京区教育指導課統括指導主事 高橋 拓也	46
2	7月25日(火)	講義 「教室のできる特別支援教育のアイデア」 講師 東京都杉並区済美教育センター指導教授 月森 久江	42
3	10月19日(木)	講義 「教室にみられる障害特性の実際と具体的な支援の在り方」 講師 両国発達支援センターあんとセンター長 松村 裕美	38

#### (6) 情報モラル教育研修

① 趣 旨 情報モラルに関する指導について理解を深める。

② 対 象 小・中学校1名(悉皆)以上(未受講者優先)※1年次課題別研修対象

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	7月26日(水)	講義・演習 「生徒指導と情報活用能力育成の視点で考える情報モラル教育」 講師 (株)JMC教育情報化コーディネーター 飯島 康太郎	36

#### (7) 情報化推進教育研修

① 趣 旨 教育の情報化についての理解を深め、授業力の向上を図る。

② 対 象 小・中学校1名(悉皆)以上(情報教育主任等)

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	7月28日(金)	講義 「教育の情報化に向けて」～ICTを活用した実践紹介～ 講師 葛飾区立二上小学校主任教諭 増田 雅彦 文京区教育センター指導主事 吉田 太一	32

#### (8) プログラミング教材体験研修

① 趣 旨 プログラミング教育で使用できる教材やソフトウェアを体験し、プログラミング教育に対する知見を深める。

② 対 象 小学校1名(悉皆)以上、中学校(希望者)※1年次課題別研修対象

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	8月24日(木)	講義・演習 プログラミング教材体験研修A「スクラッチ」 講師 文京区教育センターICT専門指導員 田中 克昌	28
2	8月25日(金)	講義・演習 プログラミング教材体験研修B「アルゴリズム」 講師 元電子情報技術産業協会エキスパート アルゴリズム開発者 大山 裕	28

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
3	8月24日(木)	講義・演習 プログラミング教材体験研修C「ロボットプログラミング」 講師 文京区教育センターICT専門指導員 田中 克昌	27

#### (9) 理科実技研修

① 趣 旨 小学校3年生から6年生で扱う実験・観察における具体的・効果的な指導技能を習得するとともに、各分野の連続性・関連性への理解を深める。

② 対 象 小学校1名(悉皆)以上(未受講者優先)、中学校(希望者) ※1年次課題別研修対象

回	実施日	研修内容	講 師	参加者数
1	8月17日(木)	エネルギー分野	文京区教育センター専門指導員	25
2		粒子分野	大野 恵一郎、鈴木 正章	25
3	8月18日(金)	生命分野	永井 昌美、根城 均	25
4		地球分野	矢田 恵兒、山岸 恵子	25

#### (10) ゲートキーパー研修

① 趣 旨 「いのちの教育」を推進するために必要な、生命に関わる重大な事故の未然防止・相談支援につなぐことができる資質・能力を高める。

② 対 象 小・中学校1名(悉皆)以上(未受講者優先)

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月8日(木)	講義 「子どもの自殺の防止に向けて」 講師 都立精神保健福祉センター精神科医師 吉澤 有香	31

#### (11) 道徳スキルアップ研修

① 趣 旨 学習指導要領における「特別の教科 道徳」について理解を深め、授業力向上を図る。

② 対 象 小・中学校1名(悉皆)以上(道徳教育推進教師等)

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月15日(木)	講義 「道徳教育のマネジメント」 講師 元全国小学校道徳教育研究会会長 飯島 英世	29
2	11月14日(火)	講義・演習 「考え、議論する道徳科の授業づくり」 講師 前文科省初等中等教育局教育課程課教科調査官 国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部 教育課程調査官 浅見 哲也	29

#### (12) 幼児教育研修

① 趣 旨 幼児教育の現状と課題を把握し、教育活動の質的充実を図る。

② 対 象 幼稚園(悉皆)

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月22日(木)	授業参観 文京区立昭和小学校 第1学年 講義 「小学校教育との接続～小学校での子供の生活と学びの姿から～」 講師 東京未来大学こども心理学部子ども心理学科 特任教授 長谷川 かほる	50

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
2	9月13日(水)	講義・実技 「コーディネーショントレーニングの実技研修」 講師 JACOT副理事長・事務局長 菅野 映	45

(13) 体力向上実践報告会

- ① 趣 旨 「体力向上推進プラン」を活用した児童の体力向上を図る取り組み内容を共有するとともに、各校での次年度の取り組みに生かす。
- ② 対 象 小学校1名(悉皆)以上 (体育主任等)

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	2月20日(火)	講義 「体力向上の実践報告及び講義」 講師 順天堂大学スポーツ健康科学部准教授 河村 剛光	21

## 第5章 教育資料室・教科書センター運営

### 1 概要

#### (1) 教育資料室

教育関係資料（文京区教育委員会及び文京区立幼稚園・小学校・中学校、各教育研究会が発行する学校教育関係資料等の刊行物、他の自治体の教育関係資料及び市販の教育関係図書）を「文京区教育センター教育資料室の運営に関する要領」に基づき収集・整理・保管し、区内学校関係者等の利用に供する。

#### (2) 教科書センター

小・中学校、高等学校及び特別支援学校で使用する教科書を展示し、教職員やその他一般の人々の利用に供することにより、教科書の調査・研究の便を図るとともに、教科書や教科に対してより一層の理解の増進を図る。

なお、教科書センターは、例年6月に開催している「教科書法定展示会」の会場になっており、検定に合格し採択の対象となった教科書を見本として閲覧に供している。

### 2 実施状況

#### (1) 教育資料室

文京区教育センター教育資料室の運営に関する要領に基づき、教育資料の蔵書収集・整備を行った。

##### ① 教育資料の収集・整備

蔵書資料数（教科書・雑誌を除く。）10,920冊

令和5年度 新規寄贈資料 53冊

令和5年度 新規購入図書 97冊

##### ② 教職員への周知

4月に開催する「教育センター事業説明会」を通じて、各幼稚園・学校に周知している。

#### (2) 教科書センター

##### ① 常設展示

###### ア 開室日時

月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始を除く。）

午前9時から午後5時まで

###### イ 利用者数

55人

##### ② 特別展示会

小学校用及び中学校用教科書の採択替えの年度のみ行っている東京都教育委員会独自の展示会

###### ア 開催日時

6月5日(月)から6月15日(木)まで（日曜を除く10日間）

午前9時から午後5時まで

###### イ 利用者数

34人

##### ③ 法定展示会

教科書発行に関する臨時措置法第5条に基づき、都道府県教育委員会が行う（令和5年度教科書展示会実施要項に基づく）展示会

###### ア 開催日時

6月16日(金)から7月1日(土)まで（日曜を除く14日間）

午前9時から午後5時まで

###### イ 利用者数

55人

## 第6章 特別支援連携協議会

### 1 概要

特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育の推進に向け、学校、福祉、保健、医療等の関係諸機関の連携による適切な教育的支援を行うため、平成23年度より「特別支援連携協議会」を設置している。

### 2 特別支援連携協議会及び部会等の活動

教育センターでは、子どもの教育相談と発達相談を一元化し、乳幼児期から学齢期までの切れ目のないサービス提供に向けた取り組み等に着眼して、議事を推進してきたが、令和元年度以降は、障害者地域自立支援協議会、地域福祉推進協議会等が開催されていることや、支援の継続についての連携・協力体制については各ケース会議で行われたため、代表者会議及び部会は開催していない。

また、文京区版発達支援ファイルである<マイ・ファイル「ふみの輪」>の活用促進は引き続き行っている。

### 3 専門家チームの派遣

専門家チームは、学校からの派遣要請により、対象児に対する専門的判断・教育的対応への専門的意見の提示・助言、学校等における支援会議等の運営支援、個別の教育支援計画や個別の同計画の作成支援など、教育現場に対する技術的支援を実施する。

#### <実績>

令和5年度については、派遣実績がなかった。

#### <専門家チーム構成員>

区分	所属	職名
教育推進部	教育センター	総合相談室相談員、専門療法士
	教育指導課	指導主事、特別支援教育担当主査
	通常学級（小学校・中学校）	教員
	巡回相談事業	巡回相談員
関係機関	都立王子特別支援学校	教員
	都立王子第二特別支援学校	教員
	都立北特別支援学校	教員
	筑波大学附属大塚特別支援学校	教員
	その他	医師

## 第7章 自然科学教育事業

### 1 概要

観察や実験、ものづくり等による自然事象の体験を通じた、児童の自然科学に対する豊かな感性や創造性、科学的な見方や考え方を育むことを目的として、専門指導員の学校派遣や児童・生徒対象の科学講座を実施した。

### 2 専門指導員の学校派遣

#### (1) 出前授業

- ① ねらい 理科の授業支援や教員対象の理科実技研修への支援及び科学クラブへの指導を行う。  
 ② 内容 理科の授業支援、教員対象理科実技研修の支援、実験器具の使い方の指導、単元で扱う実験の実技研修、科学クラブでの指導

回	実施日	学校名	内容	参加児童数	派遣指導員数
1	7月14日(金)	関口台町小学校	チリメンモンスターを見つけ分類しよう	31	2
2	7月14日(金)	駕籠町小学校	浮沈子を作ろう	19	2
3	9月22日(金)	明化小学校	チリメンモンスターを見つけ分類しよう	25	2
4	10月20日(金)	関口台町小学校	ミニパラグライダーを作ろう	32	2
5	11月28日(火)	千駄木小学校	恐竜とは	22	2
6	12月11日(月)	汐見小学校	恐竜とは	22	2
7	1月23日(火)	千駄木小学校	チリメンモンスターを見つけ分類しよう	中止	中止
8	1月25日(木)	関口台町小学校	クルクルトンボを作ろう	27	2
9	1月26日(金)	駕籠町小学校	恐竜とは	17	2
10	2月9日(金)	明化小学校	ミニパラグライダーを作ろう	25	2
11	2月26日(月)	汐見小学校	チリメンモンスターを見つけ分類しよう	23	2
12	2月28日(水)	第一中学校	チリメンモンスターを見つけ分類しよう 他	3	3
計				246	23

#### (2) 移動科学教室

- ① ねらい 区立小学校PTA行事として、科学的事象の体験を通して理科や科学のおもしろさを知る機会を提供する。  
 ② 内容 3つのコーナー（「製作コーナー」「発見コーナー」「体験コーナー」）で構成する。  
 製作コーナー：風車を作る。風車の活用について話を聴いたり、実験を見たりする。  
 発見コーナー：「浮沈子」「水入りのポリ袋がハリネズミに」「管の中を落ちる磁石」「ペットボトル内の水を早く出すには」をテーマにした科学ショーを見る。  
 体験コーナー：『空気とは?』をテーマに、「浮くピンポン球」「紙飛行機作り」を体験する。



(所要時間 120 分)

回	実施日	学校名	学年	参加児童数	派遣指導員数
1	9月2日(土)	礪川小学校	1～3年	50	5
2	10月7日(土)	誠之小学校	1～6年	52	6
3	10月18日(水)	林町小学校	1～5年	44	6
4	11月4日(土)	本郷小学校	1～5年	52	6
5	12月9日(土)	柳町小学校	2年	40	6
6	12月23日(土)	指ヶ谷小学校	1～4年	53	6
7	1月27日(土)	金富小学校	1～3年	31	6
8	2月10日(土)	昭和小学校	1～6年	56	6
計				378	47

### 3 児童・生徒対象の科学講座

#### (1) やっていきましょう楽しい実験

- ① ねらい 基礎的な自然体験や実験を通して、自然科学に対する興味・関心や知的好奇心を育む。
- ② 対象 区内在住、在学の5歳以上の幼児、小学生（小学2年生以下は保護者同伴）

回	実施日	時間	内容	参加者数
1	4月15日(土)	午前	○浮沈子をつくろう	26
		午後	○水中の生物を観察しよう ○クルクルトンボをつくろう	29
2	6月10日(土)	午前	○ミニパラグライダーをつくろう	24
		午後	○視覚の不思議 ○夏の星座	25
3	8月26日(土)	午前	○科学マジック	24
		午後	○いろいろなコマをつくろう ○チリメンモンスターを見つけよう	24
4	10月14日(土)	午前	○水の不思議	25
		午後	○タネの不思議 ○ソーマトロップで遊ぼう	24
5	12月16日(土)	午前	○電気おもしろ実験	25
		午後	○クリスマスツリーをつくろう ○冬の星座	24
6	2月3日(土)	午前	○化学でお絵かきをしよう	24
		午後	○音の不思議 ○ハンドパワーで回そう	19
計				293

#### (2) 親子理科教室

- ① ねらい 親子でのものづくりを通し自然科学の楽しさを体験し、自然科学への興味・関心を高める。
- ② 対象 区内在住、在学の小学1～3年生と保護者

回	実施日	時間	実施内容	参加者数
1	5月13日(土)	午前	万華鏡をつくろう	14
		午後		11
2	7月1日(土)	午前	染めの科学	13
		午後		15
3	9月16日(土)	午前	やじろべえをつくろう	13
		午後		11
4	11月11日(土)	午前	紙の科学	12
		午後		11
5	1月13日(土)	午前	静電気の不思議	14
		午後		11
6	3月2日(土)	午前	おもちゃをつくろう	14
		午後		11
計				150

### (3) 科学教室

- ① ねらい 自然科学に関する発展的な観察や実験、ものづくり等を通して、科学的なものの見方や考え方、創造性を育む。
- ② 対象 区内在住、在学の小学3年生～中学生

回	実施日	時間	実施内容	参加者数
1	5月20日(土)	午前	電気の流れを目で見る	21
		午後		23
2	6月24日(土)	午前	植物のからだのしくみ	18
		午後		21
3	7月8日(土)	午前	葉脈標本をつくろう	23
		午後		19
4	7月22日(土)	午前	化石の採集とレプリカ作り	22
5	7月29日(土)	午前	こんちゅう野外教室	21
6	9月9日(土)	午前	酸・アルカリと化学反応	21
		午後		22
7	9月30日(土)	午前	磁石の科学	19
		午後		18
8	10月28日(土)	午前	岩石標本をつくろう	24
		午後		21
9	11月25日(土)	午前	燃焼の科学	19
		午後		19
10	12月2日(土)	午前	光の科学	19
		午後		16
11	1月20日(土)	午後	天文工作と星空の観察	11
12	2月17日(土)	午前	飛行機の科学	17
		午後		16

回	実施日	時間	実施内容	参加者数
13	3月9日(土)	午前	低温の世界	17
		午後		19
計				446

#### (4) 子ども科学カレッジ

- ① ねらい 地域大学等と連携し、大学の最新の研究成果に触れるとともに、学術研究の素晴らしさを体験する。
- ② 対象 区内在住、在学の小学4年生～中学生

回	実施日	時間	内容・講師	参加者数
1	4月22日(土)	午後	ゆれを知って被害を減らす 東京大学大学院教授 酒井 慎一	26
2	6月3日(土)	午後	下水道カルタでトイレの先を探検しよう！ 中央大学教授 山村 寛	14
3	6月17日(土)	午後	どうする！？巨大高潮 中央大学教授 有川 太郎	20
4	7月15日(土)	午後	ミクロの世界 日本女子大学特任教授 熊野 俊三	21
5	8月5日(土)	午後	生きものと生きものつながりが生み出す物語を理解し予測するエコロジーのお話し 東京大学大学院助教 藤田 剛	20
6	8月12日(土)	午後	素粒子の実験でさぐる宇宙のなぞ 東京大学素粒子物理国際研究センター助教 小貫 良行	19
7	9月2日(土)	午後	ナノの世界のものづくり お茶の水女子大学講師 桑原 拓也	21
8	10月7日(土)	午後	人工血液をつくる 中央大学教授 小松 晃之	25
9	10月21日(土)	午後	小さな素粒子、大きな宇宙 お茶の水女子大学教授 曹 基哲	24
10	11月4日(土)	午後	地球温暖化が自然生態系に及ぼす影響 日本女子大学講師 上田 実希	17
11	12月9日(土)	午後	ロボットとコミュニケーション！～ロボットとロボットでコミュニケーションしてみよう！～ 中央大学教授 新妻 実保子	16
12	12月23日(土)	午後	AIロボットで科学実験 東京大学大学院准教授 長藤 圭介	42
13	1月27日(土)	午後	割りばしと厚紙で作る紙飛行機で学ぶ、航空機設計の楽しみ 東京大学大学院助教 森田 直人	23
14	2月10日(土)	午後	貝の進化 東京大学総合研究博物館准教授 佐々木 猛智	27
15	3月16日(土)	午後	日本社会が目指す未来社会"Society 5.0"とは？ 日本女子大学教授 小川 賀代	17
計				332

(5) 夏休み自由研究支援

- ① ねらい 専門指導員が、自然科学（理科）自由研究等への助言・支援を行う。
- ② 対象 区内在住、在学の小・中学生
- ③ 期間 7月31日(月)～8月3日(木)の4日間、午前9時～11時30分、午後1時30分～4時
- ④ 利用者数 5人

## 第8章 情報科学教育事業

### 1 概要

コンピュータを活用した情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図ることを目的に、児童・生徒対象の「子どもパソコン教室」「中学生プログラミング講座」を実施した。また、区立小学校を対象としたプログラミング教育に係る授業支援を実施した。

### 2 子どもパソコン教室

- ① ねらい 児童及び生徒が様々なソフト等を活用してパソコンに慣れ親しみ、パソコン教育に理解を深め、健全な情報リテラシーを身に付ける。
- ② 対 象 区内在住・在学の小学生及び中学生（小学2年生以下は保護者同伴）

回	実施日	時間	内容	参加者数
1	4月22日(土)	午前	アルゴリズム (小学3年生～中学生)	12
		午後	～アルゴリズムの基礎に触れてみよう～	13
2	5月13日(土)	午前	アルゴリズム (小学3年生～中学生)	10
		午後	～アルゴリズムの基礎に触れてみよう～	8
3	5月27日(土)	午前	ビスケット (小学1・2年生) ～イラストを動かしてプログラミングしよう～	12
4	5月27日(土)	午後	スクラッチ中級 (小学4～6年生) リンゴキャッチゲームをつくろう	13
5	6月3日(土)	午前	ビスケット (小学1・2年生) ～イラストを動かしてプログラミングしよう～	14
6	6月3日(土)	午後	ロボットプログラミング初級 (小学4～6年生)	10
	6月10日(土)		～はじめてのロボットプログラミング～	
7	6月10日(土)	午前	はじめてのスクラッチ (小学3・4年生)	14
	7月15日(土)			
8	7月15日(土)	午後	スクラッチ中級 (小学4～6年生) リンゴキャッチゲームをつくろう	12
9	8月19日(土)	午前	アワーオブコード (小学1・2年生) ～プログラミングの基礎を学ぼう～	13
10	8月26日(土)	午前	アワーオブコード (小学1・2年生) ～プログラミングの基礎を学ぼう～	13
11	8月19日(土)	午後	ロボットプログラミング (小学4～6年生)	8
	8月26日(土)		～組み立てたブロックをプログラミングで動かそう～	
12	9月2日(土)	午前	アワーオブコード (小学1・2年生) ～プログラミングの基礎を学ぼう～	14
13	9月2日(土)	午後	ロボットプログラミング初級 (小学4～6年生)	8
	9月16日(土)		～はじめてのロボットプログラミング～	
14	9月16日(土)	午前	アワーオブコード (小学1・2年生) ～プログラミングの基礎を学ぼう～	12
15	10月28日(土)	午後	はじめてのスクラッチ (小学3・4年生)	9
	11月4日(土)			
16	11月18日(土)	午前	パソコンで年賀状をつくろう	9
		午後		10

回	実施日	時間	内容	参加者数
17	12月16日(土)	午前	アワーオブコード (小学1・2年生) ～プログラミングの基礎を学ぼう～	16
18	12月16日(土)	午後	バスケット (小学1・2年生) ～イラストを動かしてプログラミングしよう～	22
19	1月13日(土) 2月24日(土)	午後	はじめてのスクラッチ (小学3・4年生)	13
20	3月9日(土) 3月23日(土)	午前	はじめてのスクラッチ (小学3・4年生)	9
21	3月9日(土) 3月23日(土)	午後	ロボットプログラミング初級 (小学4～6年生) ～はじめてのロボットプログラミング～	9
計				283

### 3 親子タブレット教室

- ① ねらい 親子での学習を通してタブレットに慣れ親しみ、タブレットの活用方法について保護者の理解を深める。
- ② 対象 区内在住・在学の年長児と保護者

回	実施日	時間	内容	参加者数
1	10月28日(土)	午前1	知育アプリを体験しよう	5
		午前2		5
2	11月4日(土)	午前1		0
		午前2		2
3	1月13日(土)	午前1		4
		午前2		2
4	2月24日(土)	午前1		7
		午前2		6
計				31

### 4 中学生プログラミング講座

- ① ねらい 開発現場で使用されている言語に触れ、作品作りを通して本格的なプログラミングを学ぶ。
- ② 対象 区内在住・在学の中学生

回	実施日	時間	内容	参加者数
1	7月27日(木)	1日	中学生プログラミング講座 「Unityでゲームプログラミング！」	5
2	7月28日(金)			5
3	8月3日(木)			5
4	8月4日(金)			5
計				20

### 5 小学校プログラミング授業支援

- ① ねらい ICT専門指導員の派遣や教材の貸出等により、区立小学校におけるプログラミング教育の充実を支援する。(希望校)
- ② 内容 プログラミング教材を活用した出前授業の実施及び支援・プログラミングロボットの貸出

③ 実績 ( 16 校 ) 学校訪問回数 : 77 回 延べ授業実施回数 : 247 回

回	授業実施日	学校名	内容
1	5月8日(月)	柳町小学校	ロボットプログラミング
2	5月9日(火)		
3	5月16日(火)		
4	5月18日(木)		
5	5月8日(月)	柳町小学校	スクラッチ
6	5月18日(木)		
7	5月22日(月)	明化小学校	ロボットプログラミング
8	5月29日(月)		
9	5月22日(月)	明化小学校	スクラッチ
10	6月5日(月)		
11	6月6日(火)	根津小学校	ロボットプログラミング
12	6月12日(月)		
13	6月13日(火)		
14	6月8日(木)	根津小学校	スクラッチ
15	6月13日(火)		
16	6月23日(金)	駒本小学校	ロボットプログラミング
17	6月26日(月)		
18	6月27日(火)		
19	7月3日(月)	昭和小学校	ロボットプログラミング
20	7月4日(火)		
21	7月7日(金)		
22	7月11日(火)		
23	7月13日(木)		
24	9月7日(木)	大塚小学校	ロボットプログラミング
25	9月8日(金)		
26	9月11日(月)	大塚小学校	スクラッチ
27	9月15日(金)		
28	9月21日(木)	礪川小学校	ロボットプログラミング
29	9月28日(木)		
30	9月25日(月)	礪川小学校	スクラッチ
31	10月3日(火)	指ヶ谷小学校	ロボットプログラミング

回	授業実施日	学校名	内容
32	10月5日(木)	指ヶ谷小学校	ロボットプログラミング
33	10月6日(金)	指ヶ谷小学校	スクラッチ
34	10月17日(火)	青柳小学校	ロボットプログラミング
35	10月20日(金)		
36	10月17日(火)	青柳小学校	スクラッチ
37	10月24日(火)		
38	10月30日(月)	林町小学校	ロボットプログラミング
39	10月31日(火)		
40	11月2日(木)		
41	11月6日(月)		
42	11月14日(火)	礪川小学校	スクラッチ
43	11月21日(火)	汐見小学校	スクラッチ
44	11月24日(金)		
45	11月28日(火)	汐見小学校	ロボットプログラミング
46	12月7日(木)		
47	12月4日(月)	柳町小学校	スクラッチ
48	12月5日(火)		
49	12月8日(金)		
50	12月12日(火)	小日向台町小学校	ロボットプログラミング
51	12月14日(木)		
52	12月18日(月)		
53	12月19日(火)		
54	12月18日(月)	小日向台町小学校	スクラッチ
55	12月21日(木)		
56	1月16日(火)	誠之小学校	ロボットプログラミング
57	1月18日(木)		
58	1月19日(金)		
59	1月25日(木)		
60	1月22日(月)	青柳小学校	スクラッチ
61	1月29日(月)		
62	1月26日(金)	指ヶ谷小学校	スクラッチ



回	授業実施日	学校名	内容
63	1月30日(火)	本郷小学校	スクラッチ
64	2月1日(木)		
65	2月2日(金)		
66	2月5日(月)		
67	2月8日(木)		
68	2月16日(金)		
69	2月5日(月)	本郷小学校	ロボットプログラミング
70	2月6日(火)		
71	2月13日(火)		
72	2月15日(木)		
73	2月19日(月)	駕籠町小学校	ロボットプログラミング
74	2月20日(火)		
75	2月27日(火)		
76	3月5日(火)	金富小学校	ロボットプログラミング
77	3月7日(木)		

※ロボットプログラミングは、全実施校第6学年を対象に実施

※スクラッチは、全実施校第3・4・5学年を対象に実施

## 第9章 健康・体力増進事業

### 1 概要

日本女子大学や順天堂大学との連携等により、幼児・児童・生徒の健康増進及び体力向上を図る。また、都立駒込病院及び順天堂大学と連携し、小・中学生等を対象としたがん教育を実施し、がんに対する理解促進を図る。

### 2 健康・体力向上事業

#### (1) 大学連携による事業

##### ① 日本女子大学との連携

<内容>

- ・園児の運動意欲や体力の向上につなげる園環境の活用提案（令和4・5年で10園）
- ・体力向上イベントの開催

	開催日	テーマ・講師	参加者数
1	3月16日(土)	「クライミングにチャレンジしてみよう！」 講師 日本女子大学非常勤講師 西谷 善子	16
計			16

##### ② 順天堂大学との連携

<内容>

- ・小学校における体力向上推進プランの作成・指導
- ・東京都統一体力テスト結果分析
- ・体力向上アドバイザーによる小学校への訪問指導（12回）
- ・体力番組の作成
- ・体力向上事例報告会での情報共有（2月）

	開催日	テーマ・講師	参加者数
1	2月20日(火)	「体力向上の実践報告及び講義」 講師 順天堂大学スポーツ健康科学部准教授 河村 剛光	20
計			20

- ・体力向上イベントの開催

	開催日	テーマ・講師	参加者数
1	11月18日(土)	「ボールゲームで体力・運動能力を高めよう！」 講師 順天堂大学スポーツ健康科学部准教授 尾高 邦生	15
2	11月25日(土)	「ボール遊びで体力・運動能力を高めよう！」 講師 順天堂大学 スポーツ健康科学部前任准教授 荻原 朋子	23
計			38

- ・健康体力増進啓発コラムの作成（きあら）

学校の教育活動における取り組みだけでなく、日常的に運動習慣を身に付けていくことが大切であることを保護者に向けて広く啓発を図るため、文京区教育だより「きあら」へコラムを掲載した。

#### (2) 体力アップトレーナーの配置（小学校）

<内容> 体育の授業補助や体育的行事等への支援（全校・週1日）

(3) テクニカルトレーナーの派遣（中学校）

＜内容＞ 器械運動及び生徒の実態を踏まえた、学校が必要とする運動領域の授業支援を全中学校にて実施（第1学年及び第2学年の学級数×10時間）

(4) コーディネーショントレーニング講師派遣（区立幼稚園）

＜内容＞ 日本コーディネーショントレーニング協会公認講師を全園に派遣  
（年2回・各回2～3時間）

(5) 体力番組の制作

＜内容＞ 区内ケーブルテレビにて放送する地域・家庭向けのスポーツ・運動啓発番組を広報課と連携し、作成する。

	放送日	番組名
1	7月20日(木)	「スポーツ万能忍者への道①【体操・マット編】」
2	9月1日(金)	「スポーツ万能忍者への道②【なわとび編】」
3	9月1日(金)	「スポーツ万能忍者への道③【ボール投げ編】」
4	1月11日(木)	「楽しく走ろう・運動おすすめ編」
5	2月15日(木)	「楽しく取り組もう・リフレッシュストレッチ編 前編・後編」

※放送日以降、区内ケーブルテレビにて再放送及び文京区公式YouTubeにアップ

※「楽しく走ろう・運動おすすめ編」・「楽しく取り組もう・リフレッシュストレッチ編 前編・後編」は、順天堂大学と連携した健康体力増進事業として作成

(6) がん教育の推進

＜内容＞ がんと喫煙などとの関係や治療方法、健診の重要性に関する知識を身につけるとともに、健康問題や医療の現状、命の大切さなどを総合的に学習する機会の充実を図り、がんに関する知識の普及啓発を進め、児童・生徒の健やかな成長を促す。

①がんの専門医による出前授業

	実施日	実施校	対象	講師
1	6月10日(土)	文林中学校	2年	がん・感染症センター都立駒込病院 歯科口腔外科医師 長谷川 稔洋
2	6月16日(金)	礪川小学校	6年	順天堂大学医学部 人体病理病態学講座 准教授 福村 由紀
3	6月27日(火)	第三中学校	2年	がん・感染症センター都立駒込病院 緩和ケア科医師 鶴賀 哲史
4	6月27日(火)	駒本小学校	6年	がん・感染症センター都立駒込病院 緩和ケア科医師 田中 桂子
5	7月1日(土)	湯島小学校	6年	順天堂大学大学院医学研究科臨床病態検査医学教授 田部 陽子
6	10月6日(金)	金富小学校	6年	がん・感染症センター都立駒込病院 乳腺外科医師 中津川 智子

	実施日	実施校	対象	講師
7	10月13日(金)	本郷台中学校	2年	がん・感染症センター都立駒込病院 遺伝子診療科医師 山口 達郎
8	11月6日(月)	小日向台町 小学校	6年	がん・感染症センター都立駒込病院 緩和ケア科医師 長岡 広香
9	11月9日(木)	第六中学校	2年	がん・感染症センター都立駒込病院 消化器内科医師 神澤 輝実
10	11月11日(土)	第一中学校	3年	がん・感染症センター都立駒込病院 緩和ケア科医師 田中 桂子
11	11月27日(月)	千駄木小学校	6年	がん・感染症センター都立駒込病院 消化器内科医師 柴田 理美
12	12月6日(水)	指ヶ谷小学校	6年	がん・感染症センター都立駒込病院 肝胆膵外科医師 冲永 裕子
13	12月7日(木)	根津小学校	6年	順天堂大学医学部人体病理病態学講座 特任准教授 佐伯 春美
14	12月9日(土)	茗台中学校	3年	がん・感染症センター都立駒込病院 泌尿器科医師 伊藤 将也
15	1月20日(土)	昭和小学校	6年	順天堂大学大学院医学研究科臨床腫瘍学 教授 加藤 俊介
16	1月27日(土)	大塚小学校	6年	順天堂大学医学部人体病理病態学講座 特任准教授 佐伯 春美
17	1月29日(月)	駕籠町小学校	6年	順天堂大学医学部人体病理病態学講座 准教授 齋藤 剛
18	2月13日(火)	青柳小学校	6年	順天堂大学医学部腫瘍内科学研究室 准教授 石川 敏昭
19	2月20日(火)	林町小学校	6年	がん・感染症センター都立駒込病院 乳腺外科医師 神尾 英則
20	3月6日(水)	第八中学校	2年	がん・感染症センター都立駒込病院 脳神経外科医師 大谷 亮平
21	3月8日(金)	第九中学校	2年	がん・感染症センター都立駒込病院 肝胆膵外科医師 脊山 泰治

※第十中学校は、12月13日(水)に学校医によるがん教育を実施

※音羽中学校は、新型コロナウイルス感染症による学年閉鎖のため中止

## 第10章 地域大学等連携事業

### 1 概要

区内大学等の高度な専門性をもつ人材や施設を活用し、科学教育事業や教員研修・研究事業等の拡充を図る。

### 2 地域大学等連携事業

#### (1) スクール・モバイルミュージアム

① 趣旨 「最先端の学術研究の成果を子どもたちへ」をコンセプトとして、東京大学総合研究博物館の研究成果を教育センター大学連携事業室で展示するとともに、研究者による講座・トークイベント等を実施する。

② 連携先 東京大学総合研究博物館

期	開催期間	内容	入場者数
前期	令和5年 5月10日(水)～ 9月30日(土) 午前9時～ 午後5時	「遭遇」 展示制作：東京大学大学院生 本堂 親紹／武田 精一郎 展示総監督：教授 遠藤 秀紀 ◇講演会・イベント ・令和5年5月20日(土) 午後2時～午後3時 「ヤギはなぜ崖に立てるのか～骨の造形に魅せられて～」 東京大学大学院生 武田 精一郎 ・令和5年6月17日(土) 午後2時～午後3時 「樹上生活のスペシャリスト・サルからヒトへの進化を考える」 東京大学大学院生 姉帯 沙織 ・令和5年7月22日(土) 午後2時～午後3時 「ブタとイノシシはどう違うのか～人が動物に与えた変化～」 東京大学大学院生 本堂 親紹 ・令和5年8月19日(土) 午後2時～午後3時 「鶏の不思議を追いかける：無知の知と不知の自覚」 東京大学総合研究博物館特任研究員 工藤 光平	2,398
後期	令和5年 10月24日(火)～ 令和6年 3月30日(土) 午前9時～ 午後5時	「バイオミネラル」 展示企画：東京大学総合研究博物館准教授 佐々木 猛智／ 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 鈴木 道生／ 東京大学総合研究博物館教授 遠藤 秀紀 ◇講演会・イベント ・令和6年1月20日(土) 午後2時～午後3時 「バイオミネラルの多様性と機能」 東京大学総合研究博物館准教授 佐々木 猛智 ・令和6年1月27日(土) 午後2時～午後3時 「真珠はなぜ輝くのか？」 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 鈴木 道生 ・令和6年2月17日(土) 午後2時～午後3時 「ウニってどんな生き物？」 東京大学大学院理学系研究科附属臨海実験所技術専門職員 幸塚 久典 ・令和6年2月24日(土) 午後2時～午後3時 「電子顕微鏡で見るバイオミネラルの世界」 東京大学大学院理学系研究科助教 奥村 大河	1,752

(2) インターメディアテク学校対象教育プログラム「アカデミック・アドベンチャー」

- ① 趣 旨 文京区教育センターと連携している東京大学総合研究博物館による該当施設を活用しての教育活動を支援することを通して、子どもたちに多様で豊かな教育環境を提供する。なお、東京大学総合研究博物館までの児童交通費を助成している。  
※令和5年度は、実施無し。
- ② 連携先 東京大学総合研究博物館

(3) 個別学習相談（認知カウンセリング）

- ① 趣 旨 個別学習相談により、児童・生徒の授業の受け方や家庭での学習の仕方、勉強に対する考え方等を診断し、学習のつまづきが生じた原因そのものを明らかにすることで、児童・生徒が効果的な学習方法を自発的に使えるようにする。  
※令和5年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部オンライン実施
- ② 連携先 東京大学大学院教育学研究科 植阪友理研究室
- ③ 参加者数 14人

(4) 探究力育成プロジェクト

- ① 趣 旨 「お茶の水教師の第三の学び研究会」との協定事業とし、研修や授業交流、自然科学事業等での学び合いを通して、探究学習におけるつまづき分析や指導法開発により資質・能力の向上を図る。
- ② 連携先 お茶の水女子大学「お茶の水教師の第三の学び研究会」

実施日	時間	内 容	参加者数
8月5日(土)	午後2時～3時30分	デジタル絵本をつくろう	親子6組
2月10日(土)	午後2時～3時30分	デジタル絵本をつくろう	親子7組
3月2日(土)	午後2時～3時30分	デジタル絵本をつくろう	親子5組

(5) 科学教室「電子顕微鏡でミクロの世界を探検」

- ① 趣 旨 医学生物学電子顕微鏡技術学会と文京区との相互協力に関する協定に基づき、春・夏休みに年2回「特別体験科学教室」を医学生物学電子顕微鏡技術学会と連携して開催する。
- ② 連携先 医学生物学電子顕微鏡技術学会

実施日	時間	参加者数
8月30日(水)	午前	17
	午後	16
8月31日(木)	午前	15
	午後	14
3月27日(水)	午前	14
	午後	11
3月28日(木)	午前	17
	午後	14
計		118

(6) 科学教室「音の話とスピーカーづくり」

- ① 趣 旨 パイオニア株式会社と文京区との相互協力に関する協定に基づき、「夏休みものづくり教室」をパイオニア株式会社と連携して開催する。
- ② 連携先 パイオニア株式会社法務・リスク管理部 CSR・環境推進室

実施日	時間	参加者数
7月31日(月)	午後	24
8月1日(火)	午後	19
計		43

(7) キッズアイデアソンセミナー

- ① 趣 旨 子どもたちが社会に出るために必要なアイデア発想力・想像力・ディスカッション能力・プレゼンテーション力の手法を楽しく学びながら創造性を育む「キッズアイデアソンセミナー」をパイオニア株式会社と連携して開催する。
- ② 連携先 パイオニア株式会社法務・リスク管理部 CSR・環境推進室

実施日	時間	参加者数
3月2日(土)	午後	11
計		11

## 第11章 小・中学校連合行事

### 1 概要

区立の小・中学校の児童・生徒を対象に、令和5年度小学校及び中学校連合行事を、教育委員会・校長会・教育研究会の主催により実施した。

行事は、良質な演劇や音楽の鑑賞教室、体力及び技能の向上を目的とした陸上記録会・音楽会・展覧会、そして平素の学習成果やクラブ活動の成果を発揮する総合体育大会・連合演奏会・その他発表会等である。事業の運営は担当部会の教員が担当し、庶務・経理は教育センターが担当した。

### 2 実施状況

#### (1) 小学校連合行事

事業名 (対象学年)	実施期間 場所	参加人数 ・点数	内容
音楽鑑賞教室 (5学年)	6月27日(火) シビックホール	1,648人	歌劇「カルメン」より前奏曲 他3曲 楽器紹介 (公)東京フィルハーモニー交響楽団
陸上記録会 (6学年)	10月26日(木) 六義公園運動場	1,466人	100m走・50m走・50mハードル走・ 400mリレー
連合音楽会 (4・5・6学年)	11月21日(火) シビックホール	中止	合唱・合奏等
東京都公立学校 美術展覧会 (全学年選抜作品)	2月14日(水)～ 2月18日(日) 東京都美術館	58点	図工科・国語科(書写)

\*前年度実施の連合展覧会(区)は、隔年行事のため令和5年度実績なし

\*陸上記録会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、走り高跳び、走り幅跳びは中止

\*連合音楽会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止



## (2) 中学校連合行事

事業名 (対象学年)	実施期間 場所	参加人数 ・点数	内容
音楽鑑賞教室 (3学年)	5月11日(木) シビックホール	725人	歌劇「アイーダ」より「凱進行進曲」 他3曲 楽器紹介(アンサンブル) (公)東京フィルハーモニー交響楽団
吹奏楽講習会 (全学年)	5月	中止	専門家による各楽器の講習
都行事 吹奏楽コンクール (選抜)	8月4日(金)～ 8月16日(水) 府中の森芸術劇場	203人	課題曲・自由曲 全校出場
総合体育大会 (1・2学年)	8月22日(火)～ 8月25日(金) 小石川運動場・ 総合体育館等	1,220人	バレーボール・バスケットボール・ ソフトテニス・バドミントン・ サッカー・卓球・剣道・野球・柔道
連合演奏会 (全学年)	8月27日(日) シビックホール	209人	自由曲
演劇鑑賞教室 (2学年)	10月12日(木) シビックホール	763人	劇団自由人会 「夢をかなえるゾウ」
都行事 アンサンブルコンテ スト(選抜)	1月20日(土)～ 1月21日(日) 府中の森芸術劇場	31人	自由曲 第一・第九・第十・文林・茗台中学校
東京都公立学校 美術展覧会 (全学年選抜作品)	2月14日(水)～ 2月18日(日) 東京都美術館	137点	美術科、国語科(書写)、技術・家庭科

\*吹奏楽講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

## 資料

### 文京区教育センター条例

平成二十六年十二月十一日  
条例第三十一号

文京区教育センター条例（平成九年三月文京区条例第十三号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 教育の充実及び振興を図るため、文京区教育センター（以下「センター」という。）を東京都文京区湯島四丁目七番十号に設置する。

（事業）

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 教員の研修に関すること。
- 二 子どもの発達及び教育に係る相談に関すること。
- 三 科学教育の振興に関すること。
- 四 教育に関する調査及び研究に関すること。
- 五 教育に関する資料の整備及び活用に関すること。
- 六 センターの施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）の使用に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要であると認めた事業

（職員）

第三条 センターに事務職員その他の必要な職員を置く。

（運営委員会）

第四条 センターの円滑な運営を図るため、文京区教育センター運営委員会を置く。

2 文京区教育センター運営委員会の運営等について必要な事項は、委員会規則で定める。

（休館日）

第五条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（開館時間）

第六条 センターの開館時間は、午前八時三十分から午後六時三十分までとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の承認）

第七条 施設等を使用しようとする者は、委員会規則で定めるところにより委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の使用の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の不承認）

第八条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の使用の承認をしない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 センターの管理上支障があると認めるとき。
- 三 営利を目的とすると認めるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が使用を不適當であると認めるとき。

（使用料）

第九条 第七条第一項の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第十条 委員会は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第十一条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用权の譲渡禁止等)

第十二条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第十三条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第十四条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- 一 使用の目的又は条件に違反したとき。
- 二 この条例若しくはこれに基づく委員会規則に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。
- 三 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第十五条 使用者は、使用を終了したとき又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第十六条 使用者は、その責めに帰すべき事由により施設等に損害を与えた場合は、委員会が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

- 2 委員会は、第十四条第四号に該当するときを除き、第八条に規定する施設等の使用の不承認又は第十四条に規定する施設等の使用の承認の取消し、使用の制限若しくは使用の停止によって使用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(委任)

第十七条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の文京区教育センター条例別表に規定する施設等の使用に係る使用申込みその他の必要な準備については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(文京区暴力団排除条例の一部改正)

- 3 文京区暴力団排除条例（平成二十四年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

別表（第九条関係）

一 施設の使用料

施設名	使用料	
	午前	午後
研修室1	八〇〇円	一、一〇〇円
研修室2	一、九〇〇円	二、五〇〇円
研修室3	九〇〇円	一、二〇〇円

備考

- 1 施設を使用することができる日は、月曜日から金曜日までとする。
- 2 施設の使用単位は、次のとおりとする。ただし、同一施設について午前及び午後を継続して使用する場合は、午前九時から午後五時までとする。

午前 午前九時から午後零時まで

午後 午後一時から午後五時まで

二 附帯設備の使用料

種別	使用単位	使用料
液晶プロジェクター	一式一回	二〇〇円
音響セット	一式一回	五〇〇円

備考

- 1 附帯設備の使用単位の一回は、施設の使用単位に対応する時間とする。
- 2 附帯設備のみの使用は、認めない。

## 文京区教育センター条例施行規則

平成二十七年三月二十四日  
文教委規則第十七号

文京区教育センター条例施行規則（平成九年三月文京区教育委員会規則第三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、文京区教育センター条例（平成二十六年十二月文京区条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第二条 文京区教育センター（以下「教育センター」という。）の施設利用（条例第七条第一項の規定による施設使用を除く。）は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 文京区立幼稚園及び小・中学校に勤務する教員が、教育上の研究及び研修を目的として利用する場合
- 二 文京区立幼稚園児及び小・中学校児童・生徒に、教育上の目的をもって利用させる場合
- 三 その他文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合

（使用申請）

第三条 条例第七条第一項の規定により教育センターの施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、文京区教育センター使用・減額・免除申請書（別記様式第一号。以下「使用申請書」という。）により委員会に申請しなければならない。

（申請の受付）

第四条 前条の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の一月前から使用日まで受け付ける。この場合において、使用日の一月前の日が条例第五条に定める休館日に当たるときは、その翌日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、次の各号に定める場合は申請を受け付けることができる。

- 一 区又は委員会が行政目的のために使用するとき。
- 二 前号のほか、委員会が特に必要があると認めたとき。

（使用の承認等）

第五条 施設等の使用の承認は、申請の順序による。ただし、同時の申請があったときは、抽選等の方法による。

2 委員会は、前項の規定により使用の承認（次条第一項の規定による使用の変更の承認を含む。）をしたときは、文京区教育センター使用・減額・免除承認書（別記様式第二号。以下「承認書」という。）を交付する。

3 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設等を使用する際、承認書を係員に提示しなければならない。

（使用の変更等）

第六条 使用者は、使用目的、使用年月日、使用しようとする施設等、使用単位その他の使用の承認を受けた事項の変更（以下「使用の変更」という。）をし、又は施設等の使用の取消し（以下「使用の取消し」という。）をしようとするときは、文京区教育センター使用変更・還付申請書（別記様式第三号）又は文京区教育センター使用取消・還付申請書（別記様式第四号）に前条第二項の規定により交付を受けた承認書（使用の変更の承認を受けた使用の取消しをしようとするときは、当該変更に係る承認書）を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による使用の変更の申請は、一回に限り、変更前の使用日の三日前まで行うことができる。

3 第四条の規定は、使用の変更について準用する。

4 使用者は、使用の変更の承認を受けた後の使用料が既納の使用料より多いときは、その差額を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第七条 条例第十条の規定により、委員会が使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

- 一 官公署が行政目的のために使用するとき。 五割減額
- 二 区又は委員会が行政目的のために使用するとき。 免除

2 前項のほか、委員会が特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 前二項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ使用申請書により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第八条 条例第十一条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合及び還付の額は、次に定めるとおりとする。

一 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。 全額

二 工事その他委員会の都合により施設等の使用ができなくなったとき。 全額

三 使用日の三日前までに使用の変更の申請があった場合において、使用の変更の承認後の使用料が既納の使用料より少なくなり、委員会が相当の理由があると認めたとき。 当該差額の五割相当額

四 使用日の三日前までに使用の取消しの申請があった場合において、委員会が相当の理由があると認めたとき。 五割相当額

五 前各号のほか、委員会が特に理由があると認めたとき。 全部又は一部の金額

2 前項第三号、第四号又は第五号の規定により還付を受けようとする者は、文京区教育センター使用変更・還付申請書又は文京区教育センター使用取消・還付申請書により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用者の義務)

第九条 使用者は、施設等の使用に当たっては、係員の指示に従い、その使用を終了したときは、係員の点検を受けなければならない。

(委任)

第十条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の文京区教育センター条例施行規則第四条に規定する申請の受付その他の必要な準備については、この規則の施行の前日においても行うことができる。

別記様式第1号(第3条・第7条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用・減額・免除申請書

文京区教育委員会 殿

以下のとおり申請します。

予約番号：

団体名		代表者名	
行事名			
使用目的 (具体的に)		使用予定人数	
使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
年 月 日 ( 曜日)	午前 午後		円

使用責任者 住所 氏名 電話番号 ( )
----------------------------

使用料①	円
減免額②	円
合計(①-②)	円

減額・免除の理由 文京区教育センター条例施行規則第7条第 項第 号により
---

備考
----

別記様式第2号(第5条・第6条・第7条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用・減額・免除承認書

文京区教育委員会 印

以下のとおり承認します。

予約番号：

団体名		代表者名	
行事名			
使用目的 (具体的に)		使用予定人数	
使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
年 月 日 ( 曜日)	午前 午後		円

使用責任者 住所 氏名 電話番号 ( )
----------------------------

使用料①	円
減免額②	円
合計(①-②)	円

減額・免除の理由 文京区教育センター条例施行規則第7条第 項第 号により
---

備考(変更・取消理由)
-------------



別記様式第3号(第6条・第8条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用変更・還付申請書

文京区教育委員会 殿

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

以下のとおり使用の変更を申請します。

使用内容	変更前	行事名			
		使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
		年 月 日 ( 曜日)	午前 午後		円
	変更後	行事名			
		使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
		年 月 日 ( 曜日)	午前 午後		円
使用変更の理由					
文京区教育センター条例施行規則第6条第4項の規定により、差額 円を納付します。				使用料	円
				減免額	円
文京区教育センター条例施行規則第8条第1項第3号の規定により、差額の5割相当額 円の還付を申請します。				既納額	円
				差 額	円
備考					

別記様式第4号(第6条・第8条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用取消・還付申請書

文京区教育委員会 殿

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

以下のとおり使用承認の取消しを申請します。

行事名			
使用日時		施設名	施設・附帯設備 使用料
年 月 日 ( 曜日)	午前 午後		円

取消理由	
------	--

使用責任者 住所 氏名 電話番号 ( )
----------------------------

納付額	円
還付金 文京区教育センター条例施行規則第8条第1項第 号により	円

備考
----

## 文京区教育センター処務規則

昭和四十一年十月十二日  
文教委規則第八号

改正	昭和四六年十一月一五日文教委規則第六号	昭和五一年七月一四日文教委規則第一一号
	昭和五五年四月一五日文教委規則第一一号	昭和五六年四月一日文教委規則第七号
	昭和五八年三月二二日文教委規則第一〇号	昭和六一年三月三十一日文教委規則第六号
	平成元年三月二四日文教委規則第四号	平成九年三月二八日文教委規則第四号
	平成一四年二月一二日文教委規則第一〇号	平成一九年三月八日文教委規則第四号
	平成二二年三月三十一日文教委規則第九号	平成二六年三月二七日文教委規則第一〇号
	平成二七年三月二四日文教委規則第一八号	平成二九年三月二二日文教委規則第四号
	平成三十一年三月二六日文教委規則第六号	

### (目的)

第一条 この規則は、文京区教育センター（以下「教育センター」という。）に関する事務を処理するため、組織その他必要な事項を定めることを目的とする。

### (運営委員会)

第二条 文京区教育センター条例（平成二十六年十二月文京区条例第三十一号）第四条に基づく、教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、区立学校（園）長及び区立学校教諭、並びに教育局職員のなかから、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が命じ、又は委嘱する。

2 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 一 委員長及び副委員長は、運営委員会のなかから委員会が命ずる。
- 二 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統理する。
- 三 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

3 運営委員会に、理事を置くことができる。

### (参与)

第三条 教育センターの事業を推進するため、参与を置くことができる。

### (資料提出)

第四条 教育センターは、その業務上必要な事項について、区立学校、その他の教育機関に対し、調査統計等の資料又は報告書の提出を求めることができる。

### (係の設置)

第五条 教育センターに次の係を置く。

- 一 学校支援係
- 二 児童発達支援係
- 三 総合相談係

### (職員)

第六条 教育センターに次の職員を置く。

- 一 所長
- 二 係長
- 三 その他の職員

2 教育センターに課務担当主査、統括指導主事及び指導主事を置くことができる。

3 係及び教育センターに主査を置くことができる。

### (資格及び任免)

第七条 所長は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の課長相当職とする。

2 係長、課務担当主査及び主査は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の係長相当職とする。

3 前二項及び第十二条第一項各号に掲げる職員以外の職員は、教育局職員のうちから委員会が命ずる。

### (職責)

第八条 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務を管理し、所属職員を指揮監督する。

2 係長及び課務担当主査は、上司の命を受け、係の事務又は担任の事務を処理する。

3 主査は、上司の命を受け、係の事務又は課務担当主査の担任の事務のうち、特定の事務を処理する。

4 統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する職務に従事する。

(所掌事務)

第九条 教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。

学校支援係

一 教育センター運営委員会に関すること。

二 公印の管守及び文書に関すること。

三 予算、決算及び経理に関すること。

四 教育センターの施設等の維持管理に関すること。

五 教科書センターに関すること。

六 教育資料に関すること。

七 調査研究に関すること。

八 教員の研修に関すること。

九 学校支援に関すること。

十 教育支援センターに関すること。

十一 科学教育に関すること。

十二 健康教育に関すること。

十三 地域大学等連携事業に関すること。

十四 庁中取締りに関すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、教育センターに関すること。

児童発達支援係

一 児童発達支援センターに関すること。

総合相談係

一 子どもの発達及び教育に係る相談に関すること。

二 児童発達支援センターに関すること。

(所長の決定対象事案)

第十条 所長が決定できる事案はおおむね次のとおりとする。

(一) 教育センターに勤務する職員の内国旅行、欠勤、休暇、超過勤務、宿日直及び休日勤務に関すること。

(二) 常例に属する公告、公表、認定、証明、報告、通達、申請、照会及び回答に関すること。

(三) 教育センター業務の適正な運営を図るため、必要な指導、助言又は援助に関すること。

(四) 教育センターに関係する相互間の常例的連絡調整に関すること。

(五) 区立学校その他の教育機関に対し、教育センター運営上必要とする調査統計資料及び報告書の提出請求に関すること。

(六) 教育センターの業務に関係する職員の報酬、給与、旅費、公務災害補償等の請求及び支給に関すること。

(七) 教育センターで扱う現金及び金券の出納管理に関すること。

(八) 常例の広報に関すること。

(九) 教育センターの維持管理及び保安に関すること。

(十) 前九号のほか、常例的事項に関すること。

(事案決定の臨時代行)

第十一条 所長が出張又は休暇、その他の事故により不在のときは、所長に代わつて係長がその事案を決定することができる。

2 前項により決定できる事案は、特に至急に処理しなければならないものに限る。

3 第一項及び第二項の規定により、決定を行なつた者は、その事案について、所長に報告しなければならない。

(研究員等)

第十二条 教育センターに第六条に掲げる職員のほか、次の職員を置くことができる。

- 一 研究員
- 二 専門指導員
- 三 講師
- 四 司書
- 五 相談員
- 六 医師
- 七 看護師

2 前項に掲げる職員は、教育委員会が命じ、又は委嘱し、その身分は非常勤職員とする。

(報告)

第十三条 所長は、教育センターの業務について、常例及び随時に上司に報告しなければならない。

(委任)

第十四条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が定める。

(準用)

第十五条 この規則に定めのないことについては、教育局について定めるところによる。

2 前項の規定によれないと認める場合は、上司の承認を経るものとする。

付 則

この規則は、昭和四十一年十月十五日から施行する。

付 則 (昭和四六年十一月一五日文教委規則第六号)

この規則は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

付 則 (昭和五一年七月一四日文教委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和五五年四月一五日文教委規則第一一号)

この規則は、昭和五十五年四月二十五日から施行する。

付 則 (昭和五六年四月一日文教委規則第七号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

付 則 (昭和五八年三月二二日文教委規則第一〇号)

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

付 則 (昭和六一年三月三十一日文教委規則第六号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

付 則 (平成元年三月二四日文教委規則第四号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

付 則 (平成九年三月二八日文教委規則第四号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

付 則 (平成一四年二月一二日文教委規則第一〇号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

付 則 (平成一九年三月八日文教委規則第四号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則 (平成二二年三月三十一日文教委規則第九号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成二六年三月二七日文教委規則第一〇号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付 則 (平成二七年三月二四日文教委規則第一八号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則 (平成二九年三月二二日文教委規則第四号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

付 則 (平成三十一年三月二六日文教委規則第六号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 文京区教育センター運営委員会要領

25 文教教セ第 40 号 平成 25 年 4 月 23 日教育推進部長決定  
26 文教教セ第 151 号平成 26 年 5 月 2 日改正  
27 文教教セ第 850 号平成 27 年 7 月 3 日改正  
29 文教教セ第 1193 号平成 29 年 4 月 1 日改正

### (目的)

第 1 条 この要領は、文京区教育センター条例（平成 26 年 12 月文京区条例第 31 号）第 4 条及び文京区教育センター処務規則（平成 27 年 3 月文教委規則第 18 号）第 2 条の規定に基づき、教育センターの円滑な運営を図るために、教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第 2 条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 小学校長会長及び中学校長会長
- (2) 幼稚園長会長
- (3) 幼稚園・小学校・中学校の各教育研究会長
- (4) 小学校副校長会長及び中学校副校長会長
- (5) 幼稚園副園長・主任会長
- (6) 教育推進部長
- (7) 教育指導課長
- (8) 教育指導課指導主事
- (9) 教育センター所長
- (10) 教育センター統括指導主事
- (11) 相談員

### (委員長及び副委員長)

第 3 条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第 1 号の会長から選出する。
- 3 副委員長は、前条第 1 号及び第 2 号の会長から選出する。

### (招集)

第 4 条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、副委員長が運営委員会を招集する。

### (開催)

第 5 条 運営委員会は、原則年 1 回開催する。

### (庶務)

第 6 条 運営委員会の庶務は、教育センター学校支援係において処理する。

### 付 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

### 付 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

### 付 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 文京区教育センター総合相談事業運営要綱

27 文教教セ第 10 号 平成 27 年 4 月 1 日教育長決定

29 文教教セ第 2683 号 平成 30 年 3 月 30 日改正

30 文教教セ第 2694 号 平成 31 年 3 月 25 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、文京区教育センター条例（平成 26 年 12 月文京区条例第 31 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく総合相談事業（以下「事業」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 乳幼児及び児童・生徒（以下「児童等」という。）に関する、いじめ、不登校、集団不適応、非行、家庭内暴力、児童虐待（ネグレクトを含む。）、発達障害他の心身の障害等の教育・生活に係る悩みや問題の予防・発見・解消及び発達促進に向けて、学校・園、保護者及び児童等への支援を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 事業において行う業務は、以下の通りとする。

- (1) 総合相談室の運営
- (2) スクールカウンセラーの配置
- (3) 「ふれあい教室」（教育支援センター）の運営
- (4) スクールソーシャルワーカーの配置
- (5) 発達支援巡回相談
- (6) スターティング・ストロング・プロジェクト
- (7) 特別支援教室心理士等巡回相談
- (8) 療育指導派遣事業
- (9) 学校と家庭の連携推進事業

2 前項(2)～(4)及び(7)～(9)の学校支援に係る事業を効果的に実施するために、教育指導課指導主事と連携し、かつ、各業務のコーディネーターや相談窓口として事業を調整する統括指導主事及び常勤心理職を「教育相談コーディネーター」として位置づける。

(総合相談室)

第 4 条 子どもの発達及び教育に係る悩みを持つ、区の区域内に在住又は在学の乳幼児及び児童等とその保護者及び教職員に対して、相談活動及び心理的援助・発達支援を行うため、総合相談室を開設する。

2 総合相談室の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 面接相談に関すること。
- (2) 電話相談に関すること。
- (3) 機能訓練及びグループ指導等に関すること。
- (4) 子どもの発達及び教育の相談に係る啓発及び普及に関すること。

(スクールカウンセラー)

第 5 条 区立小学校及び区立中学校において、児童等、その保護者及び教員への心理的援助、相談活動等を行うため、区立小学校、区立中学校及びふれあい教室にスクールカウンセラーを配置する。

2 スクールカウンセラーの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童等及びその保護者の相談に関すること。
- (2) 教員に対するコンサルテーションに関すること。
- (3) 相談活動及び心理教育の啓発活動に関すること。

3 都におけるスクールカウンセラーの勤務等については、東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱（平成 13 年 3 月 12 教指企第 623 号）に定めるとおりとする。

(「ふれあい教室」（教育支援センター）)

第 6 条 心理的理由等により長期にわたり不登校となっている児童等を対象に、通常の学校とは異なる環境における学習活動及び集団適応活動を行うことにより、当該児童等の自立の促進及び学校生活への復帰を支援する場として、特設の教室「ふれあい教室」を設置する。

2 ふれあい教室の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不登校等学校不適応の児童等の支援に関すること。
- (2) 入室手続に関すること。
- (3) 児童等の個別指導計画の作成に関すること。
- (4) 学校、保護者及び関係機関との連携に関すること。

(スクールソーシャルワーカー)

第7条 学校・家庭・関係機関等の連携・調整及び児童等を取り巻く環境の改善を図るコーディネーターとしてスクールソーシャルワーカーを置く。

2 スクールソーシャルワーカーの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 問題を抱える児童等が置かれた環境の改善に関すること。
- (2) 関係機関等の連携・調整・情報交換等、ネットワークの活用に関すること。
- (3) 児童等・保護者・教職員に対する支援・相談・情報提供に関すること。

(発達支援巡回相談)

第8条 保育園・幼稚園・育成室（以下「保育園等」という。）の職員に対し、児童等の保育に係る相談・助言及び情報提供を行うことにより、児童等の障害の早期発見及び早期療育の充実を図ることを目的として、発達支援巡回相談員を派遣する。

2 発達支援巡回相談員の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育園等の職員へのコンサルテーションに関すること。
- (2) 発達障害等の支援に係る啓発に関すること。

(スターティング・ストロング・プロジェクト)

第9条 区内のすべての子どもの健やかな育ちを支えるため、より質の高い育児環境を整えることを目的に、医師・心理士・言語聴覚士・作業療法士・福祉の職にある者で構成される専門家チームが保育園・幼稚園・児童館・子育てひろば等を訪問し、専門的発達支援を行うとともに、保護者に対しても専門的観点から育児方法を伝える。

2 専門家チームの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区内のすべての子どもの専門的発達支援に関すること。
- (2) 保育園・幼稚園・児童館・子育てひろばの職員に対する専門的スキルの伝達に関すること。
- (3) 保護者に対する専門的観点からの育児方法の伝達に関すること。
- (4) 専門的観点からの育児や発達支援に係る啓発に関すること。

(特別支援教室心理士等巡回相談)

第10条 発達障害等特別な指導・支援を必要とする全ての児童等について、学校の求めに応じて、児童等が抱える学習面・生活面の困難を的確に把握し、その困難に対応した専門的な指導・支援を学校が実施するための助言を行うことを目的として、臨床発達心理士、特別支援教育士、学校心理士、公認心理師の巡回相談を行う。

2 巡回相談員の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教員へのコンサルテーションに関すること。
- (2) 児童等の個別指導計画、校内委員会における検討資料の作成支援に関すること。
- (3) 特別支援教育に係る啓発に関すること。

3 都における巡回相談の勤務等については、特別支援教室の導入に伴う心理士等の巡回相談について～事業の概要～に定めるとおりとする。

(療育指導派遣事業)

第11条 特別支援学級並びに通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童等に対する指導内容及び方法に関し、教員に対する指導又は助言を行うために、言語聴覚士、音楽療法士、作業療法士、理学療法士、臨床発達心理士等（以下「言語聴覚士等」という。）を派遣する。

2 派遣する言語聴覚士等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教員へのコンサルテーションに関すること。
- (2) 児童等の個別指導計画の作成支援および校内委員会での助言に関すること。
- (3) 言語聴覚士等による児童等への具体的な支援方法の実践に関すること。
- (4) 特別支援教育に係る啓発に関すること。

(学校と家庭の連携推進事業)



第12条 いじめ、不登校、児童虐待等生活指導上の課題に、学校及び家庭と連携して取り組み、その解決を図ることを目的として、「家庭と子供の支援員」（以下「支援員」という。）を配置する。

2 支援員は、不登校等の生活指導上の課題をもつ児童等への個別支援を行うとともに、校内連携に関することを職務とする。

（専門職員等）

第13条 事業の実施に当たり、臨床心理士・臨床発達心理士またはそれに相当する心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、教諭、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、医師等の専門職員を置く。

2 ふれあい教室に、東京都公立学校非常勤教員相当の者を専門指導員として任用する。

3 支援員は、教育相談に理解があり支援員になることを希望する者のうちから教育相談コーディネーター（統括指導主事・常勤心理職）が選考し、委嘱する。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項は、教育推進部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 文京区教育支援センター運営要領

23 文教教セ第 371 号	平成 24 年 3 月 30 日	教育推進部長決定
24 文教教セ第 374 号	平成 25 年 3 月 29 日	教育推進部長決定
27 文教教セ第 1987 号	平成 27 年 10 月 1 日	教育推進部長決定
28 文教教セ第 1227 号	平成 28 年 10 月 1 日	教育推進部長決定
29 文教教セ第 2684 号	平成 30 年 3 月 30 日	教育推進部長決定
31 文教教セ第 2762 号	平成 31 年 3 月 22 日	教育推進部長決定
2021 文教教セ第 1601 号	令和 4 年 3 月 22 日	教育推進部長決定

### (趣旨)

第1条 この要領は、文京区教育センター総合相談事業運営要綱（27 文教教セ第 10 号 平成 27 年 4 月 1 日教育長決定）第 6 条の規定により設置するふれあい教室（教育支援センター）（以下「教室」という。）の運営について必要な事項を定めるものである。

### (目的)

第2条 教室は、心理的要因等により不登校状態となりあるいはその恐れのある児童・生徒について、情緒の安定、集団生活への適応、基本的生活習慣の改善、基礎学力の補充等のための相談・支援（学習支援を含む。以下同じ。）を行うことにより、児童・生徒の学校復帰を支援するとともに、社会的自立を促すことを目的とする。

2 教室は、前項の児童・生徒を支援するため、総合相談事業内の不登校対応チームその他関係機関と連携し、学校、家庭等に対する助言、援助を行う。

### (対象者)

第3条 教育センター所長は、次の者を入室させることができる。

- (1) 文京区立小・中学校に在籍又は区内に住所を有する、小学校 3 年生から中学生までの児童・生徒であって、長期に学校を欠席している者その他本人及び保護者が希望するとき
- (2) その他、教育センター所長が特に認める者

### (入室)

第4条 入室を希望する児童・生徒の保護者は、別記様式第 1 号により教育センター所長に入室の申し込みをしなければならない。

2 教室は、入室を希望する児童・生徒に対し、前項の申し込み在先立ち体験を伴う見学をさせることができる。

3 教室は、児童・生徒の入室に際して、本人及び保護者の意向を確認するほか、在籍校及び総合相談事業内の各事業と緊密に連携し児童・生徒の実情等の的確な見極め（アセスメント）に努めるものとする。

4 小学校に在籍する児童の通室は、安全管理上、保護者の送迎による。ただし、保護者による送迎が困難な事由がある場合に限り、別記様式第 2 号により教育センター所長に送迎の代替について申し出ることができる。

### (出席の取扱い)

第5条 教室への出席については、在籍校の校長は指導要録上の出席扱いとすることができる。

### (通室の継続)

第6条 教室への通室は、年度単位とする。

2 通室の継続を希望する児童・生徒及び保護者は、在籍校と協議の上、各年度の当初に別記様式 1 を改めて提出することにより教育センター所長に申し出るものとする。

### (退室)

第7条 退室を希望する児童・生徒の保護者は、別記様式第 3 号により教育センター所長に退室を届け出るものとする。

2 教室が退室の届出を受け、又は退室を確認したときは、速やかに別記様式第 4 号により在籍校に通知する。

### (教育相談コーディネーターの役割)

第8条 教育相談コーディネーター（統括指導主事及び常勤心理職）は、入室手続きを統括する。

- 2 教育相談コーディネーターは、対象となる児童・生徒の状態や環境を見極めるとともに、入室の前後を通して相談・支援が適切かつ円滑に実施されるよう指導員等に対する指導・助言を行う。

#### （教育支援シートの作成）

第9条 対象となる児童・生徒への組織的・計画的な支援を実施するため、別記様式第5号により教育支援シートを作成する。

- 2 作成の際は、在籍校及び総合相談事業内の各事業と緊密に連携して情報収集とコンサルテーションを行うとともに、その進捗状況に応じて内容の定期的な見直しを行う。

#### （指導方針等）

第10条 教室への受け入れ及び相談・支援は、人命や人格を尊重するとともに共感的な理解に立ち、児童・生徒の自立を支援する立場から実施するものとする。

- 2 児童・生徒が自らの学習課題を自主的に学習することを基本としながら、教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、児童・生徒の教育支援シートを基に実施する。
- 3 自立心の醸成、社会性・協調性の伸長など全人的な成長を図ることをねらいとして、児童・生徒の教育支援シートを基に個別指導あるいは集団指導により、学習活動、課外活動、体験活動、交流活動及びSSTなどの心理的支援を行う。

#### （指導体制）

第11条 教室には、指導員及びカウンセラー（以下「指導員等」という。）を置くとともに、相談・支援の必要性に応じて実習生及びボランティアを配置する。

- 2 指導員は、適応指導に必要な知識、経験又は技能を有し、かつ教室の役割を理解しその職務を行うことについて熱意と識見を有する者をもって充てる。
- 3 カウンセラーは、児童・生徒との交流、面接、心理教育等により、情報収集、行動観察、心理アセスメント及び児童・生徒の状態の改善を行うとともに教育支援シートを作成する専門職員とする。

#### （研修等）

第12条 指導員等は、その職務を遂行するために必要な知識、技能の習得及び向上のため、自己啓発に努めるとともに研修等を活用し職務能力の向上に努めなければならない。

- 2 区内大学教授等による指導員等へのスーパーヴァイズを定期的実施する。

#### （施設・設備）

第13条 教室は、相談・適応指導を適切に行うため保健衛生上、安全上及び管理上必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

- 2 教室は、集団活動、個別指導、面接相談等のための施設及び職員室を備えるほか、スポーツ活動、体験活動等の実施について配慮するものとする。
- 3 教室は、教科用図書及び児童・生徒用図書その他情報教育用機器等を整備するなど、児童・生徒の教育的環境の整備に配慮するものとする。

#### （学校等との連携）

第14条 指導員等は、児童・生徒の支援を行うにあたり、教育支援シートを基に在籍校及び総合相談事業内の各事業との迅速かつ的確な支援体制を構築するものとする。

- 2 児童・生徒への支援は、入室相談時から入室後及び学校復帰後を通して、本人の状況に応じて継続して行うこととする。
- 3 指導員等は、児童・生徒の不登校を解消しあるいは予防するため、小・中学校に対する専門的な指導、助言及び啓発を行う。

#### （他機関等との連携）

第15条 教室は、児童相談所、NPO法人及び医療関係者等と連携・協力し、適切かつ効果的な支援及び支援を図るものとする。

- 2 教室は、教育センターの他の事業や教育関係機関等との連携により学習活動、課外活動などの充実を図るものとする。

#### （保護者への支援）

第16条 教室は、区内大学教授等によるスーパーヴァイザーを交えて保護者と懇談する機会等を定期的 に設定し、保護者への専門的・継続的な支援を行う。

**(守秘義務)**

第17条 指導員等は、教室運営及び支援に関して知ることができた個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。ただし、通室状況及び学習成果については在籍校長に通知することができる。

**(その他)**

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育センター所長が定める。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

<様式1>

年 月 日

文京区教育センター所長 殿

保護者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

## ふれあい教室入室申込書

ふれあい学級への入級を希望します。

(ふりがな) 児童・生徒 氏名	( )	生年月日	年 月 日生
在籍校名	学校	学年・組	年 組
担任氏名			
住 所			
連 絡 先	電話番号	保護者 の 続 柄	
緊急連絡先	名称等 電話番号		

<様式2>

年 月 日

文京区教育センター所長 殿

保護者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

## ふれあい教室送迎代替申出書

「文京区教育支援センター運営要領」規定による保護者の送迎ができないため、下記のとおり送迎の代替について申し出します。

なお、ふれあい教室往復の安全管理については、保護者が全責任を持ちます。

記

児童氏名		生年月日	年 月 日生
在籍校名	学校	学 年	年
住 所			
連絡先		保護者の続柄	
代替理由			
代替方法 (経路)			

<様式3>

年 月 日

文京区教育センター所長 殿

保護者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

## ふ れ あ い 教 室 退 室 届

ふれあい教室を退室しますので届け出ます。

(ふりがな) 児童・生徒 氏名	( )	生年月日	年 月 日生
在籍校名	学校	学年・組	年 組

<様式4>

年 月 日

校長 殿

文京区教育センター所長

## ふれあい教室退室について（通知）

標記の件について、下記のとおり通知します。

記

1 児童・生徒氏名

2 通級期間

年 月 日 ～ 年 月 日



< 様式5 >

フェイスシート 作成者: 文京区教育センター

フリガナ 氏名	生年月日	関係 機関	紹介経路	
所属(学校名等)	保護者氏名			
住所				
連絡先	(自宅)	(勤務先)	関わりのポイント	
ジェノグラム	本人の 特徴	発達面		
		行動面		
		情緒面		
	家庭の 状況	父との関係		
		母との関係		
		兄弟姉妹関係		
		その他		
	不登校の 経過	学校の 状況		友人関係
				担任との関係
				学業面
その他				

児童・生徒氏名 作成者: 文京区教育センター

個別支援計画		1学期	2学期	3学期
通級支援	生活面			
	学習面			
	対人面			

## 文京区スクールソーシャルワーカー運営要領

22 文教セ第 227 号平成 22 年 9 月 30 日教育推進部長決定

29 文教教セ第 2540 号平成 30 年 3 月 30 日教育推進部長決定

### (目的)

第 1 条 この要領は、文京区教育センター総合相談事業運営要綱第 8 条に規定するスクールソーシャルワーカーの業務について、その細則を定めるものである。

### (職制)

第 2 条 スクールソーシャルワーカーは、文京区教育センター所長が指揮監督する。

2 教育相談コーディネーター(統括指導主事・常勤心理職)は、スクールソーシャルワーカーの業務を統括する。

### (職務)

第 3 条 スクールソーシャルワーカーは、小学校及び中学校(以下「学校等」という。)に在籍する児童・生徒(以下「児童等」という。)について、児童等とこれを取り巻く環境との接点を調整することにより、児童等を取り巻く環境の改善を図るとともに、学校等、保護者及びその他関係者が自ら対処する能力を高めることができるよう支援する。

2 スクールソーシャルワーカーは、前項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 児童等、保護者及び教職員等に対する相談、支援、情報提供を行うこと
- (2) 学校等における教育環境の整備及び支援体制の構築について、教育現場を支援すること
- (3) 教職員等に対する研修を行うこと
- (4) 関係機関とネットワークを構築し、あるいは連携し、又は調整を行うことにより、総合的、多面的な対応ができる体制を構築すること

### (情報の収集)

第 4 条 スクールソーシャルワーカーは、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、学校等、その他の関係機関及び関係者から資料の提供を受け、若しくは報告又は意見を求めることができる。

2 スクールソーシャルワーカーは、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、学校等と連携して、保護者から情報を収集することができる。

### (秘密の保持)

第 5 条 スクールソーシャルワーカーは、職務上知りえた秘密又は個人情報を他人又は他の機関に提供してはならない。その職務を退いた後も同様とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令等に基づいて提供する場合
- (2) 文京区要保護児童対策地域協議会において調整を図り、関係者あるいは関係機関が連携する場合
- (3) 前 2 号の他、スクールソーシャルワーカーがその職務を遂行するため必要がある場合であって、情報共有及び守秘義務に関する協定の締結等、個人情報の保護に配慮した具体的な連携方策が確保されている場合。

### (その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育センター所長が定める。

## 学校と家庭の連携推進事業実施要領

22 文教教セ第 430 号平成 22 年 3 月 31 日教育推進部長決定

23 文教教セ第 390 号平成 23 年 3 月 31 日教育推進部長決定

29 文教教セ第 2539 号平成 30 年 3 月 30 日教育推進部長決定

2020 文教教セ第 2084 号令和 3 年 3 月 30 日教育推進部長決定

### (目的)

- 1 いじめ、不登校、児童虐待等生活指導上の課題に、学校及び家庭と連携して取り組み、その解決を図ることを目的として、「家庭と子供の支援員」（以下「支援員」という）を配置する。

### (活動内容)

- 2 支援員は、学校に配置し、以下の活動を行うものとする。
  - (1) 登校時の家庭訪問による児童・生徒の出迎え及び保護者の相談に対する助言
  - (2) 登校後の児童・生徒への保健室・相談室での個別指導・相談
  - (3) 保健室・相談室登校から教室登校へのサポート
  - (4) 児童・生徒の不登校・人間関係に起因する問題行動・虐待等の改善や未然防止に向けた学校と保護者との連絡及び保護者の子育てに関する相談

### (配置)

- 3 支援員の配置は、次のように行う。
  - (1) 教育相談コーディネーター(統括指導主事・常勤心理職)が、その他の者から 適任者を選定し、面接を通じて決定する。
  - (2) 支援員の配置は、原則として 1 日 4 時間、週 3 回、26 週分とし、当該校との打ち合わせを経て開始する。
  - (3) 謝礼は、交通実費相当額を含めて、1 時間当たり 1,100 円とする。
  - (4) 謝礼の支払いは、学校長から提出された勤務実績報告書(別紙様式)に基づき、一月分を翌月に振り込むものとする。

### (庶務)

- 4 本事業の庶務は、文京区教育センターにおいて処理する。

### 付 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

### 付 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

### 付 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

### 付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

## 校内居場所（別室）対応指導員配置事業実施要領

2024 文教教セ第 21 号令和 6 年 4 月 1 日教育推進部長決定

### （目的）

第 1 条 校内の別室において、学級に馴染めないと感じている児童・生徒に対応することを目的として、小学校・中学校に「校内居場所（別室）対応指導員」（以下、「指導員」という。）を配置する。

### （職制）

第 2 条 指導員は、文京区教育センター所長が配置し、配置校の校長が指揮監督する。

2 教育相談コーディネーター（統括指導主事・常勤心理職）は、配置校と協力しながら指導員の業務を統括する。

### （配置）

第 3 条 指導員は、原則として各配置校に 1 名を週 5 日 29 時間配置する。

### （職務）

第 4 条 指導員は、目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 学校内の居場所（別室）で過ごす児童・生徒への支援（別室での学習活動の支援、学習相談、見守り、給食の支援）
- (2) 別室で支援を受ける児童・生徒と担任や関係教員との調整
- (3) 児童・生徒の教室復帰への支援
- (4) 児童・生徒の家庭との連絡等

### （情報の収集）

第 5 条 指導員は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、学校等、その他の関係機関及び関係者から資料の提供を受け、若しくは報告又は意見を求めることができる。

2 指導員は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、学校等と連携して、保護者から情報を収集することができる。

### （秘密の保持）

第 6 条 指導員は、職務上知りえた秘密又は個人情報を他人又は他の機関に提供してはならない。その職務を退いた後も同様とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令等に基づいて提供する場合
- (2) 文京区要保護児童対策地域協議会において調整を図り、関係者あるいは関係機関が連携する場合
- (3) 前 2 号の他、指導員がその職務を遂行するため必要がある場合であって、情報共有及び守秘義務に関する協定の締結等、個人情報の保護に配慮した具体的な連携方策が確保されている場合

### （庶務）

第 7 条 本事業の庶務は、文京区教育センターにおいて処理する。

### 付 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

## 文京区児童発達支援センターが提供する支援に関する要綱

26 文福セ第1627号平成27年3月10日区長決定  
30 文教教セ第471号平成30年4月1日教育推進部長決定  
2021 文福障第3186号令和4年3月31日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区教育センター条例(平成26年12月文京区条例第31号)に規定する文京区教育センター内で行う児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づく児童発達支援センター事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 本要綱に基づき文京区教育センター内において実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業
- (2) 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに関する事業
- (3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する特定相談支援事業
- (5) 障害児の相談及び福祉の増進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた支援

(委任)

第3条 この要綱の実施について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 文京区児童発達支援センターにおける児童発達支援事業運営要綱

- 26 文福セ第1635号平成27年3月31日区長決定
- 28 文教教セ第2534号平成29年3月15日改正
- 29 文教教セ第2580号平成30年3月15日改正
- 2019 文福障第1448号令和元年9月30日区長決定
- 2019 文教教セ第2769号令和2年3月30日部長決定
- 2020 文教教セ第1862号令和3年3月31日部長決定
- 2021 文福障第3187号令和4年3月31日区長決定
- 2023 文福障第2858号令和6年2月29日区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、文京区が指定を受けて文京区児童発達支援センター（以下「センター」という。）において実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、障害児等に対する適正な支援を行うことを目的とする。

### (基本理念)

第2条 センターは、別に定める基本理念にのっとり、事業を運営するものとする。

### (運営の方針)

第3条 センターは、事業の運営に当たって、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 事業を利用する障害児等（以下「利用児」という。）が日常生活における基本的な動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うこと。
- (2) 利用児の個々の発達に即した適切な指導及び助言を行うことにより、利用児の心身の発達並びに利用児の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るような支援を行うこと。
- (3) 懇切かつ丁寧に事業を行うこととし、利用児又はその支援を行う者に対し、支援の方法等について理解しやすいように説明を行うこと。
- (4) 指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもって支援を行うこと。
- (5) 常に利用児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて当該利用児の心身の特性に応じた支援を行うことができる体制を整えること。
- (6) 関係機関（医療機関、保健所、幼稚園、保育園、教育センター、子ども家庭支援センター、居宅介護事業者等をいう。以下同じ。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めること。
- (7) 利用児及びその保護者の意見を尊重し、十分な話し合いを行い、支援を行うこと。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を運営する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 文京区児童発達支援センター
- (2) 所在地 東京都文京区湯島四丁目7番10号

### (職員の職種及び職務内容)

第5条 事業の運営に当たってセンターに置く職員の職種及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	職務内容	備考
管理者	センターの職員及び業務の一元的な管理	常勤の職員とし、他の教育センター内事業等の管理者と兼務する。
児童発達支援管理責任者	個別支援計画（以下「計画」という。）の作成及び評価、利用の申込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービス内容の管理等	常勤の職員とする。

医師	利用児の障害状況の把握、指導方針への助言及び保護者からの医療相談	嘱託医とする。
看護職員	利用児の医療面でのチェック及び疾病の早期発見、異常の際の家族又は主治医への報告並びに予防面での対応	
保育士	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常生活指導等総合的な支援	
児童指導員	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常生活指導等総合的な支援	
指導員	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常生活指導等総合的な支援	
機能訓練指導職員	専門的な知識及び技術による、利用児の障害に即した機能訓練及び発達促進	
心理職員	利用児及びその家族からの相談、利用児の発達の評価、指導方針又は計画への助言並びに関係機関との連携及び調整	

(運営日、運営時間及びサービス提供時間)

第6条 運営日、運営時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 運営日 平日並びに毎月の第2土曜日及び第4土曜日(文京区の休日を定める条例(平成元年3月文京区条例第3号)第1条第1項第2号及び第3号に規定する日を除く。)
- (2) 運営時間 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間
  - ア 平日(文京区立学校の管理運営に関する規則(昭和53年9月文京区教育委員会規則第8号)第3条第1項第1号から第3号までに規定する休業日(以下「学校長期休業期間」という。)を除く。)
    - 午前9時から午後6時まで
    - イ 平日(学校長期休業期間に限る。)並びに第2土曜日及び第4土曜日
      - 午前9時から午後5時まで
  - (3) サービス提供時間 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間
    - ア 平日 午前9時30分から午後2時まで
    - イ 第2土曜日及び第4土曜日 午前9時30分から午前11時30分まで

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 計画の作成
- (2) 生活指導(日常生活に必要な基本的な動作の習得のための指導)
- (3) 集団生活適応指導(集団生活に適応するための指導)
- (4) 機能訓練(運動能力、日常生活動作、言語、コミュニケーション等能力向上のための指導及び訓練)

(事業の対象者)

第8条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 区の区域内(以下「区内」という。)に居住している者

(2) 法第21条の5の5第1項の規定により、文京区長から障害児通所給付費等（以下「給付費」という。）を支給する旨の決定を受けた者の当該決定に係る障害児

(1) 小学校の始期に達するまでの者

2 前項に規定する者のほか、区長が必要があると認めた者は、事業を利用することができる。

3 前2項に規定する者であって、センター以外の療育機関を利用するものがセンターを利用できる日は、当該療育機関を利用できる日以外の日に限る。

(利用定員及び利用区分)

第9条 事業の一日の利用定員は30人以内とし、利用区分は次のとおりとする。

(1) 乳児単独通園（週3日以内）

(2) 単独通園（週5日以内）

(3) 単独通園（月2日以内）

(利用の制限)

第10条 区長は次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を拒否し、又は制限することができる。

(1) 利用児の人数が定員に達したとき。

(2) 施設の管理上支障があると認めたとき。

(3) 利用児が感染症にかかっているとき。

(4) 区長が事業の利用が困難であると認めたとき。

(送迎)

第11条 センターは、事業の運営に当たり、センターと第9条第1号及び第2号に規定する利用区分により事業を利用する者の自宅近辺との間の送迎を行うものとする。ただし、バスの運行の委託を妨げない。

2 センターは、前項に規定する送迎を行うときは、職員を添乗させるものとし、当該職員は、利用児の乗車及び降車時に、点呼その他の利用児の所在を確実に把握することができる方法により、利用児の所在を確認するものとする。

3 第1項に規定する送迎で使用する車両には、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日付国土交通省事務連絡）に適合する安全装置を設置し、これを用いて利用児の降車時における所在の確認を行うものとする。

(利用者負担)

第12条 事業を提供した際は、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）から当該事業に係る利用者負担額（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第2条第5号に規定する通所利用者負担額をいう。）の支払を受けるものとする。ただし、文京区が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 前項のほか、社会体験学習その他の行事に係る費用の実費相当額について、保護者から支払を受けるものとする。

3 前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付する。

4 第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、原則として区内とする。

(利用に当たっての留意事項)

第14条 保護者は、この要綱の規定及び次条第1項の利用契約書における記載事項等を遵守し、事業の運営等に協力しなければならない。

(入所)

第15条 事業の利用を希望する児童の保護者は、指定障害児通所支援事業者である区と利用契約書を交わし、入所する。

2 区は、前項に規定する利用契約に当たり、保護者に対し、事業の利用に当たっての留意事項について事前に説明するものとする。



(退所)

第16条 区は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、利用児の退所の可否について決定するものとする。

- (1) 保護者から退所の申出があったとき。
- (2) 利用児の欠席が長期化するとき。
- (3) 利用児が病院等に入院して3か月以上経過したとき又は3か月以上の入院が見込まれるとき。
- (4) 利用児が死亡したとき又は通所が困難な状況であると判断されるとき。
- (5) 利用児に係る給付費の支給決定が取り消されたとき。
- (6) 利用児に係る給付費の支給期間満了に伴い給付費の支給申請があった場合において、給付費を支給しない旨の決定をしたとき。

(緊急時等における対応方法)

第17条 職員は、事業の実施中に利用児の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び保護者に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(業務継続計画の策定)

第18条 管理者は、感染症や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、必要な措置を講じるとともに、定期的に当該業務継続計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第19条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(安全計画の策定)

第20条 管理者は、利用児の安全の確保を図るため、センターの設備の安全点検、職員、利用児等に対するセンター外での活動、取組等を含めた生活その他の安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他センターにおける安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、必要な措置を講じるとともに、定期的に当該安全計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。

2 管理者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。

3 管理者は、利用児の安全の確保に関して保護者との連携を図るため、安全計画の取組内容等を保護者に周知する。

(衛生管理)

第21条 管理者は、利用児が使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を行う。

2 管理者は、センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知徹底すること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施すること。

(虐待の防止のための措置)

第22条 管理者は、利用児又はその保護者の人格を尊重する視点に立った支援に努め、虐待の防止に必要な次に掲げる措置を講ずるとともに、虐待を受けているおそれがある場合には直ちに防止策を講じ、区長へ報告する。

- (1) 虐待防止に関する責任者を設置すること。
- (2) 苦情解決体制を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止に関する啓発を行うための研修を定期的実施すること。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すること。

(身体拘束等の禁止)

第23条 センターは、利用児の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 センターは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児の心身の状況、やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 センターは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(研修の実施)

第24条 センターは、職員の資質向上を図るための研修を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1月以内に1回、ほかに年2回程度

(2) 継続研修 年1回程度

(守秘義務)

第25条 職員は、業務上知り得た利用児又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても、同様とする。

(その他)

第26条 この要綱に定める事項のほか、事業の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

文京区児童発達支援センターにおける放課後等デイサービス事業運営要綱

- 26 文福セ第1635号平成27年3月31日区長決定
- 28 文教教セ第2535号平成29年3月15日改正
- 29 文教教セ第2582号平成30年3月15日改正
- 30 文教教セ第2599号平成31年3月14日改正
- 2019 文教教セ第2770号令和2年3月30日部長決定
- 2020 文教教セ第1863号令和3年3月31日部長決定
- 2021 文福障第3188号令和4年3月31日区長決定
- 2023 文福障第2858号令和6年2月29日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、文京区が指定を受けて文京区児童発達支援センター（以下「センター」という。）において実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに関する事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、障害児等に対する適正な支援を行うことを目的とする。

(基本理念)

第2条 センターは、別に定める基本理念にのっとり、事業を運営するものとする。

(運営の方針)

第3条 センターは、事業の運営に当たって、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 事業を利用する障害児等（以下「利用児」という。）が日常生活における基本的な動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うこと。
- (2) 懇切かつ丁寧に事業を行うこととし、利用児又はその支援を行う者に対し、支援の方法等について理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもって支援を行うこと。
- (4) 常に利用児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて当該利用児の心身の特性に応じた支援を行うことができる体制を整えること。
- (5) 関係機関（医療機関、子ども家庭支援センター、小学校、育成室、居宅介護事業者等をいう。以下同じ。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めること。
- (6) 利用児及びその保護者の意見を尊重し、十分な話し合いを行い、支援を行うこと。

(事業所の名称等)

第4条 事業を運営する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 文京区児童発達支援センター
- (2) 所在地 東京都文京区湯島四丁目7番10号

(職員の職種及び職務内容)

第5条 事業の運営に当たってセンターに置く職員の職種及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	職務内容	備考
管理者	センターの職員及び業務の一元的な管理	常勤の職員とし、他の教育センター内事業等の管理者と兼務する。
児童発達支援管理責任者	個別支援計画（以下「計画」という。）の作成及び評価、利用の申込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービス内容の管理等	常勤の職員とする。

医師	利用児の障害状況の把握、指導方針への助言及び保護者からの医療相談	嘱託医とする。
看護師	利用児の医療面でのチェック及び疾病の早期発見、異常の際の家族又は主治医への報告並びに予防面での対応	
保育士	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常生活指導等総合的な支援	
児童指導員	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常生活指導等総合的な支援	
指導員	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常生活指導等総合的な支援	
機能訓練指導職員	専門的な知識及び技術による、利用児の障害に即した機能訓練及び発達促進	
心理職員	利用児及びその家族からの相談、利用児の発達の評価、指導方針又は計画への助言並びに関係機関との連携及び調整	

(運営日、運営時間及びサービス提供時間)

第6条 運営日、運営時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 運営日 平日並びに毎月の第2土曜日及び第4土曜日（文京区の休日を定める条例（平成元年3月文京区条例第3号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日を除く。）
- (2) 運営時間 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間
  - ア 平日（文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年9月文京区教育委員会規則第8号）第3条第1項第1号から第3号までに規定する休業日（以下「学校長期休業期間」という。）を除く。）  
午前9時から午後6時まで
  - イ 平日（学校長期休業期間に限る。）並びに第2土曜日及び第4土曜日  
午前9時から午後5時まで
- (3) サービス提供時間 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間
  - ア 平日（学校長期休業期間を除く。） 午後2時から午後6時まで
  - イ 平日（学校長期休業期間に限る。）並びに第2土曜日及び第4土曜日 午後1時から午後5時まで

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 計画の作成
  - (2) 生活指導（日常生活に必要な基本的な動作の習得のための指導）
  - (3) 集団生活適応指導（集団生活に適応するための指導）
  - (4) 機能訓練（運動能力、日常生活動作、言語、コミュニケーション等能力向上のための指導及び訓練）
- (送迎)

第8条 センターは、事業終了後に、センターから希望する利用児の自宅近辺までバスで送るものと

する。ただし、バスの運行の委託を妨げない。

- 2 センターは、前項の規定により利用児を送るときは、バスに職員を添乗させるものとし、当該職員は、利用児の乗車及び降車時に、点呼その他の利用児の所在を確実に把握することができる方法により、利用児の所在を確認するものとする。
- 3 第1項に規定する送迎で使用する車両には、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日付国土交通省事務連絡）に適合する安全装置を設置し、これを用いて利用児の降車時における所在の確認を行うものとする。

（事業の対象者）

第9条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 区の区域内（以下「区内」という。）に居住している者
- (2) 法第21条の5の5第1項の規定により、文京区長から障害児通所給付費等（以下「給付費」という。）を支給する旨の決定を受けた者の当該決定に係る障害児
- (3) 小学校に就学している者

- 2 前項に規定する者のほか、区長が必要があると認めた者は、事業を利用することができる。

（利用の制限）

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を拒否し、又は制限することができる。

- (1) 利用児の人数が定員に達したとき。
- (2) 施設の管理上支障があると認めたとき。
- (3) 利用児が感染症にかかっているとき。
- (4) 区長が施設の利用が困難であると認めたとき。

（利用定員）

第11条 事業の一日の利用定員は、15人以内とする。

- 2 事業の利用回数は、原則として、利用児一人につき月2回以内とする。

（利用者負担）

第12条 事業を提供した際は、通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）から当該事業に係る利用者負担額（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第2条第5号に規定する通所利用者負担額をいう。）の支払を受けるものとする。ただし、文京区が定める月額負担上限額の範囲内とする。

- 2 前項のほか、次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額の支払を保護者から受けるものとする。
  - (1) おやつ代 一食当たり100円（消費税込み）
  - (2) 社会体験学習その他の行事に係る費用 実費相当額

3 前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付する。

4 第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第13条 通常の事業の実施地域は、原則として、区内とする。

（利用に当たっての留意事項）

第14条 保護者は、この要綱の規定及び次条第1項の利用契約書における記載事項を遵守し、事業の運営等に協力しなければならない。

（入所）

第15条 事業の利用を希望する児童の保護者は、指定障害児通所支援事業者である区と利用契約書を交わし、入所する。

- 2 区は、前項に規定する利用契約に当たり、保護者に対し、事業の利用に当たっての留意事項について事前に説明するものとする。

（退所）

第16条 区は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、利用児の退所の可否について

決定するものとする。

- (1) 保護者から退所の申出があったとき。
- (2) 利用児の欠席が長期化するとき。
- (3) 利用児が病院等に入院して3か月以上経過したとき又は3か月以上の入院が見込まれるとき。
- (4) 利用児が死亡したとき又は通所が困難な状況であると判断されるとき。
- (5) 利用児に係る給付費の支給決定が取り消されたとき。
- (6) 利用児に係る給付費の支給期間満了に伴い給付費の支給申請があった場合において、給付費を支給しない旨の決定をしたとき。

(緊急時等における対応方法)

第17条 職員は、事業の実施中に利用児の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び保護者に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(業務継続計画の策定)

第18条 管理者は、感染症や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、必要な措置を講じるとともに、定期的に当該業務継続計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第19条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(安全計画の策定)

第20条 管理者は、利用児の安全の確保を図るため、センターの設備の安全点検、職員、利用児等に対するセンター外での活動、取組等を含めた生活その他の安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他センターにおける安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、必要な措置を講じるとともに、定期的に当該安全計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。

2 管理者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。

3 管理者は、利用児の安全の確保に関して保護者との連携を図るため、安全計画の取組内容等を保護者に周知する。

(衛生管理)

第21条 管理者は、利用児が使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を行う。

2 管理者は、センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知徹底すること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施すること。

(虐待の防止のための措置)

第22条 管理者は、利用児又はその保護者の人格を尊重する視点に立った支援に努め、虐待の防止に必要な次に掲げる措置を講ずるとともに、虐待を受けているおそれがある場合には直ちに防止策を講じ、区長へ報告する。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を設置すること。
- (2) 苦情解決体制を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止に関する啓発を行うための研修を定期的実施すること。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すること。

(身体拘束等の禁止)

第23条 センターは、利用児の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体拘束  
その他利用児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 センターは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児の心身の状況、やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 センターは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(研修の実施)

第24条 センターは、職員の資質向上を図るための研修を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1月以内に1回

(2) 継続研修 年1回程度

(守秘義務)

第25条 職員は、業務上知り得た利用児又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても、同様とする。

(その他)

第26条 この要綱に定める事項のほか、事業の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱

2019文福障第3155号令和元年3月31日区長決定

2022文福障第945号令和4年7月21日区長決定

2022文福障第3053号令和5年3月31日部長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、文京区児童発達支援センター（以下「センター」という。）における医療的ケアの実施に当たり、実施に必要な基準等を定めることにより、当該事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童発達支援事業 文京区児童発達支援センターにおける児童発達支援事業運営要綱（26文福セ第1635号）の規定により実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業をいう。
- (2) 放課後等デイサービス事業 文京区児童発達支援センターにおける放課後等デイサービス事業運営要綱（26文福セ第1635号）の規定により実施する児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに関する事業をいう。
- (3) 医療的ケア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項に規定する医療的ケアのうち、医療的配慮を要する特定の児童に対して、主治医からの指示書に基づき、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業において看護職員が実施する医療行為をいう。
- (4) 医療的ケア児 医療的ケアを受ける児童をいう。
- (5) 看護職員 センターに勤務する看護師をいう。
- (6) 主治医 医療的ケア児のかかりつけ医のうち、医療的ケアについての指示を行う医師をいう。
- (7) 指導医師 医療的ケアの実施に当たり、医学的見地からの指導、助言、診察等を行う医師をいう。

### (対象児童)

第3条 この要綱に基づく医療的ケアの実施の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、区と利用契約を締結し、現に児童発達支援事業又は放課後等デイサービス事業を利用する児童とする。

### (医療的ケアの内容)

第4条 医療的ケアの内容は、別に定めるところにより設置する判定会（以下「判定会」という。）が認めた範囲内で行う。

### (医療的ケアの実施の申請)

第5条 対象児童の保護者で医療的ケアの実施を必要とする者（以下「申請者」という。）は、医療的ケア実施申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 医療的ケアに係る主治医指示書（別記様式第2号。以下「主治医指示書」という。）
- (2) その他区長が必要があると認めた書類

### (医療的ケアの実施の決定)

第6条 区長は、前条の規定により医療的ケアの実施の申請があったときは、判定会の判定結果を踏まえ、当該実施の可否について決定する。

2 区長は、前項の規定により決定した内容について、医療的ケアの実施に関する決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

### (変更又は終了の申請)

第7条 前条の規定により医療的ケアを実施する旨の決定（以下「実施決定」という。）を受けた保護者は、次に掲げるときは、医療的ケア実施変更申請書（別記様式第4号）に第5条各号に規定する書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 児童の医療的ケアの実施内容に変更が生じたとき。
- (2) 児童の身体状況に変化があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。



2 医療的ケア児の保護者は、医療的ケアの実施の終了を希望するときは、速やかに医療的ケア終了申請書（別記様式第5号）に第5条各号に規定する書類を添えて区長に提出しなければならない。

（変更又は終了の決定）

第8条 区長は、前条の規定により医療的ケアの実施内容について変更又は終了の申請があったときは、判定会の判定結果を踏まえ、当該変更又は終了の可否について決定する。

2 区長は、前項の規定により決定した内容について、医療的ケアの実施に関する変更・終了決定通知書（別記様式第6号）により、医療的ケア児の保護者に通知するものとする。

（医療的ケアの実施の取消し）

第9条 区長は、医療的ケア児の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、実施決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により実施決定又は前条に規定する医療的ケアの実施内容の変更を行う旨の決定（以下「変更決定」という。）を受けたとき。

(2) 実施決定又は変更決定の内容に違反したとき。

(3) 次条第3項に規定する医療的ケア実施確認書の内容に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による決定の取消しを行ったときは、医療的ケア実施決定取消通知書（別記様式第7号）により、医療的ケア児の保護者に通知するものとする。

（医療的ケアの実施）

第10条 区長は、実施決定又は変更決定を行った場合は、医療的ケア個別実施マニュアルを策定するものとする。

2 指導医師は、主治医指示書により、第13条第1項に規定する医療的ケア実施者に対し、その実施について指導及び助言を行うものとする。

3 医療的ケア児の保護者は、当該児童が医療的ケアを受けるに当たり、医療的ケアに関する事項について、区と医療的ケア実施確認書（別記様式第8号）を取り交わさなければならない。変更決定を行ったとき又は当該実施確認書の内容に変更が生じたときも、同様とする。

（実施に係る報告）

第11条 区長は、医療的ケアを実施したときは、医療的ケア実施記録（別記様式第9号）に記録し、保護者に対して日々報告するとともに、必要に応じ、指導医師及び主治医に対して報告するものとする。

2 区長は、前項に規定する医療的ケア実施記録を基に、主治医に対してその実施状況を医療的ケア実施状況報告書（別記様式第10号）により毎年報告するものとする。

（医療的ケアの実施期間）

第12条 医療的ケアの実施期間は、判定会において実施が可能であるとされた日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 前項に規定する年度の次年度においても引き続き医療的ケアの実施を必要とする者は、第5条に規定するところにより改めて申請するものとする。

（医療的ケアの実施者）

第13条 医療的ケアは、主治医の指示及び指導医師からの必要な指導及び助言を受けた看護職員（以下「医療的ケア実施者」という。）が実施する。

2 センター職員は、経管栄養における注入、薬液の吸入等の際の姿勢の介助、吸引の判断情報の提供等、医療的ケア実施者による直接的な医療的ケアが適切に実施されるよう援助するものとする。

（指導医師の役割）

第14条 指導医師は、次に掲げる事項を担当する。

(1) 医療的ケアの診察に関すること。

(2) 主治医との連携に関すること。

(3) 第10条第1項に規定する医療的ケア個別実施マニュアルの策定に際し、助言を行うこと。

(4) 医療的ケアの実施に際して、医療的ケア実施者及びセンター職員に対し、指導及び助言を行うこと。

(5) 判定会において専門的立場から助言を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、医療的ケアの実施に関し区長が必要があると認めたこと。

（保護者の役割）

第15条 医療的ケア児の保護者は、医療的ケアの実施に当たり、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 医療的ケアの実施に当たり、必要な医療器材等を用意すること。
- (2) 医療的ケアの実施に必要な医療機関の受診、センターでの医療相談等を行い、情報提供に協力すること。
- (3) 児童の健康状態及び必要な情報を日々提供し、児童の医療的ケアの実施内容に変更が生じたとき又は身体状況に変化があったときは、第7条第1項の規定により、速やかに申請を行うこと。
- (4) 緊急事態等に的確に対応するため、保護者の所在を常に明確にしておくとともに、常時連絡を取ることができる体制を整えておくこと。
- (5) センター内に医療的ケア実施者が不在になるときは、センターに待機して必要な医療的ケアを実施すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事項  
(実施における留意点)

第16条 医療的ケアの実施に当たって区が留意する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保護者が医療的ケア児に対して実施している医療的ケアの状況の把握に努めるとともに、児童の安全への配慮及び危機管理体制を確立して、事故防止に努めること。
- (2) 医療的ケアにおける感染を予防するため、職員に対して手洗いを励行させること。
- (3) 児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業における療育に反映させるため、主治医と緊密な連携を図り、個別連絡、文書照会等の方法により、医療的ケア児の医療情報を収集すること。
- (4) 医療的ケアを安全かつ適切に実施するため、その内容やグループ構成、職員体制等に配慮すること。
- (5) 園外活動、プール遊び等、普段と異なる環境で療育を行う場合は、医療的ケア児の医療的状況を十分に考慮した療育内容を検討し、当該児童の身体状況の変化に適切に対応できるよう配慮すること。この場合において、必要に応じて主治医指示書を求めるとともに、第10条第2項に規定する指導医師の指導及び助言に基づき実施するものとする。  
(研修等)

第17条 区長は、医療的ケアを安全に実施できる環境を整備し、療育の充実及び質の向上を図るため、職員に必要な研修等を受講させるものとする。

- 2 区長は、看護職員に対し、必要に応じて医療機関等で臨床研修や実技指導を受講させるものとする。  
(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、医療的ケアの実施に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

文京区長 殿

（保護者氏名）

（住 所）

（連 絡 先）

医療的ケア実施申請書

文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱第5条の規定により、児童発達支援・放課後等デイサービスに関する事業において、下記のとおり医療的ケアを実施いただきますよう、申請します。

記

児童名	生年月日	年 月 日
医師からの 診断名		
実施する 医療的ケ ア		
その他	送迎バスの単独利用を 希望します。 ・ 希望しません。	
(医療機関名) (医師名) (所在地) (連絡先)		

※ 医療的ケアに係る主治医指示書（別記様式第2号）を添付してください。

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

文京区長 殿

(医療機関名)  
(医師名)  
(所在地)  
(連絡先)

医療的ケアに係る主治医指示書

児 童 名		男 女	年 齢	歳	生年 月 日	年 月 日 生
-------	--	--------	--------	---	-----------	------------

※ 該当の指示内容にチェック・数値等を記入してください。

医療的ケア の 内 容		指示内容及び配慮事項		
呼 吸 管 理 等	<input type="checkbox"/> 気管 切開	カニューレ製品名 ( ) 内径 ( ) mm 入口から先端までの長さ ( ) cm 交換頻度 1回 / ( ) カフ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 肉芽 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 注意点など ( )		
	<input type="checkbox"/> 酸素 吸入	方法 <input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 気管内 <input type="checkbox"/> マスク 酸素流量 ( ) l/分 時間 <input type="checkbox"/> 常時 <input type="checkbox"/> ( ) 時 ~ ( ) 時 <input type="checkbox"/> 入眠時 パルスオキシメータの装着 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 常時 <input type="checkbox"/> ( ) 時 ~ ( ) 時 <input type="checkbox"/> 入眠時 SpO2 ( ) % 以下の場合 ( ) 注意点など ( )		
	<input type="checkbox"/> 吸引	<input type="checkbox"/> 鼻、口からの吸引 吸引カテテルのサイズ ( ) Fr. 吸引圧 ( ) kPa 鼻からの挿入の長さ ( ) cm 口からの挿入の長さ ( ) cm 注意点など ( ) <input type="checkbox"/> 気管カニューレからの吸引 吸引カテテルのサイズ ( ) Fr. 吸引圧 ( ) kPa カニューレ入口からの挿入の長さ ( ) cm 注意点など ( )		
	<input type="checkbox"/> 吸入	吸入時間 ( : ) ( : ) 吸入薬内容/量 ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 注意点など ( )		
<input type="checkbox"/> 与 薬 (※ 吸入薬は 吸入欄へ)	薬剤名/量	時間	用法	
	( / )	( : )	( )	
	( / )	( : )	( )	
	( / )	( : )	( )	
	( / )	( : )	( )	
	( / )	( : )	( )	

<input type="checkbox"/> 経管栄養	種類 <input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう カテーテル (チューブ) サイズ ( ) Fr 挿入長さ ( ) cm カテーテル (チューブ) 製品名 ( ) <input type="checkbox"/> 栄養剤注入 実施時間 ( : ) 注入時間 ( 分～ 分) 内容 ( ) 1回量 ( ) ml <input type="checkbox"/> 胃残量が ( ) 未満の時は、そのまま予定量を注入する。 <input type="checkbox"/> 胃残量が ( ) ml 以上 ( ) ml 未満の時 ( ) <input type="checkbox"/> 胃残量が ( ) ml 以上の時 ( ) <input type="checkbox"/> 胃残の色に異常がある (褐色・黄色・緑色) 場合は ( ) <input type="checkbox"/> その他、胃残の性状に異常がある場合の対応 ( ) <input type="checkbox"/> 水分注入 実施時間 ( : ) ( : ) 内容/量 ( / ml) 注入時間 ( 分～ 分) <input type="checkbox"/> 胃残量が ( ) 未満の時は、そのまま予定量を注入する。 <input type="checkbox"/> 胃残量が ( ) ml 以上 ( ) ml 未満の時 ( ) <input type="checkbox"/> 胃残量が ( ) ml 以上の時 ( ) <input type="checkbox"/> 胃残の色に異常がある (褐色・黄色・緑色) 場合は ( ) <input type="checkbox"/> その他、胃残の性状に異常がある場合の対応 ( ) <input type="checkbox"/> 薬剤注入 実施時間 ( : ) 注意点など ( )
<input type="checkbox"/> 導尿	実施時間 ( : ) ( : ) ( : ) ( : ) ( : ) カテーテル製品名 ( ) サイズ ( ) Fr 尿道に挿入する長さ ( ) cm 用手圧迫 ( 可 ・ 不可 ) 注意点など ( )
<input type="checkbox"/> 人工肛門	注意点など ( )
その他の 医療的ケア	
緊急時の対応	[発作、誤嚥、発熱時、チューブ類の抜去時等に係る対応]
児童発達支援 センターでの 生活上の注意 及び配慮事項 並びに活動の 制限等	[感染症発生時など]

（保護者名）

様

文京区長



医療的ケアの実施に関する決定通知書

年 月 日付けで申請のあった医療的ケアの実施について、文京区児童発達支援センター  
一医療的ケア実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

児童名	生年月日	年 月 日
医療的ケア実施の可否	1 実施します 保護者の体制は 分離・館内待機 となります。 2 実施できません 保護者の同行と保護者による医療的ケアの実施にての療育参加となります。 (実施できない理由)	
実施する医療的ケア		
その他		
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアに係る留意事項については、別途、医療的ケア実施確認書（別記様式第8号）にてご連絡します。</li> <li>本通知結果につきまして、主治医への情報共有をお願いします。</li> </ul>	

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

文京区長 殿

（保護者氏名）

（住 所）

（連 絡 先）

医療的ケア実施変更申請書

文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱第7条第1項の規定により、児童発達支援・放課後等デイサービスに関する事業において、下記のとおり医療的ケアの実施内容を変更いただきますよう、申請します。

記

児童名	生年 月日	年 月 日
実施する 医療的ケ ア	変更前 <small>（現在実施する全ての医療的ケアを記載すること。）</small>	変更後 <small>（変更後に実施する全ての医療的ケアを記載すること。）</small>
	変更となる理由	
その他	送迎バスの単独利用を 希望します。 ・ 希望しません。	
（医療機関名） （医師名） （所在地） （連絡先）		

※ 医療的ケアに係る主治医指示書（別記様式第2号）を添付してください。

別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

文京区長 殿

（保護者氏名）

（住 所）

（連 絡 先）

医療的ケア終了申請書

文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱第7条第2項の規定により、児童発達支援・放課後等デイサービスに関する事業において、下記のとおり医療的ケアを終了いただきますよう、申請します。

記

児童名	生年月日	年 月 日
終了する医療的ケア		
終了する理由		
(医療機関名) (医師名) (所在地) (連絡先)		

※ 医療的ケアに係る主治医指示書（別記様式第2号）を添付してください。



（保護者名）

様

文京区長



医療的ケアの実施に関する 変更・終了 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった医療的ケアの実施変更・終了について、文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

児童名	生年月日	年 月 日
医療的ケア変更・終了の可否	1 変更します 保護者の体制は 分離・館内待機 となります。 2 変更（終了）できません 保護者の同行と保護者による医療的ケアの実施にての療育参加となります。 3 終了します ----- （変更（終了）できない理由）	
実施・終了する医療的ケア	変更（終了）前	変更（終了）後
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアに係る留意事項については、別途、医療的ケア実施確認書（別記様式第8号）にてご連絡します。</li> <li>本通知結果につきまして、主治医への情報共有をお願いします。</li> </ul>	

年 月 日

（保護者名）

様

文京区長



**医療的ケア実施決定取消通知書**

文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱第9条第1項の規定により、児童発達支援・放課後等デイサービスに関する事業における医療的ケアの実施の決定を下記のとおり取り消しましたので、その旨通知します。

記

児童名		生年月日	年 月 日
取消しの理由			
備 考			

医療的ケア実施確認書

\_\_\_\_\_（以下「保護者」という。）と文京区（以下「区」という。）は、以下の児童に対する医療的ケアの実施に当たり、以下の事項について確認します。本確認書は、2通作成し、保護者及び区が各1通を所持します。

対象の児童名		生年 月日	年	月	日
診断名					
実施する医療的ケア	(詳細は、「医療的ケア個別実施マニュアル」(別紙)のとおり)				
医療的ケアの実施期間	年	月	日から	年	月 日まで
医療的ケアの実施時間					
主治医	医療機関名				
	所在地				
	主治医名				
緊急時の 対応等	具体的対応				
	搬送医療機関				
	担当医師				
	連絡先				
留意事項					

その他の 確認事項	共通事項	
	個別事項	

年 月 日

文 京 区

(代表者)

文京区長



(住 所)

文京区春日一丁目16番21号

保 護 者

(住 所)

\_\_\_\_\_

(氏 名)

\_\_\_\_\_



児 童

(氏 名)

\_\_\_\_\_

医療的ケア実施記録

児童名		利用日	年 月 日
-----	--	-----	-------

普段の様子	体温	℃ ~ ℃	脈拍	~ 回/分	SPO2	~ %
	喘鳴		吸引	鼻腔・口腔 回/日	酸素流量	~ 分
	活気		睡眠	約 時間	酸素濃度	~ %

	登所前の様子	支援中の様子	降所時の様子
体温	時 分ごろ ℃	時 分ごろ ℃	時 分ごろ ℃
脈拍	回/分	回/分	回/分
顔色 口唇色	普通 ・ 不良	普通 ・ 不良	普通 ・ 不良
喘鳴	無い ・ 弱い ・ 強い	無い ・ 弱い ・ 強い	無い ・ 弱い ・ 強い
緊張	弱い ・ 普通 ・ 強い	弱い ・ 普通 ・ 強い	弱い ・ 普通 ・ 強い
食欲	無し ・ 有り	無し ・ 有り	無し ・ 有り
睡眠	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
排尿	最終排尿( : ) 排尿量( 多 中 少 )	最終排尿( : ) 排尿量( 多 中 少 )	最終排尿( : ) 排尿量( 多 中 少 )
排便	最終排便 月 日 時頃	最終排便 月 日 時頃	最終排便 月 日 時頃
痰性状	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 色:白・黄 性状:軟・普通・固い	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 色:白・黄 性状:軟・普通・固い	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 色:白・黄 性状:軟・普通・固い
発作	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 発作時間( : ) 様子( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 発作時間( : ) 様子( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 発作時間( : ) 様子( )
SpO2	%	%	%
呼吸サポート	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 経鼻エアウェイ・酸素 ・ 人工呼吸器	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 経鼻エアウェイ・酸素 ・ 人工呼吸器	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 経鼻エアウェイ・酸素 ・ 人工呼吸器
酸素使用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 L/分( : ~ : )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 L/分( : ~ : )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 L/分( : ~ : )
酸素管理	<input type="checkbox"/> 残量 MP <input type="checkbox"/> 接続部確認	<input type="checkbox"/> 残量 MP <input type="checkbox"/> 接続部確認	<input type="checkbox"/> 残量 MP <input type="checkbox"/> 接続部確認
与薬	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 薬名: 量:	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 薬名: 量:	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 薬名: 量:
その他			
記入者			

本日の緊急連絡先	①名前( ) 続柄( ) 電話番号( )	②名前( ) 続柄( ) 電話番号( )
緊急搬送先	医療機関( ) 担当医師( ) 電話番号( )	

医療的ケア実施記録を確認しました。 保護者氏名 \_\_\_\_\_

【区事務処理欄】

所長	係長	係員

備考欄

（病院名）

様

文京区長



医療的ケア実施状況報告書

文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

児童名			生年月日	年	月	日
月	実施内容	実施回数	実施状況			実施者
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
実施者から						
指導医師から						確認欄

## 文京区児童発達支援センター医療的ケア判定会設置要綱

2019文福障第3166号令和元年3月31日区長決定

2022文福障第3054号令和5年3月31日部長決定

### (設置)

第1条 文京区児童発達支援センター医療的ケア実施要綱（2019文福障第3155号。以下「実施要綱」という。）の規定により、文京区児童発達支援センター（以下「センター」という。）における医療的ケアの実施の可否等を判定するため、文京区児童発達支援センター医療的ケア判定会（以下「判定会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、実施要綱で使用する用語の例による。

### (所掌事項)

第3条 判定会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 児童が必要とする医療的ケアの実施、変更及び終了（以下「医療的ケアの実施等」という。）の可否に関すること。
- (2) 医療的ケアの実施等を必要とする児童の療育を行う環境での生活の可否に関すること。
- (3) その他医療的ケアの実施等及び療育の実施に関し必要な事項

### (組織)

第4条 判定会は、会長、副会長及び別表第1に掲げる委員をもって組織する。

2 会長は、教育推進部長の職にある者をもって充て、判定会を総括する。

3 副会長は、教育推進部教育センター所長の職にある者をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (運営)

第5条 判定会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員（副会長を含む。）以外の者に判定会への出席を求め、意見を聴くことができる。

### (面談及び観察保育)

第6条 判定会は、その開催に先立ち、医療的ケアを必要とする児童について、面談及び観察保育を実施する。ただし、医療的ケアを必要とする児童に、既に医療的ケアを実施している場合には、面談及び観察保育を省略する。

2 前項の面談及び観察保育は、センターにおいて実施し、第8条第3項に規定する部会員（部会長及び副部会長を含む。）がこれに立ち会う。

### (判定)

第7条 判定会は、医療的ケアの実施等及び療育を行う環境での生活の可否について、前条に規定する面談及び観察保育の実施結果、実施要綱第5条第1号に規定する主治医意見書等を踏まえ、次の各号に掲げる項目を検討の上、総合的に判定を行う。

- (1) 疾患があるものの、入院して治療する必要がなく、容態が安定していること。
- (2) 医療的ケアの実施内容が、日常生活の一部として定着しており、その行為によって心身の状態の変化が起りにくいと主治医が判断しており、かつ、判定会においてもそれが重大事故に発展する可能性が極めて低いと認められること。
- (3) 日常的に他の児童から隔離した環境で療育を実施する必要がないこと。
- (4) 常時、看護職員による観察や処置の必要がないこと。
- (5) 心身の状態の変化などによって、療育を行う環境での生活に著しく影響がないこと。（検討部会）

第8条 判定会の効率的な運営を図るため、判定会の下に検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、医療的ケアの実施等及び療育を行う環境での生活の可否を決定する上で必要な事項を調査・検討し、その結果を判定会に報告する。

3 部会は、部会長、副部会長及び別表第2に掲げる部会員をもって組織する。

4 部会長は、教育推進部教育センター所長の職にある者とし、部会を統括する。

5 副部会長は、教育推進部教育センター児童発達支援係長の職にある者とし、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会は、部会長が招集する。

7 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第9条 判定会又は部会に出席した者は、判定会又は部会において知り得た個人に関する情報及び職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 判定会及び部会の庶務は、教育推進部教育センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、判定会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

職名等	
福祉部障害福祉課長	
保健衛生部保健サービスセンター所長	
教育推進部教育センター児童発達支援係長	
教育推進部教育センター総合相談係長	
教育推進部教育センター児童発達支援管理責任者	1人
教育推進部教育センター児童発達支援係看護職員 指導医師	1人

別表第2 (第8条関係)

職名等	
教育推進部教育センター総合相談係長	
教育推進部教育センター児童発達支援管理責任者	1人
教育推進部教育センター児童発達支援係看護職員	1人
教育推進部教育センター児童発達支援係臨床心理技術者	1人
教育推進部教育センター児童発達支援係理学療法士 指導医師	1人



2021 文福障第 3189 号令和 4 年 3 月 3 1 日区長決定

(設置)

第 1 条 文京区児童発達支援センター（以下「センター」という。）において実施する事業を利用する障害児等（以下「利用児」という。）の虐待を防止するため、文京区児童発達支援センター虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、検討を行う。

- (1) センターにおける利用児の虐待の防止に関すること。
- (2) センターにおける利用児の虐待の防止に関する取組に関すること。
- (3) 職員の研修計画の策定及び職員のストレスマネジメント等に関すること。
- (4) 利用児の虐待の防止に関する関係機関等との連絡調整に関すること。
- (5) センターにおける利用児の虐待の事故対応等の総括に関すること。
- (6) その他センターの管理者が必要があると認めたこと。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第 4 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(虐待防止マネージャー会議)

第 5 条 第 2 条に規定する所掌事項に関する具体的な事案について検討するため、委員会に虐待防止マネージャー会議を置く。

2 虐待防止マネージャー会議は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を委員会に報告するものとする。

- (1) 虐待防止チェックリストの集計及び分析並びに虐待防止に関する課題の確認に関すること。
- (2) 虐待防止マニュアルの作成に関すること。
- (3) 職員研修の実施に関すること。
- (4) 職員のストレスチェックの実施及び職場環境のチェックの実施に関すること。
- (5) センターにおける不適切な対応事例、虐待事故等が発生した際の事実確認、検証及び再発防止策の検討に関すること。
- (6) その他利用児の虐待の防止策に関すること。

3 虐待防止マネージャー会議は、議長、副議長及び議員をもって構成する。

4 議長、副議長及び議員は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

5 虐待防止マネージャー会議は、必要に応じて議長が招集し、これを主宰する。

(意見聴取)

第 6 条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に構成員以外の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

2 議長は、必要があると認めたときは、虐待防止マネージャー会議に構成員以外の出席を求め、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(委員会等の非公開)

第 7 条 委員会及び虐待防止マネージャー会議は、非公開とする。ただし、委員長又は議長が公開することが適当であると認めたときは、この限りでない。

(守秘義務)

第 8 条 委員会又は虐待防止マネージャー会議に出席した者は、これらの会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた場合においても、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会及び虐待防止マネージャー会議の庶務は、教育推進部教育センターにおいて処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

##### 文京区児童発達支援センター虐待防止委員会

委員長	教育センター所長
副委員長	教育センター学校支援係長
委員	教育センター児童発達支援係長
	教育センター総合相談係長
	教育センター児童発達支援係の虐待防止マネージャー (児童発達支援事業の児童発達支援管理責任者)
	教育センター児童発達支援係の虐待防止マネージャー (放課後等デイサービス事業の児童発達支援管理責任者)
	教育センター総合相談係の虐待防止マネージャー (相談支援専門員)
	教育センター児童発達支援係の看護師
	文京区社会福祉協議会の代表

#### 別表第2（第5条関係）

##### 虐待防止マネージャー会議

議長	教育センター児童発達支援係長
副議長	教育センター総合相談係長
議員	教育センター児童発達支援係の虐待防止マネージャー (児童発達支援事業の児童発達支援管理責任者)
	教育センター児童発達支援係の虐待防止マネージャー (放課後等デイサービス事業の児童発達支援管理責任者)
	教育センター総合相談係の虐待防止マネージャー (相談支援専門員)
	教育センター児童発達支援係の看護師
	教育センター児童発達支援係の児童発達支援事業クラスリーダー
	教育センター児童発達支援係の放課後等デイサービス事業クラスリーダー

(設置)

第 1 条 文京区児童発達支援センター（以下「センター」という。）において実施する事業を利用する障害児等（以下「利用児」という。）の生命及び身体を保護するため、やむを得ない理由により利用児の身体的拘束その他利用児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行う場合の適正化を図るため、文京区児童発達支援センター身体拘束等適正化対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、検討を行う。

- (1) センターにおける利用児の身体拘束等の適正化に関すること。
- (2) センターにおける利用児の身体拘束等の適正化のための指針に関すること。
- (3) 身体拘束等の適正化に係る職員の研修計画に関すること。
- (4) その他センターの管理者が必要であると認めたこと。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第 4 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、構成員以外の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(委員会の非公開)

第 5 条 委員会は、非公開とする。ただし、委員長が公開することが適当であると認めたときは、この限りでない。

(守秘義務)

第 6 条 委員会に出席した者は、委員会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた場合においても、また同様とする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育推進部教育センター児童発達支援係において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、センターの管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	教育センター所長
副委員長	教育センター学校支援係長
委員	教育センター児童発達支援係長
	教育センター総合相談係長
	教育センター児童発達支援係の虐待防止マネージャー（児童発達支援事業の児童発達支援管理責任者）
	教育センター児童発達支援係の虐待防止マネージャー（放課後等デイサービス事業の児童発達支援管理責任者）
	教育センター総合相談係の虐待防止マネージャー（相談支援専門員）
	教育センター児童発達支援係の看護師
	教育センター児童発達支援係の児童発達支援事業クラスリーダー
	教育センター児童発達支援係の放課後等デイサービス事業クラスリーダー

文京区児童発達支援センター指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業運営規程

- 23 文福セ第489号平成24年3月28日決定
- 24 文福セ第787号平成25年3月22日決定
- 26 文福セ第1940号平成27年3月24日決定
- 30 文福障第325号平成30年4月1日決定

(目的)

第1条 この規定は、文京区児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）が指定を受けて実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、障害児に対する適正な相談支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 児童発達支援センターは、事業の運営に当たって、次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 事業を利用する障害児（以下「利用児」という。）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うこと。
- (2) 利用児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用児又はその保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うこと。
- (3) 利用児又はその保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用児又はその保護者の立場に立って、支給決定障害児等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- (4) 市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めること。
- (5) 利用児又はその保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活及び社会生活を実現するよう行うこと。
- (6) 自らその提供する事業の評価を行い、常にその改善を図ること。

(事業所の名称等)

第3条 事業を運営する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 文京区児童発達支援センター
- (2) 所在地 東京都文京区湯島四丁目7番10号

(職員の職種、数及び職務内容)

第4条 事業の運営に当たって児童発達支援センターに置く職員の職種、職務内容及び数は、次のとおりとする。

	職 種	職務内容	数	備 考
児童発達支援センターに置く職員	管理者	児童発達支援センターの職員及び業務の一元的な管理	1人	常勤の職員とし、教育センター内事業等の管理者と兼務する。
	相談支援専門員	利用児又はその保護者からの日常生活全般に係る相談及びサービス利用計画の作成に関する業務	1人以上	常勤の職員とする。

(運営日及び運営時間)

第5条 運営日及び運営時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 運営日 月曜日から金曜日まで並びに第2土曜日及び第4土曜日（文京区の休日を定める条例（平成元年3月文京区条例第3号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日を除く。）

(2) 運営時間 午前9時から午後5時まで

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用児又はその保護者からの日常生活全般に関する相談に関する業務

(2) サービス利用計画の作成に関する業務等

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象者は、区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者であって、障害福祉サービス等を利用する障害児とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、区内とする。

(虐待の防止のための措置)

第9条 管理者は、利用児又はその保護者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合には直ちに防止策を講じ、区長へ報告する。

(研修の実施)

第10条 児童発達支援センターは、職員の資質向上を図るための研修の機会を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり設けるとともに、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1月以内に1回、ほか年2回程度

(2) 継続研修 年1回程度

(守秘義務)

第11条 職員は、業務上知り得た利用児又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても、同様とする。

(その他)

第12条 この規程に定める事項のほか、事業の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 文京区児童発達支援センター給食事業実施要綱

12文福セ第10360号平成13年3月30日区長決定

30文教教セ第2702号平成31年3月14日改正

2019文福障第1449号令和元年9月30日区長決定

2020文教教セ第1864号令和3年3月31日部長決定

2023文教教セ第773号令和5年9月29日部長決定

2023文教教セ第1580号令和6年3月25日部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区児童発達支援センター（以下「センター」という。）の児童発達支援事業を利用する者等に対して実施する給食事業について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 給食事業を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 児童発達支援事業を利用する者
- (2) 前号に掲げる者の保護者
- (3) 前2号のほか、児童発達支援センター所長（以下「所長」という。）が必要があると認める者

(実施日等)

第3条 給食は、月曜日から金曜日まで1日1回昼食に実施する。ただし、センターの休館日及び所外活動日は、実施しない。

(献立等)

第4条 給食は、あらかじめ栄養士が作成した献立を所長と協議の上決定し、その決定した同一の献立により一括して調理する。ただし、一括して調理した給食を受けることが困難な利用者に対しては、個別に調理した給食を提供することができる。

(給食費の徴収)

第5条 所長は、別表に規定する利用者の区分に応じ、同表に規定する一食当たりの金額に利用者の給食の利用回数に乗じて得た額を、当該利用者から徴収するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号に規定する利用者（以下「第1号利用者」という。）であって満3歳に達する日以後の最初の4月1日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者並びに、第2子以降の第1号利用者であって、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び当該者に係る同条第2号に規定する利用者（以下「第2号利用者」という。）については、給食費は、無料とする。

(栄養及び衛生管理)

第6条 給食は、第4条の規定により決定した献立に従い、調理するものとする。

- 2 調理を行う者は、調理に当たり、検食用として、洗浄、消毒等を行わず、購入した状態の原材料及び調理済み食品を各50グラム程度清潔な容器に密封し、摂氏マイナス20度以下で2週間保存するものとする。
- 3 調理、配膳及び給食指導を行う者は、常に身体を清潔に保つよう留意するとともに定期的に細菌培養検査を受けなければならない。

(食物アレルギーの対応)

第7条 調理及び配膳を行う者は、食物アレルギー対応として、除去食又は代替食を調理するほか、専用容器に配膳するものとする。この場合において、児童名及びアレルゲンを分かるように表示するものとする。

(実績の確認)

第8条 所長は、給食の支給に当たっては、毎日子給の実績を記録するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、教育推進部長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の費用の納入に係る改正前の文京福祉センター給食事業実施要綱別表の規定の適用については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱第2条及び第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する給食に係る給食費について適用し、同日前に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



別表（第5条関係）

利用者		一食当たりの金額
第1号利用者及び第2号利用者	当該第1号利用者に係る文京区児童福祉法施行細則（昭和40年3月文京区規則第15号）第14条の規定により交付を受けた障害児通所支援受給者証に記載された障害児通所の利用者負担に関する事項における負担上限月額（以下「負担上限月額」という。）が37,200円である場合	第1号利用者：170円 第2号利用者：350円
	当該第1号利用者に係る負担上限月額が4,600円である場合	第1号利用者：110円 第2号利用者：230円
	当該第1号利用者に係る負担上限月額が0円である場合	0円
第2条第3号に規定する利用者		490円

## 文京区特別支援連携協議会設置要綱

27 文教教セ第 1151 号平成 27 年 9 月 9 日教育長決定

28 文教教セ第 23 号平成 28 年 4 月 1 日改正

30 文教教セ第 2794 号平成 31 年 3 月 25 日改正

### (設置)

第1条 区の組織及び関係機関（以下「関係機関等」という。）の連携・協力体制を構築し、区の区域内に住所を有する幼児、児童及び生徒（以下「対象児」という。）について、発達の遅れや障害等を早期に把握するとともに、一人ひとりのニーズに応じて適切な支援を継続して行うため、文京区特別支援連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次に定める事項を所掌する。

- (1) 関係機関等の連携・協力及び情報共有体制の構築に関する事項
- (2) 小学校及び中学校（以下「学校」という。）における特別支援教育の支援に関する事項
- (3) 幼稚園及び保育園等（以下「園」という。）における特別支援教育及び保育の支援に関する事項
- (4) 障害児等の支援内容の調整に関する事。
- (5) 障害児等の支援に関わる者の能力開発及び区民等への普及啓発に関する事。
- (6) その他協議会が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 協議会は、代表者会議、部会、個別ケース会議及び専門家チームで構成する。

### (構成)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる機関、関係団体、教育及び福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は教育推進部長の職にある者を、副会長は教育センター所長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (代表者会議)

第5条 代表者会議は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

- 2 代表者会議は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 対象児の支援に係るシステム全体に関する事。
  - (2) 部会からの活動状況の報告と評価に関する事。
- 3 代表者会議は、会長が召集し、会長がこれを主宰する。

### (部会)

第6条 部会は、乳幼児部会及び学齢期部会の二部制とし、別表第3及び4に掲げる者をもって構成する。

- 2 部会は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を代表者会議に報告するものとする。
  - (1) 支援等についての情報交換及び状況把握に関する事。
  - (2) 支援等に係る調査、研究及び啓発活動に関する事。
  - (3) その他の支援に関する事。
- 3 部会は、必要に応じて副会長が召集し、副会長が指名した者がこれを主宰する。

### (ケース会議)

第7条 副会長は、障害児等に対する支援内容の調整等を行うため、ケース会議を開催することができる。

- 2 ケース会議の構成は、別表第3に掲げる者のうちから、個別の事案に応じて教育センターの総合相談係長が調整する。

### (専門家チーム)

第8条 特別支援教育に係る技術的な支援を行う組織として専門家チームを置き、必要に応じて園及び学校に派遣する。

- 2 専門家チームは、次に掲げる事項を所掌し、その結果を代表者会議に報告するものとする。

(1) 対象児の状態に関する判断及び教育的対応への専門的意見の提示、助言。

(2) 園及び学校等における支援会議等の運営支援。

(3) 園及び学校等における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成支援。

3 専門家チームの構成は、別表第2に掲げる者のうちから、個別の事案に応じて教育センターの教育相談コーディネーターが調整する。

(構成員以外の者の出席)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(所掌事項等の見直し)

第10条 協議会の所掌事項及び協議会の構成等については、協議会の活動状況を踏まえて必要な見直しを行う。

(守秘義務)

第11条 協議会の構成員及び構成員であった者は、協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第12条 協議会の庶務は、教育センターにおいて処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、教育推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表第1（第4条関係）

## 特別支援連携協議会関係機関等

関係機関等	機関名等
文京区教育委員会	教育推進部
	教育推進部教育センター
	教育推進部教育指導課
	教育推進部児童青少年課
	区立幼稚園
	区立小学校
	区立中学校
文京区	福祉部障害福祉課
	子ども家庭部子育て支援課
	子ども家庭部幼児保育課
	子ども家庭部子ども家庭支援センター
	区立保育園
	保健衛生部健康推進課
	保健衛生部保健サービスセンター
特別支援学校	都立王子特別支援学校
	都立王子第二特別支援学校
	都立北特別支援学校
	筑波大学附属大塚特別支援学校
区内医師会	小石川医師会
	文京区医師会
私立幼稚園、保育園	私立幼稚園連合会
	私立保育園園長会
その他	医師、学識経験者その他会長が必要と認めた者

## 別表第2（第5条関係）

## 特別支援連携協議会代表者会議委員

所 属	職名
文京区教育委員会	教育推進部長
	教育推進部教育センター所長
	教育推進部教育指導課長
	教育推進部児童青少年課長
	区立幼稚園園長会会長
	区立小学校校長会会長
	区立中学校校長会会長
文京区	福祉部障害福祉課長
	子ども家庭部子育て支援課長
	子ども家庭部幼児保育課長
	区立保育園長会代表
	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
	保健衛生部健康推進課長
	保健衛生部保健サービスセンター所長
特別支援学校	都立王子特別支援学校校長
	都立王子第二特別支援学校校長
	都立北特別支援学校校長
	筑波大学付属大塚特別支援学校校長
その他	医師、学識経験者その他会長が必要と認めた者2名以内

## 別表第3（第6条関係）

## 特別支援連携協議会乳幼児部会員

所 属	職名	
文京区教育委員会	教育センター	教育センター所長
	教育センター	総合相談係長
	教育センター	総合相談係（心理）
	教育センター	学校支援係主査
	教育指導課	統括指導主事
	教育指導課	特別支援教育担当主査
	区立幼稚園	区立幼稚園代表
文京区	区立保育園	区立保育園代表
	子ども家庭部子ども家庭支援センター	児童相談係長
	保健衛生部保健サービスセンター	保健指導係長
私立幼稚園、保育園	私立幼稚園	私立幼稚園代表
	私立保育園	私立保育園代表
医療関係	医療機関	医療機関代表
	小石川医師会	小石川医師会代表
	文京区医師会	文京区医師会代表
特別支援学校	筑波大学付属大塚特別支援学校代表	

## 別表第4（第6条関係）

## 特別支援連携協議会学齢期部会員

所 属		職 名
文京区教育委員会	教育センター	教育センター所長
	教育センター	統括指導主事、指導主事
	教育センター	総合相談係長
	教育センター	総合相談係（心理）
	教育センター	学校支援係主査
	教育指導課	統括指導主事
	教育指導課	特別支援教育担当主査
	育成室	指導員
	区立小学校	教員
	区立中学校	教員
文京区	子ども家庭部子ども家庭支援センター	児童相談係長
特別支援学校	筑波大学付属大塚特別支援学校	教員
その他	医師、学識経験者その他副会長が必要と認めた者	

## 別表第5（第7条関係）

## 専門家チームの構成員

所 属		職 名
教育推進部	教育センター	総合相談員、専門療法士
	教育指導課	指導主事、特別支援教育担当主査
	通級学級（小学校・中学校）	教員
	巡回相談事業	巡回相談員
関係機関	都立王子特別支援学校	教員
	都立王子第二特別支援学校	教員
	都立北特別支援学校	教員
	筑波大学付属大塚特別支援学校	教員
	その他	医師

## 文京区教育センター教育資料室の運営に関する要領

27 文教教セ第 992 号平成 27 年 7 月 29 日教育推進部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、文京区教育センター条例（平成 26 年 1 2 月文京区条例第 3 1 3 1 号。以下「条例」という。）第 2 条第 5 号に基づき、文京区教育センター（以下「センター」という。）に設置する教育資料室（以下「資料室」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第 2 条 資料室は、文京区教育センター所長（以下「所長」という。）がこれを管理する。

(資料の種類)

第 3 条 資料室の備付資料は、次のとおりとする。

- (1) 文京区教育委員会作成・発行の教育関係資料
- (2) 文京区立幼稚園及び小・中学校作成・発行の教育関係資料
- (3) 文京区幼稚園研究部会、小学校研究部会、中学校研究部会及び区内教育関係団体作成・発行の教育関係資料
- (4) 文京区立幼稚園及び小・中学校に関する教育関係資料
- (5) 文京区以外の教育委員会及び教育関係機関作成・発行の教育関係資料
- (6) 調査研究に必要な各種資料
- (7) その他所長が必要と認めるもの

(資料の収集及び保存)

第 4 条 資料は、発行される毎に各 2 部を収集する。

2 資料の保存期間は、長期とする。

3 前項の規定にかかわらず、所長は、修理不能その他廃棄が適当と認められる資料を処分することができる。

(資料の登録)

第 5 条 資料を備え付けるときは、当該資料に関する題名、発行者、発行日等の情報を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)により登録しなければならない。ただし、軽易な資料で登録する必要がないと所長が認めたときは、この限りでない。

2 前項の登録が完了した資料は、分類の表示をし、当該分類ごとに配架して利用に供さなければならない。

(利用者の範囲)

第 6 条 資料室は、文京区立幼稚園及び小・中学校に勤務する教職員、文京区職員のほか、一般利用に供することができる。

2 前項の規定に関わらず、資料の貸出しは、文京区立幼稚園及び小・中学校に勤務する教職員、文京区職員に行う。

(開室時間)

第 7 条 資料室の開室時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、所長は、資料の整理その他の都合により、開室時間内でも臨時に閉室することができる。

(閲覧)

第 8 条 資料の閲覧をしようとする者は、センターに申し出て備付けの用紙に所定の事項を記入しなければならない。

(貸出し)

第 9 条 資料の貸出しを受けようとする者は、センターに申し出て備付けの用紙に所定の事項を記入しなければならない。

2 資料の貸出期間は 1 4 日以内とし、ほかに当該資料の貸出しを希望する者がいない場合は、1 回に限り期間を延長することができる。ただし、点検その他資料整理上必要があるときは、貸出期間内でも返却させることができる。

3 貸出しをする資料の数は、原則として 1 人につき 5 点以内とする。

4 所長は、貸出しが不適当と認めた資料については、制限することができる。

(督促)

第 10 条 所長は、資料の貸出しを受けた者が貸出期間内に返還しないときは、返還されるまで督促し、当該資料の回収に努めなければならない。

(利用の制限)

第 11 条 所長は、資料室を利用する者(以下「利用者」という。)が条例第 8 条各号のいずれかに該当するときは、入室を制限し、又は退室させることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、資料室の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(教育センター教育資料室資料収集指針の廃止)

2 教育センター教育資料室資料収集指針（23文教教セ第309号）は、廃止する。



## 文京区教育センター科学教育事業実施要領

23 文教教セ第 47 号平成 23 年 4 月 1 日教育長決定

25 文教教セ第 28 号平成 25 年 4 月 1 日改正

28 文教教セ第 2180 号平成 29 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要領は、文京区教育センター条例（平成 9 年 3 月文京区条例第 13 号）第 2 条第 1 号に基づき、科学教育事業（以下「事業」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 観察や実験、ものづくり等による自然事象の体験を通して、子どもたちの自然科学に対する豊かな感性や創造性、科学的な見方や考え方を育むとともに、コンピュータを活用した情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図る。

(実施内容)

第 3 条 教育センターは、自然科学教育及び情報科学教育に関する次の講座等を実施する。

(1) 自然科学教育

①「やってみましょう楽しい実験」

基礎的な自然体験や実験を通して、自然科学に対する興味・関心や知的好奇心を育むことをねらいとした講座

②「親子理科教室」

親子でのものづくりや観察を通して、自然科学の楽しさを体験し、自然科学への興味・関心を高めることをねらいとした講座

③「科学教室」

自然科学に関する発展的な観察や実験、ものづくり等を通して、科学的なものの見方や考え方、創造性を育むことをねらいとした講座

④「子ども科学カレッジ」

大学の最新の研究成果に触れるとともに、学術研究の素晴らしさを体験することをねらいとした講座

⑤「出前授業」

小学校に専門指導員を派遣し、理科の授業支援や教員対象の理科実技研修への支援及び科学クラブへの指導を行う。

⑥「移動科学教室」

小学校の P T A 活動に専門指導員を派遣し、科学的事象の体験を通して理科や科学のおもしろさを知る機会を提供する。

⑦理科授業の予備実験等支援

教育センター科学実験室に単元の実験器具や実験材料をパッケージで準備し、教員が自由に予備実験や教材研究できる環境を提供する。

(2) 情報科学教育

①「子どもパソコン教室」

基礎的なプログラミングやものづくりの体験を通して、パソコンに慣れ親しみ、パソコンの動作を科学的な見方から学ぶことにより、情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図ることをねらいとした講座

②「小学生プログラミング教室」

プログラミングの体験を通して、基礎概念を学び自身で簡単なオリジナルアプリケーション制作を行うことにより、情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図ることをねらいとした講座

③「中学生プログラミング教室」

プログラミングの体験を通して、基礎概念を学び自身でアプリ開発・ゲームプログラミング・Web デザインの制作等を行うことにより、情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図ることをねらいとした講座

(定員)

第4条 講座の実施にあたり、必要に応じ、定員を設けるものとする。

(対象)

第5条 講座の実施にあたり、区内に在住又は在学する5歳児以上の幼児、小学生・中学生及び保護者の中から、必要に応じ、対象を設けるものとする。

(費用負担)

第6条 ものづくりに必要な教材に係る経費は、参加者の負担とすることができる。ただし、100円未満については切り捨てるものとする。

2 文京区教育センターを実施会場としない講座に係る保険料、交通費、入園料の実費は、参加者の負担とする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、教室の運営に必要な事項は、教育推進部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

付 則 (平成25年4月1日25文教教セ第28号)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月21日28文教教セ第2180号)

## 文京区教育センター防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

27文教教セ第939号平成27年8月10日教育長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、文京区教育センター（以下「センター」という。）が設置する防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めることにより、敷地等の安全対策を推進するとともに、区民等の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ センター敷地等の安全対策の推進を目的（犯罪を予防することを従たる目的とするときを含む。）として、特定の場所に固定して設置される撮影装置であって、撮影した映像を表示し、又は記録する機能を備えたものをいう。
- (2) 映像 防犯カメラの映像表示装置（電気通信回線に接続している電子計算機を含む。以下同じ。）により表示された映像であって、当該映像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (3) 映像データ 防犯カメラの映像記録装置（電気通信回線に接続している電子計算機を含む。）により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、防犯カメラの映像表示装置等を用いて映像として表示することにより、特定の個人を識別することができるものをいう。
- (4) 区民等 文京区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。

### (センターの責務)

第3条 センターは、映像データを収集し、保管し、又は利用するに当たっては、防犯カメラ設置者として、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき、区民等の基本的人権を尊重するとともに、映像データの保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

### (管理責任者等)

第4条 防犯カメラの適正な運用及び維持管理を図るため、管理責任者、取扱責任者及び取扱者（以下「防犯カメラ操作者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、教育センター所長（以下「所長」という）の職にある者とし、防犯カメラの運用及び維持管理がこの要綱に則して適正に行われるよう、敷地等に設置される防犯カメラに関する事務を総括する。
- 3 取扱責任者は、教育センター学校支援係長の職にある者とし、防犯カメラの維持管理並びに映像データの閲覧、取出し及び保存（以下「映像データの閲覧等」という。）に関する事務を総括する。
- 4 取扱者は、センターに所属する職員のうちから所長が指定する者及び第7条第1項第1号に規定する取扱者とし、管理責任者及び取扱責任者の指揮監督の下に、防犯カメラの運用及び維持管理並びに映像データの閲覧等に関する事務を行う。

### (防犯カメラの設置に係る措置)

第5条 センターは、防犯カメラを設置しようとするときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの撮影対象区域及び台数は、第1条に規定する敷地等の安全確保に必要な最小限の範囲とすること。
- (2) 防犯カメラを設置している旨を撮影対象区域又はその近接する場所に表示すること。
- (3) 映像データを安全かつ適正に管理するため、防犯カメラの設置場所について必要な措置を講ずること。
- (4) 私有地の映像が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。

### (映像データの適正な管理)

第6条 センターは、防犯カメラ操作者以外の者に、映像データの閲覧等を行わせてはならない。

- 2 管理責任者は、第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、センター利用者の安全確保のため緊急を要するときは、防犯カメラ操作者に映像データの閲覧等を行わせることができる。この場合において、管理責任者は、映像データの閲覧等の日時、理由、操作者等を書面により記録しなければならない。

- 3 防犯カメラ操作者は、映像データに関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 映像データは、撮影時の原状により保管するものとし、編集、加工、複製、印刷又は持出しをしてはならない。ただし、第8条第1項及び第2項の規定により開示し、又は提供しようとする場合においては、この限りでない。
- 5 映像データの保管期間は、映像データとして記録された日から原則として14日以内とする。ただし、第8条第1項及び第2項の規定により開示し、又は提供しようとする場合においては、この限りでない。
- 6 前項に規定する保管期間を超えた映像データは、速やかに映像データの消去、上書き又は物理的な粉碎等により破棄しなければならない。
- 7 映像データの閲覧等を行う場合において、電気通信回線に接続している電子計算機を使用するときは、映像データの漏えい、滅失又は毀損が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。

(業務委託に係る措置)

第7条 センターは、防犯カメラの保守等の維持管理に係る業務を委託するときは、当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）に対し、次に掲げる措置を講じさせなければならない。

- (1) 防犯カメラ及び映像データの取扱者を特定し、制限すること。
- (2) 前号の取扱者に対し、研修又はその他の方法により、個人情報の保護について啓発をすること。
- (3) 映像データの保管について、安全かつ適切な措置を講じ、その内容をセンターに報告すること。
- (4) 映像データを受託した業務の目的の範囲を超えて利用し、又は第三者に提供しないこと。
- (5) 受託した業務を第三者に委託しないこと。
- (6) 受託した業務の遂行に当たり、映像データの編集、加工、複製又は印刷が必要な場合には、センターの許可を必ず受けること。
- (7) 防犯カメラの運用状況について、センターに報告すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報を保護するために必要なこと。

2 センターは、受託者に個人情報保護条例及び文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則（平成16年1月文京区教育委員会規則第1号）の遵守を義務付けなければならない。

(映像データの開示等)

第8条 センターは、個人情報保護条例第16条第1項の規定により区民等から自己の映像に係る開示の請求があったときは、当該区民等が特定でき、かつ、当該映像が他の記録された区民等と容易に区別できるものを開示するものとする。

2 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、映像に記録された区民等の同意を得ずに映像データを外部提供してはならない。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項又は第279条の規定により、捜査機関又は裁判所から公文書による映像データの提供に係る照会を受けた場合において、センターが当該照会に対し理由があると認めたとき。
- (2) 前号のほか、法令に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

3 センターは、映像データを外部提供しようとするときは、この要綱の趣旨及び当該提供の目的に照らし、必要かつ最小限の範囲にとどめるものとする。この場合において、外部提供を受ける者に次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 映像データを安全かつ適切に管理すること。
- (2) 映像データの取扱者を特定し、又は制限すること。
- (3) 映像データを複製しないこと。
- (4) 映像データを第三者に提供しないこと。
- (5) 外部提供を受ける必要がなくなったときは、映像データを速やかに返却すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。

4 映像データを外部提供しようとするときは、映像データの取出しは、防犯カメラ操作者が行い、必要に応じて捜査機関を立ち合わせることができる。

5 センターは、映像及び映像データの開示の請求又は外部提供の照会を受けたときは、日時、請求者（又は照会者）、映像及び映像データの範囲等を書面により記録しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、映像及び映像データの開示及び外部提供に関する事項については、個人情報保護条例の定めるところによる。

(苦情処理)

第9条 管理責任者及び取扱責任者は、区民等から防犯カメラの設置又は運用に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 防犯カメラの設置その他の必要な準備については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

令和6年8月発行

令和5年度版 文京区教育センター紀要（第58号）

編集・発行 文京区教育委員会文京区教育センター  
文京区湯島四丁目7番10号  
電話 03-5800-2591  
E-mail [b704000@city.bunkyo.lg.jp](mailto:b704000@city.bunkyo.lg.jp)  
URL <https://www.bunkyo-tky.ed.jp/ed-center/>